

去年恩賞方に雜断決断所を設け、三番に分ち結番せしより、既に七八月に及べり、諸國より京都に趨附する要請は月日を逐て忙劇になりたるべし、元年五月十八日に至り四番に増されたり。建武記の恩賞方番文に、

一番子辰 東海道東山道 (●は武家)

吉田一位定房卿 (中御門) 經季朝臣頭管内卿 良定朝臣中院中將 兼光土佐守 (伊賀)

親光太田判官 (若城)

二番丑己 北陸道

民部卿光經卿 (甘露寺) 藤長藏人右少辨 職政兵衛大夫判官 (中原) 秀清佐渡大夫判官 (中原)

三番寅午 畿内山陽道山陰道

別當藤房卿 (萬里小路) 宗兼朝臣頭中將 (中御門) 長年伯耆守 (名和) 正成河内大夫判官 (楠本)

四番卯未 南海道西海道 (每番に注したるは沙汰日割なり)

四條中納言隆資卿 (岡崎) 範國左衛門權佐 頼元五條大外記 清原康基六位史

記録所寄人

(小槻) 四位左大史冬直宿禰 頼元 (中原) 弼大外記師利 (中原) 新大外記師治 (坂上) 大判事明清

(姉小路) 主計大夫判官明成 職政 兼光 正成 長年

公家の人物を精選したるにて、貴賤を混じ、又四名の武家も加はれり、三番の時の交名は知によしなけれど、幕府を引繼たる後は専ら公家の世となして、諸國の地頭御家人の領地賞地を定めんとしたるものと認む。

國家の土地分配にかゝる公衆の意思は、前節の北畠親房の神皇正統記を以て其大要を知に足る、又同書に莊園にかゝる歴史思想を述て、天下を治むるといふとは國郡を専らにせずして、其事となく不輸の地を立らるゝとの無りしにこそ、國に守あり、郡に領あり、一國の内みな國命の下にて治めし故に、法に背く民なし、斯て國司の行跡を考へ賞罰ありしかば、天下の事象を指て行ひ易かりき、其中に諸院諸宮に御封あり、親王大臣また此の如し、其外官田職田とてある、皆官符を賜はりて其處の正税を受る計りにて、國は皆國司の吏務なるべし、但大功の者を今の莊園などいへ傳ふる如く國々に綺れずして傳へける。中古となりて莊園多く立られ、不輸の處出來しより亂國とはなれり、上古には此法よく固かりければにや、推古天皇の御時、蘇我の大臣我封戸を分て寺に寄むと奏せしを終に許されず、光仁天皇は永く神社

佛寺に寄られし地をも永の字は一代に限るべしとあり、後三條院の御世こそ此弊を聞せ給ひて、記録所を置れて國々の莊公の文書を徵て多く停廢せられしかど、白河鳥羽の御時より新立の地いよ／＼多くなりて、國司の知どころ百が一になりぬ。後さまには國司任に赴くとさへ無く、其人にもあらぬ目代を差して國を始めしかば、いかで亂國と成ざらん、况や文治の初め國に守護職を補し、莊園郷保に地頭を置れしより此來は、更に古への姿といふとなし、政道行はるゝ道盡く絶果に（以下前統の概に返）とあり。是當時の公家が大權回復に熱中したる意を支配したる主張なるのみならず、明治以前まで世の物知といふ人は皆此論旨に支配されてありしに因て、公武の間に水火の如き争ひを生じ、南北黨の分裂は此に根柢をなして起り、後世までの大亂とはなりたり。

抑國家の土地は、天皇主權の下に其地の住民に分配するを以て、政令の根基とす。大化の詔に、其園池水陸之利、與百姓俱（以下）とあり、又方今百姓猶乏、而有勢者分割水陸、以爲私地、賣與百姓、年々索其價、從今以後、不得賣地、勿妄作主、兼并劣弱とある、即其根基の上に立られたる法令なり。其既墾地は田籍に登録されて、不輸の地を立ると

なく、國郡にて管理したれども、未墾の地は、其處の百姓、即士族に分配して開墾させ、其利を俱にする主意なり。故に田令に、其官人（以下）於所部界内、有空閑地、願佃者、任聽營種、替解之日、還公と定め、養解に若以土人任爲田司、并郡司、及百姓等營種者、即永爲私田とありて、墾田の利は、其土の百姓に利得を私有させて、他管の官人は領するを得ぬ法なり。然るに莊園を立て、不輸地の多くなりたるは、主權の下に環列したる有勢者、謂ゆる權門勢家、大社大寺が、劣弱を兼并し、上は天皇の主權を挽め、下は其地に住する百姓の利を奪ひ、領家てふ者出來て、終に國司郡司の支配地まで私田に租入たるが、亂世の始めなり。是に因て土著の百姓は、武士と化し、首領を推立して、京都の有勢者より得分を侵奪し、劣弱を兼并するを拒みたるにより、武門武士と公家の領主との争ひ起り、其結果として守護地頭を設くるに至りぬ。故に大化の詔に立返り、田令の主意を究むれば、公家は主權をかざして土人の私地得分を侵削する者にして、武家は土人の總代となりて公家の侵削を限制せんとする者なれば、北畠卿の論は必ずしも正理にあらず、公家に偏したる僻説といふを辭するを得ず。一統の初めに雜訴決斷所は、公家一手にて專決せんと試みられたるは

決して允當の處置を得たるものに非ず、大權の回復の初めに、まづ根基に認解あるを以て、一年ならざるに、其土に住する百姓の地主に憤怨を惹起さしめ、首に朝敵人として闕所にさるゝ徒より戈をあげて起しめたり。

本間澀谷の徒が敗北せしとて、潜滅したるにはあらず、猶潜勢を養ひたらん、明年奥羽岩城の亂は、津輕と氣脈關連し、糠部郡今地方南の工藤、横溝諸族嘯起するに、より、四月陸奥國司より攝津人、多田木工助貞綱を使節となし、津輕に赴き鎮定せしめ、五月會我光高等石川の寨を落す。凶徒は式部卿宮と稱じて衆を募る、六月南部又次郎師行等往て中條を攻む、安藤五郎二郎國司と足利氏との命を左右して、外濱の地を横傾せんとす、平賀某安藤と結び、貞綱の不知案内に乗して之を欺罔す、糠部や、定まれど、津輕は猶穩かならず、南部文書。越後の凶徒も亦瀬波郡に蜂起し、小泉左衛門二郎持長叛き、城を修めて之に據る、其黨大河彦次郎將長等、大河樺澤城の間に楯籠る、守護代官屋藏與一原大貳房を遣し、兵を催發し之を撃つ、七月十日大貳房は大河樺澤を陥ぬれ、十二日與一は持長の城を攻て之を討落す、色部文書八月陸奥守北畠顯家、津輕凶徒追討として自ら發向せんとし、岩城諸郡の兵を催發し、六日伊賀

三郎盛光等府中を發して津輕に向ひ、南部師行等と持寄城を會撃し、月を亘る、南部文書、飯野八と古文書に見ゆ、府中を發するは顯家に從ひたるなり、

鎮西には少貳大友の軍方に帆柱山溝口に對持し、日隅地方も亦動搖せり、四月の末島津貞久を大隅守護となす、七月遠江掃部助三郎兄弟、野邊、竹井、橋口、肥後等の徒と、日向島津莊に嘯し、南郷諸縣を濫妨狼藉す、薩藩蓋し規矩絲田の族なり。莊の地頭名越氏は交名に見えざれど、地頭代肥後氏も加はる、此亂の結末は詳かならず、名越氏の裔は永く薩藩に存在したり。少貳頼尙宗像氏を先鋒として山鹿に向ふ、山鹿政貞麻生氏と和せず、相隣離して官軍に降り、政貞逃亡す、頼尙進んで帆柱山城を攻む、高政規矩城に退き、長野政通和をいる、鎮西中村、來島、松浦、龍造寺等、肥筑の兵も來會し、七月九日規矩等を陥ぬれ、高政を斬る。大友貞載は堀口城を圍み、星野、黒木、草野、間住所等を誘致し、十二日城陥ぬり、貞義等自殺す、菊池武重は絲田を攻て之を陥ぬれ、豊筑平らく、鎮西時に安藝も穩かならず、尋て伊豫動搖し、西國なを靜謐を失へり、事は次に述べし。八月十一日、追討少貳頼尙兵百騎を隨へ參内し、捷を奏す、賊首を大路に渡さる、玉太平肥に筑紫より少貳大友、菊池、松浦の者共大船七百餘艘

にて參洛す、新田左馬助、舍弟兵庫助、七千餘騎にて上洛せらる。此外國々の武士共一人も残らず上り集ける間、京白河に充滿し、先大功の輩の抽賞を行はるべしとて、略中公家武家の輩二ヶ國三ヶ國を賜りけるとあるは、誇張と燕雜と多けれど、新田左馬助兄弟の上洛は越後の捷を奏したるにや。

八月に至り、雜訴決斷所を更に八番に取廣げられ、諸大名及び舊幕府の政務に達したる人を選まれ、公武混合の衙門となれり、其結番交名は、

○は武家の吏員

一番五畿内山城、大和、河内、和泉、攝津

一日、二日、五日、庭中十一日、十二日、十三日、廿二日、廿五日、越月、隔月

今出川前右大臣兼季公別當藤原房卿  
五條大外記 正親町大夫判官 三條少外記 宇津宮兵部少輔 土佐守 兼光  
頼元 章有 秀清 清原康基 公綱  
信連 河内大夫判官 飯尾彦彦左衛門入道 三宮孫四郎入道 道守

二番東海道伊賀、伊勢、志摩、尾張、三河、遠江、駿河、伊豆、甲斐、相模、武藏、安房、上總、下總、常陸

一日、中隔二日、三日、十二日、十三日、十六日、廿二日、廿三日、越月、隔月

久我前右大臣長通公 (洞院) 左衛門督實世卿 (坊門) 右大辨宰相清忠卿 宣明朝臣

藏人人民部大輔 定親 官長者四位大夫 冬直宿禰(小槻) 彌大外記 師利奉行 四條坊門大夫判官 是四房 道昭 常陸前司(小田) 時知  
上杉兵庫入道 町野加賀前司 庄左衛門尉 布施彦三郎入道 道乗(三登)  
 道勳 信宗 藤原長家 道乘

三番東山道近江、美濃、飛騨、信濃、上野、下野、陸奥、出羽

三日、四日、八日、中隔十三日、十四日、廿三日、廿四日、廿五日、越月、隔月

(洞院) 内大臣公賢公 堀川大納言具親卿 中御門前中納言冬定卿 (九條) 左大辨宰相實治卿  
頭中將 壬生大夫史 冷泉大夫判官 藤原宗成 長井左近大夫將監 佐々木佐渡入道 宗兼朝臣 匡遠 章典 藤原宗成 高廣 如覺  
高濑河權守 藤原基夏 飯防大進房 圓忠

四番北陸道若狹、越前、加賀、能登、越中、越後、佐渡

四日、五日、六日、中隔十四日、十五日、十六日、廿四日、廿五日、越月、隔月

(吉田) 儀同三司定房卿 (三條) 前藤中納言實任卿 日野前宰相資明卿 (甘藷寺) 右少辨 藤長  
藏人判官 箕原清藤 箕原清藤 言春 師右 章万 二階堂外記 中原重尙 道蘊  
佐々木信濃判官 飯尾左衛門大夫 海老名五郎左衛門尉 藤原經則 光瑜  
 高貞

五番山陰道丹波、丹後、但馬、因幡、伯耆、出雲、石見、隱岐

六日、七日、十五日、中隔十二日、十七日、

葉室新宰相  
長光朝臣

道要？

西阿◎

藤原信重

眞慈是四會弟

章兼

則成

長年

成藤？

前宮内卿範高卿

大貳經顯卿

一位宜彦卿

右中辨

師治

博士大夫判官

勢多大夫判官

雅樂右近將監

越中權守

伯耆守

藤原信重

雜賀軍人正

六番山陽道備後、美作、備前、備中、備後、安藝、周防、長門。

七日、八日、九日、中庭、十七日、十八日、廿六日、廿七日、廿八日、隔月越前

前平宰相宗經卿

式部權大輔

安倍成定

道大◎

親光結城◎

前大史

信濃入道

太田加賀大夫判官

前大史

信濃入道

太田加賀大夫判官

道元◎

大江貞重◎

寂意◎

門真支藩左衛門入道

道大◎

親光結城◎

七番南海道紀伊、淡路、阿波、讃岐、伊豫、土佐。

九日、十日、十一日、中庭、十九日、廿日、廿八日、

民部卿光經卿

中御門宰相經宜卿

吉田前宰相資房卿

光守朝臣

大判事中原

藤原康清

時信◎

宗衡◎

對馬民部大夫

泰尚

國年

行圓

八番西海道筑前、筑後、豊前、豊後、肥前、肥後、日向、大隅、薩摩、壹岐、對馬。

十日、十一日、十九日、廿日、廿一日、廿九日、

藏人右衛門佐

侍從中納言公明卿

堀河前宰相光繼卿

範國

近衛大夫判官

高倉大夫判官

左大史

小田筑後前司

佐々木佐渡大夫判官

職政

高階俊春

貞知◎

道譽◎

明石民部大夫

飯尾兵部右衛門尉

引田

道譽◎

梅松論に、八番に分られ先代引付の沙汰立所也とは、此擴張をいふなり。●印は大

名中に於て政務、文事の心得ある人の選なり。●印は先代政所の員にして、此外の法

師は寺家に縁故あるものもあらん、是迄は公家の世になさんとして、武家及び法師を

加へざりしに、事情より撓まされ、此に至りたり。昔し鎌倉開府の初め、三善康信の

紹介により、中原大江の政治家を招待して政務を打頼み、藤原行政など、政所に列

し、土地の處分を主辨したる權勢に憑依し、所領を取廣げ、長井、毛利、江、攝津、大友、中、町

野、太田、二階堂等の大名となり、今は百餘年を移したれば、是等の政務家を交へず

に諸國の土地を支配せんと、到底不可能の事なり。されば一年餘の間、朝紳の不知

案内を欺き、轉倒錯誤の處分を族生し、終に此政體を創めたるなり。

建武記に、口遊、去年八月二條河原落書建武元年を記したるは、當時京都の狀態を描

出せり。曰く此比都にはやる物夜討強盜謀論旨召人早馬虚騷動生首還俗自由出家俄大名迷者安塔恩賞虚軍(虚軍は恩賞を求るために)本領はなる、訴訟人文書入たる細葛追従、隠人禪律僧下克上する成出する成出者(以上の二句は前の決断所へ新加の者を評す、下克上は下馬として上馬を)器用の堪否沙汰もなく漏るる人なき決断所著つけぬ冠上のみぬ、持も習はぬ笏持て内裏交はり珍しや賢者顔なる傳奏は我もくくと見ゆれども巧なりける詐は愚なるにや劣るらむ爲中美物に飽満てまな板鳥帽子歪めつゝ氣色めきたる京侍黄昏時に成ぬれば浮れて歩く色好幾ぞ許ぞや數不知内裏をかみと名付たる人の妻稱の浮れ女は餘所の見る目も心地あし尾羽折歪むるせ小鷹手毎に誰も居たれど鳥捕ことは更になし鉛作の大刀太刀より大きに拵へて前下りにぞ指ほらす婆佐羅扇の五骨(武式目には號婆佐羅扇に同じ)ひろくし瘦馬薄小袖日鏡の質の古具是(具足は甲冑の揃)關東武士の籠出仕下衆上臈の際もなく大口にさる美精好(精好は織)直垂猶不捨弓も引得ぬ犬追物落馬矢數にまさりたり誰を師匠となけれども遍はやる小笠懸事新き風情なり京鎌倉をこきませせて一座捕はぬるせ連歌在々所々の歌連歌點者にならぬ人ぞなき譜第非成の差別なく自由

狼藉の世界也、犬田樂は關東の滅ぶる物と云ながら田樂は猶はやる也、茶香十炷の寄合も(茶寄合香寄合は鎌倉)鎌倉釣に有鹿と都はいと一倍増す、町毎に立簾屋は荒涼五間板三枚(横三間と五間)幕引回す役所稱其數知ず滿々たり、諸人の敷地不定半作の家是多し、去年火災の空地共くわ福にこそ成にけれ、適殘る家々は點定せられて置去ぬ(武式目に助應明之力構造之私宅忽被點定又被取之問)非職の兵仗はやりつゝ、路次の禮儀辻々はなし、花山桃林さひしくて牛馬華洛に遍滿す、四夷を鎮めし鎌倉の右大將家の掟より、只品有し武士もみななめしだらにぞ今はなる、朝に牛馬を飼ながら夕に變ある功臣は左右に及ばぬ事ぞかし、させる忠功無れども過分の昇進するもあり、定めて損どあるらんと仰て信を取計り、天下一統珍しや御代に生れて様々の事を見聞ぞ不思儀共、京童の口遊十分一を漏すなり、右は其比の京師に於る上下の社會の有様にして、一統の後また一年計りなるにはや解弛して華香遊惰に趨き、檢束なき情景を見る。九月七日に衣服の制を定められ、又近來諸人、僮僕、諸司、下部、背法服之制、表過差之儀、己非儉約、可謂僭上、自今以後、綾羅錦繡、金銀珠玉之服飾、永從停止との宣旨を下さる、英、玉太平記に千種殿並文觀僧

正奢侈の一節を演ず、亦ことごとく架空の談には非ざるべし。

第卅七節 中先代の亂とは、北條氏の餘黨蜂起したるをいふ、足利氏は鎌倉家中絶を相續したるとして、是を先代と稱へたり、因て北條氏を其中間の先代として此稱へあり、故に中先代は北條氏の替語にして、其亂を推言すれば、元弘以來北條氏討伐の戦争は、源氏幕府の交迭よりして、みな中先代の亂といふべし。政治變化の歴史に經驗乏しき時代に於ては、帝權の回復は、六波羅、鎌倉、鎮西をさへ倒せば足ると思へり、若し然るものならば、帝權の下に一紙の詔にても廢すべし、但其然らざるは幕府組織に附隨したる團體の諸國に散布し、之を改易するに難きを以てなり。國家は諸國士民の上に立たるを知らば、六波羅、鎌倉、鎮西の陷るは帝業の初期にして、是より諸國の守護地頭を處置するに智能を用ゐ、始めて成功を望むべきを知ん。譬へば惡木を除くが如し、本幹を切倒すは易し、其根株の搦みたるを他の良木を傷らずに拔去んと甚だ難し、少しく懈怠すれば萌蘗忽ち發生す、中先代の亂は即ち其萌蘗の發生に異ならず。

帝は後鳥羽帝以來の遺志を遂給ひ、公家一統の世となす、御慮にて、幕府を廢し、公

家を用ゐて決斷所を設けられたれども、數百年形成したる武家政所は復除くべきに非ず。鎌倉府より陸奥府を分ち並に公武混合の政所を組織し、鎮西は鎌倉の舊制にまかせ、少貳大友島津三氏に委ねられ、京都にも侍所武者所を設くる等、數月を経るまに公家の世と思ひの外に武家の世なりとの失望となれり。諸國兵馬の權を執て追捕の任に當るものは、一方の公家黨は大塔宮を推し、一方の武家黨は足利尊氏を推し、はしなく軋轢を始め、國司の配布と、守護地頭の更迭と、自然に齟齬を生し、其破綻は差向きの死活問題たる、北條黨の關所地處分より破裂して、中先代の亂を煽起したり。世に是を建武中興の破れといひ、帝の内奏女謁に感給ひしを尤むれど、豈其然らんや。六波羅、鎌倉の陷落は幕府を除く初期にして、中先代亂の初めなり、此より生ずる諸國の亂の裁定如何によりて、一統の業は始めて見べし。然るに此に至りて方針を撓まされ、北條黨を寬宥し、幕府の政務家を選用し、唱始の功に與からぬ強族も賞じ、所領安堵の途を廣むる等、社會の壓力に左右され、最初廢幕の希望は次第に薄るき、北條餘黨の嘯起により、京師恟擾し、公家方武家方の黨派鼎沸したるは、亦怪むに足らざるなり。

鎮西は、古來太宰府の管國にて、特別政治の地なり、少貳大友等が北條餘黨の捷を獻ずる後、少貳に筑前筑後豊前(守護職なり)を賜はり、大友に豊後肥前を賜はり、故の如くに鎮西の事を司らしむ鎮西。薩摩の山田聖榮自記に、先代とは北條九代の事なり、京都關東鎮西同月に滅亡後は探題なし、貞久下向に付て、於九州者、大友、少貳、島津殿奉行頭として國々可有談合之由被仰下、去に依て博多の松口と申所に屋形作有て、松口殿と申(中略)道鑑も御老體に及候得者、薩州へ御下候となり。此の如く九州は菊池が首功に依て肥後守となる外は、元の如く三氏の權内に支配せり。

奥羽は、北畠國司津輕の持寄城を攻て、合戦すると、累月、其末十一月十九日に陥る、巨魁名越時如、安達高景(秋田城介なり、鎌倉陥る時、父)其黨與と共に降參す元弘。裏書南部、是安藤、工藤、南部諸族の奥羽北部に割據する漸なり。此時東西諸國に北條餘黨の囂起せると散見すれども、莫大ならぬは一にいはず。

京都には、九月に石清水東寺賀茂社の行幸あり、神佛興隆の報賽をなし、僧徒宮司の心を攪らるゝなるべし。足利尊氏は勳功賞として正三位に昇りてありしが、十四日參議に任ぜらる公卿、二十一日に石清水行幸の由を、中納言萬里小路藤房を以

て仰下され、其日臨幸馬場殿を皇居となし、夜社頭に幸し神樂あり、曉更に及ふ、廿二日護國寺供養を行はる、左兵衛督尊氏隨兵を率ゆ、并正成長下以下の武士、兵具を帶て東西の山路に群居して警固を致す護國寺。翌日東寺に幸し、塔供養を行はるゝ、兩日東寺塔、二十七日、賀茂社行幸ある和元。亦尊氏廿一番の帶刀武田信明佐々木時綱、供養記、二名を率ゐて供奉す文書。太平記に、藤房も時の大理にておはする上、今は是を限の供奉と思はれければ(辭職の決心ないう)御供の官人悉目を驚す程に出立れたりとあれど、供養記は見えず。保曆間記に九月兩社行幸あり、天下一統也ければ、其儀式中古にも勝て目出かりけり、尊氏兵衛督にて供養す、隨兵を召具す美々敷ぞ見えしとありて、總て供奉の行装は美を飾りしなるべし。

公卿補任に中納言正二位藤藤房、三十九右衛門督(兼備)、津武元年十月五日出家とあり、賀茂より還幸の七日後なり。此出家の事は他の確實なる書には其故を記するなし、只太平記、吉野拾遺などの小説に、隱遁の跡を記して、後人の感情を惹起し、今は妙心寺二世の住職授翁なりといふに至る、皆空中の樓閣なれど、少しく此に録出しおくべし。太平記に、風闕の西二條高倉に馬場殿とて、俄に離宮を立られたり、



天子常に幸成て、歌舞蹴鞠の際には弓馬の達者を召れ、競馬を番はせ、笠懸を射させ、御遊の興をぞ添られけれ建武記に十月十四日藤房出家後於北山殿有御笠懸射手其比佐々木鹽治判官高貞か許より龍馬なりとて、月毛なる馬の三寸許なるを引進す、今朝卯刻に出雲富田を立て、酉刻の始に京著す、其路既に七十六里中或時主上馬場殿に行幸成て、又此馬を欲覽あり、洞院相國内大臣に向て、此馬求めざるに出来る、吉凶何如と御尋ありければ、相國申されけるは、是聖明の徳に因ずんば、天豈此嘉瑞を降し候はんや、以下周穆王懸童の故事は此物語の種なれど、其除す。孝德帝白雉の改元は其嘲瑞を慶して、詔文に詳記せられし程なれば、朝廷にかゝる例無とは謂され、藤房脚躑で申されけるは、今は政道正しからざるに因て、房宿の精ど、必ず捏造なり、藤房脚躑で申されけるは、今は政道正しからざるに因て、房宿の精化して此馬と成て人の心を蕩さんとする者なり、其故は大亂の後、民斃人苦て、天下未安からざれば、執政唾を吐て人の愁を聞、諫臣表を上り主の過を正すべき時なるに、百辟は樂に姪して世の治否を見ず、群臣は旨に阿て國の安危を申さず、初神の語且、變語を陳れて内府を面斥する、卑劣の暴言は、藤房の性格如何を問はず、断々なき演劇的の造語なり。是に依て記録所、決断所に群集せし、訴入日々に減しか、増し、訴陳徒に閑けり、中、公家被官の外はいまだ恩賞を賜りたるあらざるに、中、大内造營有べしとて、諸國の地頭に二十分一の得分を割分て召るれ

ば、兵革の費の上に此功課を悲めり、又國々には守護威を失ひ、國司權を重くす、必ず然らば、在廳官人、檢非違使、健兒所等、過分の勢を高せり、加之、諸國の御家人の稱號は、頼朝卿の時より有て既に年久しき武名なるを、御家人は戸令に出づ、公家武家並に有る稱なり、此御世に始めて其號を罷らるれば、大名高家いつしか凡民の類に同じ、御家人の稱を云云、中、龍顏少し逆鱗の御氣色有て、御遊はさて止にけりとぞ聞へしとある。天馬の諫は固り虚誕にて、其中に時政の失を擧るも多く浮汎なり、造内費廿分一は、建武記に、是月の雜訴決断所牒に、諸莊園卿保地頭職以下、所領等、御年貢並仕丁役事、任御事書之旨、不論本領新恩、當時管領田地分、任實正令注進之、以正稅以下、色々雜物等、所出廿分之二、守參期可進御倉之由を、諸國衙に觸られたり、是を敷衍したるならん。さて其諫言は九月以前の事に演し、石清水行幸の次に、御神拜一日有て還幸事散しければ、後とす藤房致仕の爲に參内せられ、其事となく御前に伺候して、未明に退出し、陣頭より車をは宿所に返し遣し、侍一人召具して北山の岩藏と云所へ赴かれ、此にて不二房と云僧を戒師に請して、十戒持律の法體となり、山川料撒の身と成しは例少き發心なり、此事微聞に達しければ、君限なく驚き思召て、其在所を急き尋出し、再政道

輔佐の臣と成べしと、父宣房卿に仰下されければ、(略中)宣房卿岩藏の坊に行て左様の人やあると尋られければ、主の僧さる人は今朝まで是におはし候つるが、行脚の御志候とて、何地へやらん御出候ぬるなりとぞ答へけるとあり。是信まことがたき談なれど、斯跡を晦まし隠遁せるといふにより、如何になりしやとの感情にて、藤房の行衛につきさまく、に浮説は傳はりたり。

藤房は帝に信近せられ、且名臣の嫡子にて、有功の人なれば、其出家はさり難き事情のありつらん、知によしなけれど、當時の京都には非幕府黨の潜燄燃上りて、帝と大塔宮との上に危険を生したるは事實なれば、或は此際に處する苦心の餘りに出たるかと推量するにぞ。其事實は梅松論に、十月二十二日藤房出家の十七日後の夜、親王(大塔宮)御參内の次を以武者所に召籠奉て、翌朝に常磐井殿へ遷し奉り、武家輩營固し奉る、宮の御内の輩をば武家の番衆兼日勅命を蒙りて、南部工藤を初めとして、數十人召預けられける、十一月親王をば、細川陸奥守顯氏請取奉て關東へ御下向あり、思ひ外なる御旅の空、申もなかく、恩也宮の御謀叛、眞實は敬慮にてありしかども、御科を宮に讓給ひしかば、鎌倉へ御下向とぞ聞えし、宮は二階堂の谷に御座ありけるが

武家よりも君の恨めしく渡らせ給ふと、御獨ごと有けるとぞ承るとあり。押小路家の局務文書に、元弘建武元年月日、兵部卿護良親主依御陰謀事、被配關東給、是則主上又御謀叛之所崩也とあるに吻合す、尊氏を除かんと陰謀露顯し、其罪を大塔宮に委せられたるなり。太平記に、兵部卿親王御望に任せ征夷將軍の宣旨を下さる斯りしかば、四海の倚頼として、身を慎位を重せらるべき御事成に、御心の儘に侈を極め、世の機を忘れて、娯樂をのみ事とし、(略中)志貴に御座有し時より、尊氏卿を討ばやと連々に思召立けれ共、勅許なかりしかば、力なく默止給けるが、尙諛に止ざりけるにや、内々隱密の義を以て、諸國へ令旨を成れ兵を召れる、尊氏卿此事を聞て、内々繼母の淮后に屬奉り、奏聞せられけるは、兵部卿親王帝位を奪奉らん爲に、諸國の兵を召れ候なり、其證據分明に候とて、國々へ成下さる、所の令旨を取て上覽に備へられけり、君大に逆鱗有て、此宮を流罪に處すべきとて、中殿の御會に事を寄、(略中)參内(略)有けるを結城判官伯耆守二人勅を承て用意したりければ、鈴の間の邊に待請て之を捕奉り、則馬場殿に押籠奉るとあり。例の似而非なり、大塔宮令旨は帝の遠遷中こそ繪旨の代にもなりたれ、今は將軍宮の令旨なり、以て諸國の兵を興さるべきに

非ず、但尊氏を討んと度々陰謀の企ては去年以來の事にて、今に始るに非ず。されば無勢にして武家の多數を制する能はず、月日を送る間には黨與を語らふて意氣込を遂んとする所より、自然に性質を變ずるに至る、たとへば初めは尊氏のみ獨首功に居り、楠木、名波、赤松等に凌駕したるを憎みたらんも、同じく晩起にて功をなしたる新田氏が、因て足利と確執の様に成行て益衆心に允せられじ。武家黨の勢ますく強盛にして、北條餘黨も亦煽起するに及んでは、公家黨の部分も亦勢を見てこれに附に至るべし、此の如き形勢の變化は自然に公家黨の首に推れたる大塔宮を黨争の盤渦に陥ぬれたり。令旨を發して諸國の兵を徵されたるとは痕跡なし、阿野三位局は東宮の母にて寵幸を得たれども、まだ准三宮の命はなし、大塔宮の繼母といふも非なり、尊氏がこれに資縁して、譖奏したるとは演劇の脚色に近し。蓋し大塔宮の禍は、帝の新田黨に傾き、事の不可なるを以て、罪を委せられたりといふが真相なるべし。

京都に公家武家兩黨の軋轢漸く増長するに従ひ、諸國に中先代の餘黨ますく煽起し、是も亦京都に氣脈を通じ、同じ比に、畿内に近き紀伊國飯盛山城に嘯起した

り。太平記に、又河内國の賊徒等佐々目憲法僧正と云ける者を取立て、飯盛山に城廓をそ構へける、是は河内の飯盛山、是のみならず伊豫國(略す)俄に紫宸殿の皇居に壇を構へ、竹内慈嚴僧正を召れて天下安鎮法をぞ行はれける、(慈嚴法親王の)此法の效驗にや飯盛の城は正成に攻落されとあり。其は十月の事にて、元弘日備後人太田信連同注所の家世を勅使とし、楠木河内大夫判官正成と共に討手に向ふ、高野集十一月に足利尾高經も向ひて攻ると雖も、城兵強くして落ざりけり、師茂記真。衆院文書。佐佐目憲法僧正とは往年笠置潛幸に興福寺衆徒が關東の一族西室顯實僧正を畏れて與力せずといふ其顯實にや、又三井寺を騒がせし金澤貞顯の弟顯辨もあれど、彼は台徒なり。

京都は又元弘二年末の光景となり、十二月四日、工藤次郎、同次郎、右衛門を六條河原に斬首し、廿八日には二階堂道繼も子孫四人と同所に斬られ、遊華寺過去帳又大塔宮の候人律師淨俊日野交も斬れ、分脈、金綱集裏書に略す、一南部殿可向飯守城之由蒙勅雖上表候、及度々問難叶して、去極、廿七日被向候、三井孫三郎、被立寄候間、被下候、中野殿共十騎まで、候はず、無勢無申計候、及ぬ其身に候へども、いたはし

とこそ存候けれ。小田殿西谷殿御事は中々申に及ばず候、便宜候は、現當共乍恐  
 憑由申入てと、丁寧に□□大晦早旦、自城中懸出□て敵尅合戦、互盡忠功候ける中今  
 度の打手中には宗々の者少々、常陸前司蒙疵候、其外多軍兵等、或被討或負□候ける  
 後朝敵等成悦、又城之内を引籠□□自件城上洛、人語申候、恐身者南部殿御事こそ承  
 度候て雖尋申、さる御名字は未承及しと申候。凡此城以外、強候間、洛中煩只此一事  
 に候、其外者諸國靜謐了、女性の御方様には都無事體可有御披露候、太方は無勞と申、  
 城の體と申、此方□御す、とさと申、いつよりも都無心本存候、今一し□も御膳丁寧  
 にと存候て、如此申入候、定可有御意得候歟、小田殿西谷殿狀した、め、於屬便空可進  
 御物語候しかは、定可然候はん歟。一出羽入道山城入道、去廿八日於六條河原被切  
 □賊以不慮、外に候、心事期後信候、恐惶□□正月八日僧日辭花押此の如く飯盛城  
 は以ての外に強く、嫌疑者は六條河原に斬首され、復險惡なる京師と成行にけり。  
 鎌倉の北條氏の遺墟に、圓頓寶戒寺を建たるは、其緣起に建武始雖四海一統、動多  
 恠異、寰中不穩、是知近年亡平家輩、在死靈、怨讎、因茲建武元年冬勅尊氏、於高時舊跡、結  
 構梵宇、可救遺骸、辜尊氏奉勅、命左馬頭直義、在鎌倉申沙汰、同霜月二十二日斧始、監營

總司須賀左衛門公能、明年春、梵宇已成、奏乞開祖、則勅法勝寺圓觀(觀爲第一開祖)、山名  
 金龍寺號圓頓寶戒とあり。北條氏を潰さる、最初の銳意も、其餘黨の蜂起により  
 て鈍り、死靈の怨讎を慰めんと此舉あり、而して六條河原には亦新刑の死靈を生ず、  
 時局の益非なるに従ふて迷誤を生じ、かゝる事にて建武元年は暮たり、飯盛城の外  
 は諸國靜謐とは思ひよらず、東西諸國の變報尙繁し。

二年正月、北條越後左近將入道、上野四郎入道(上野介時直の子にて、山家降参の者なり)、等長門國府に  
 蜂起し、佐加利山城に據る、守護厚東氏平に餘りしにや、在京の小貳頼尙、追討使とな  
 りて下り、豊筑肥の兵を催し、往々攻む、土佐、高田、前、後、宗像、大宮、司、氏、範、も亦下り、文香、細  
 川皇海は伊豫の兵を催し、共に攻て之を陥る、文香、信濃、上野、にも煽起して、東國、穩  
 かならず。楠木正成、尾張高經等は、飯盛山城を攻て年を踰え、正月晦(廿九日)に張本  
 人六十谷彦七定尙を高經の手にて斬り、肥後、城、竟に陥る。二月に伊豫(また)蜂起  
 ず、三島、文香、太平記に、伊豫國には赤橋駿河守(宗子)息駿河太郎重時と云者有て、立烏帽子  
 峰に城をこしらへ、四邊の莊園を掠め領すとある是なり。河野の一族得能又太郎  
 通綱、元弘の功に因て曾祖の舊領を賜はり、總領となりしに、一族和せず、河野四郎通

任野本式部太輔貞政と重時に應じ（源平記）延て讃岐に及ぶ（然雲山記）通綱國中の兵を催して之を撃つ、賊楠窪鉢野赤瀧、白瀧（周郡）等の城に據り拒戦する數月、六月三日赤瀧城陥り、（三島文書）事平らぐを得たり。

第卅八節 六月には中先代黨持明院に通じ、遂に鎌倉を回復し、いよ／＼天下の騷亂と成行けり。是月十五日、諸國の騷擾に拘はらず、京都には造大内裏行事所を始め、外肥廳を其所に用ゐられしに、其比西園寺大納言公宗の舉動怪しかりしが、十七日帥の二條師基（六條）千種忠顯等を勅使となし、持明院殿に參り、御幸を申成し、武士多く馳參りて、法皇兩上皇を京極殿に移し奉る。二十二日に至り、西園寺大納言、日野中納言入道（資父、光氏）三人を武士相向ふて召捕へ、又楠木正成、高師直等、建仁寺前に向き、隱謀の輩を召捕ふ、猶所々に於て召捕はるべしとて、（建武二年六月記）京師の人心恟々たり。此事を太平記に、西園寺家は關東最負の厚恩なりと思はれけるにや、如何にもして故相模入道が一族を取立て、再び天下の權を取せ、我身公家の執政として、四海を掌に握らはやと思はれければ、相模入道の舍弟左近大夫入道を還俗させ、刑部少輔時興と名を易て、明暮は只謀叛の計略をぞ運らされける、（中略）時興を京都の大將

として畿内近國の勢を催さる、其姪相模次郎時行をば關東の大將として、甲斐信濃武藏相模の勢を附らる、名越太郎時兼をば北國の大將として、越中能登加賀の勢をぞ集られける、如此諸方の相圖を同時定て後、西の京より番匠數多召寄て、俄に湯殿をぞ作られける、其上り場に板を一間、踏ば落る様に構へて、其下に刀の蒺藜を植られければ、是は主上御遊の爲に臨幸成たらんずる時、君を此下へ陥れ奉らん爲の企なり、（中略）竹林院中納言公重卿馳參して申されけるは、西園寺大納言公宗隱謀の企有て臨幸を勸申由、只今或方より告示候、急ぎ還幸成て、橋本中將俊季、并春術文衡入道を召て仔細を御尋候べしと申されければとある。例の捏造談にて信ずるに足らず、公宗の陰謀は北條氏餘黨に係連したる事には相違なし、日野氏光は尊卑分脈に、依公宗卿命書院宣仍元弘三（建武三）八二被誅畢と見えて、光殿上皇の院宣にて事を舉んと企しと、前の建武肥に合せ考へて明白なれど、北山臨幸を申請ひ、湯殿に機を設けて弑せんと圖りたるとは演劇的の講談にすぎず、但北條時興を匿したるは事實ならん。廿六日、公宗、俊季、（橋本）氏光、（三島）文衡法師、中原清景等、太上天皇の旨を奉して國家を危めんと謀り、資名法師は子息氏光の陰謀に與同の意を知らながら官司に告ざる

を以て、罪名を勘し、公宗を流罪に處し、見なし弟右兵衛督公重に家門を管領せしむ、是にて暫し事は落著せしに、七月に至て關東の大亂起れり。

梅松論に、同二年天下彌穩かならず、同七月の初、信濃國諏訪の上の宮の祝安藝守時繼が父三河入道照雲(重頼)滋野の一族、高時の次男勝壽丸を相摸、次郎と號しけるを大將として國中を靡すよし、守護小笠原信濃守貞宗京都へ馳申間、御評定にいはいく、凶徒木曾路を経て尾張黒田へ打出べきか、然らば早々に先御勞を尾張へ差向らるべきとあり。守護貞宗は諏訪滋野一族等の起るとき、國中の兵を催し、十三日植科に打向ふ、翌日敵は保科彌三郎、四宮左衛門太郎を大將として、青沼船山に押寄しに追落され、守護の軍は篠井河原、四宮河原に轉戦して更科に入り、千熊川を渡り、十五日八幡村上、福井河原に戦ふ、市川是は敵の牽制軍なるべし。梅松論にかゝる所に凶徒はや一國を相從へし、上野にも鎌倉に責上る間、澀川刑部、岩松兵部、武藏女影原(高藤)に於て、終に合戦に及ぶといへども、逆徒手しげくかゝりしかば、澁川刑部、岩松兵部兩人自害す、是は十六七日重て小山下野守秀朝發向せしむるといへども、戰難儀に及びし程に、同國の府中に於て秀朝を初として一族家人數百人自害す、是

廿日比な依之七月廿二日、下御所左馬頭殿鎌倉を立御向有しとあり。今川了俊の難太平記に、刑部少輔殿範滿は同時武藏小手さし原入間にて討れ給ひき、重病なりしを馬に昇乘られて、力革に兩足を結付させられけるとかや、股を切落され給ひて、酒田左衛門と云し家人に頸を取せられきとあるは、武藏府の戰以前の事にて、凶徒轉戦して進みたる時なり。

大塔宮を害し奉りたるは、此時なり、梅松論には、同日藥師堂谷の御所に於て兵部卿親王を失ひ奉るといひ、鎌倉大日記には、廿三日、兵部卿於東光寺、爲直義生害といひ、常樂記には廿五日に作れど、竺仙語錄に、貞和三年七月二十三日……爰值故兵部卿親王一十三回諱辰とあれば、廿三日を是とす。藥師堂谷の御所は、即ち東光寺なり、貞和の十三忌に、東光禪寺の住持友桂ために寶塔を建、應永の比、僧周信が次韻東光弔大塔兵部卿親王の七律ある等、御所は東光寺の谷にありて、此にて害し奉りたると確なり。鎌倉攬勝考に、大塔宮土牢、東光寺舊跡の山麓にあり、石窟にはあらず土穴なり、是は太平記に因て此妄誕は起りたるものならん、是に限らず、古へに擬て造れるもの舊跡に多く見へたり、保曆間記、梅松論等も、尊氏將軍の爲に書た

るものゆへ潤飾多けれども、是等の書には土の牢とはしるさず、藥師堂谷の御所に  
こめおくと、谷牢の御所ともかけり、四面を禁錮し入置奉れば牢の御所なること  
は勿論なりと辨ぜりし按ずるに、後白河法皇も牢の御所に押籠奉れり、蓋し檜木御  
所にあらず、常の土壁造りの家を牢御所、又は土の牢といふらん。

大塔宮殺害の事は委しき傳へなし、神皇正統記には、兵部卿護良の親王ことあり  
て鎌倉におはしましけるをば、つれ申に及ばず失ひ奉りてけり、亂れの中なれど宿  
意を果すにや有けんとあり。保曆間記には、其時預置奉る兵部卿親王、自元野心御  
座ければ、不及奉伴打ける、此親王は中略御心武く渡せ給ひて、還俗し御座て、元弘の亂  
をも宗と御張本有しそがし、然れども如何なる前業にて今角ならせ給らん、淺猿し、  
御骸をだにも取隠し奉る人も無りき、是偏に多くの人を失ひ給ひし悪行の故とぞ  
見えしとある。此宮に限り多くの人を虐殺せられし事を聞ず、又御骸を取隠す人  
なしといへど、東光寺に正しく遺骸を葬り、年忌くも修行したり、雲頂院文書に、東  
光寺之事者、大塔宮御菩提所、寺領那賀郷者、自京都御寄進とありて、寺領をも寄附し  
置れしに、寺の類廢したるは、鎌倉成氏の亂後よりの事なり。

大塔宮の最後に眉間尺の故事を引て尾鬚をつけ、一齣の慘劇を演出したるは、太  
平記なり、其虚誕のあらましは、左馬頭山内を打過ける時、(山内は騎師、谷の那なり)淵邊伊賀守を  
近附て宣けるは、中略當家の爲に始終離となるべきは、兵部卿親王なり、急き藥師堂へ  
馳歸て宮を刺殺し進らせよと下知しければ、淵邊畏て主従七騎引返して、宮のおは  
しける牢御所へ参たれば、宮はいつとなく闇の夜の如くなる土牢の中に、朝に成ぬ  
るをも知せ給はず、全く士知と猶燈を挑て御經遊ばして御座有けるが、淵邊を御覽  
して、汝は我を失はんと、の使にてぞ有ん心得たりとて、淵邊が太刀を奪んと走懸ら  
せ給ひけるを、淵邊持たる太刀を取直し、御膝のあたりをしたゝかに打奉る、宮は覆  
に打倒され起上らんとし給ひける處を、淵邊御胸の上に乗懸り御首をかゝんとし  
ければ、宮御頸を縮て刀の鋒をしかとくはへ給ふ、淵邊引合ける間、刀の鋒一寸餘り  
折て失にけり、中略則御首を搔落す、牢の前に走出て、明き所にて御首を見奉るに、刀の  
鋒いまだ御口の中に留て、御眼猶生たる人の如し、淵邊是を見てか様の首をば主に  
は見せぬ事ぞとて、側なる藪の中へ投捨てぞ歸りけるとあり。此因縁にて千將莫  
邪眉間尺の物語をなすための結構に出づ、事實に非ざる事は明白なり。次に、御介

錯のために御前に候はれける南御方此有様を見奉りて、餘りの恐しさと悲しさに御身もすくみ、中遙に有て理致光院の長老かゝる御事と承及候とて、葬禮の御事取營給へり、南御方は應て御髪下されて京へ上り給ひけりとある。理致光寺は今謂ゆる土籠の東南にありて親王の尊牌を存ず、是正しく東光寺の事なれば此寺の蛇足を盡くに及ばず、淵邊は一本に淵野邊に作り、天正本に甲斐守義博に作る、傍證なし、定かならぬ人なり。

梅松論に、(直)武藏の井の出澤に於て戦ひ暮しけるに、御方の勢多く討れし程に、俄に海道を引退給ふ、上野親王成良義詮六歳にして同相伴ひ奉るとあるは、廿三四日の事なるべし。常陸の密藏院文書に廿四日佐竹上總入道(貞)凶従と武藏國御見に戦ひ、子義直討死すとあるは、別手の敵なるべし、鎌倉大日記には先代餘頼相摸次郎時行峰起、七月廿五日入鎌倉とあり、保暦間記には、同廿八日相摸次郎鎌倉に打入とある、廿八日を是とすべきか。直義が駿府に著せしも其比なるべし、梅松論に、手越の驛(駿府)に御著有し時、伊豆駿河の先代方寄來る間、扈從の輩無勢成といへども、武略を回らして防戦ふ處に、當國の工藤入江左衛門尉百餘騎にて御方に馳參て忠節

を致ける程に、敵退散しけりとあり。雖太平記に、建武二年に駿河國手越河原の戦に御方打負しに、錦小路殿御討死有べきよしを細川卿房勅申問、淵邊と云、御年來の仁太平記に、太塔宮を殺申て云、先御前に討死仕べしと、唯一騎大勢の中に馳入てぞ討れき、御方つゞくに及ばず、今川名見耶三郎入道此時討死也。故入道殿申されけるは、是は御打死のつぼにあらず、御退有て味方をまとめられて、後日の御合戦可目出之由申て、御馬の口を押返しければ、御馬回りの人々一同に御馬の尻を打てひかせ申けり、暗く成ければ、故殿計止られしか共、敵馳かゝらさりければ、夜に入て御跡により興津の宿に追付申されけりとある。手越河原の戦とは、敵に此川を遮られ、進む能はず、因て數輩打死したるならん、興津驛は手越より四里餘の東なるに、追付とあるは地理に違へり。

梅松論に、則宇津谷を越て三河國に馳付給ひて、人馬の息を休め給ふ、爰に細川四郎入道(貞)義阿湯治の爲にとて相摸の川村山に有ける所へ、子息陸奥守顯氏の方より、是まで無異に御上洛の由使節を遣しけるに、我敵の中に有ながら、一功をなさざらんも無念なり、又存命せしめば面々心元なく思ふべし、所詮一命を奉り、思ふ事なく



子孫に合戦の忠を致さすべしとて、使の前にて自害す、此事將軍聞召れ、殊に御愁歎深かりき、誠に忠臣の道といへども、武くもあはれ成し事なり、さればにや合戦の度毎に忠功を致し、帶刀先生直俊（手前）左近大夫將監將氏討死すとあり。手越の苦戦は當月末來月初の比なるべし、是より三河國矢矧まで四十里に及べば、尊氏と同じ比に著したるべし。

京都には此變報を聞て、二十八日東大寺に五壇法を修めて、凶徒頼重法師以下の追討勝利を禱り、東大寺文書八月一日、成良親王を征夷大將軍となし、相顯宮中に五壇法を修められ、門葉さきに陰謀の嫌疑にて召籠られし西園寺大納言公宗、及び日野氏光等も此まぎれに誅せらる、四分神皇正統記に、弘仁に死刑を停められて後、信頼が時にこそめづらかなる事に申侍りけれ、戚里の寄も久しくなり、大納言以上に至りぬるに、同じ死罪なりともあらはならぬ法令もあるに、奉り行ふ輩の過りなりとぞ聞えしと論ぜり。公卿は軍事外に超然として刑辟を停められたれども、政權の争ひには其盤渦中に陥るも、亦自然の理といふべし、氏光は持明院の院宣を書し人なり、三上皇も亦政争の渦に近づかせ給ひ、懸て兩天子の分立となるに至りぬ、

西園氏は戚里の親たる勢を失ひて、日野一門は足利氏と聯婚して權勢を得る、其交迭の消息は此中先代の騷動に起因せり。

第卅九節 是に於て京都の公家方武家方破裂し、足利尊氏鎌倉に下れり。梅松論に、枳關東の合戦の事、先達て京都へ申されけるに依て將軍御奏聞有けるは、關東に於て凶徒既に合戦を致し、鎌倉に責入間、直義朝臣無勢にして、防戦ふべき智略なきに依て海道に引退さし其聞え有上は、暇を給ひて合力を加ふべき旨、御申度々に及ぶといへども、勅許なき間、所詮私にあらず、天下の御爲の由を申捨て、八月二日京を御出立あり、此比公家を背奉る人人其數を知らず、有しが喜悅の眉を開きて御供申けりとあり。神皇正統記には、高氏は申請て東國に向ひけるが、征夷將軍並に諸國の總追補使を望けれど、征東將軍になされて盡くは許されずと、保曆間記にも、京都の騷動不斜、其時尊氏可能向由仰らる、但頼朝か任例征夷將軍の宣旨を蒙らんと申す處に、不叶して征夷（或は東）將軍の官を送らる、無念に乍存既に高氏は發向しけりとあれば、あながち勅許なきにもあらず、（或は東）海道の早馬は三日程なれば、廿七日比よりの騷動なるべし、尊氏は征夷將軍を望む共に、一日に成良親王へ宣下ありて、尊

氏へ征東將軍の宣下とは時態に於て頗る穩かならず、公武と中先代と三黨並ひ争ひ、京都の恠擾は何事も恒例を失ひ、強迫の舉動多かりし故に、梅松論に勅許なく出立といへるなり、亦其觀なきにもあらず。

鎌倉には、保曆間記に、相摸次郎鎌倉へ打入、關東の侍并在國の輩は皆鎌倉に付て天下又打歸して見えけるとあれど、梅松論に、彼相摸次郎再父祖の舊里に立歸るといへども、幾程もなくして没落しけるぞ哀れなる、鎌倉に打入盟の中に、曾て扶佐する古老の仁なし、大將と號せし相摸次郎も幼稚なり、保曆の生れ十大佛、極樂寺、名越の子孫共、寺々に於て僧喝食になりて、適身命を助りたる輩、俄に還俗すといへ共、それと知たる人なければ、烏合、臆惡の類、其功を成ざりし事、誠に天命に背く故とを覺へしとある、是北條餘黨の鎌倉を乗取たる後の實景なるべし。諏訪照雲が結びたる佐久那滋野の一族は、守護小笠原貞宗を防ぎしに、八月一日貞宗は望月城に押寄せ之を陥め、城墾を破壊し、市河たり、又武相兩野に起りたる輩も、武家方に破られたらん。されど此影響は陸奥にも及び、白川郡長倉に嘯起し、結城攝津入道盛廣法名道榮等も與同しければ、國司北畠顯家、伊達南部、諸氏を催して長倉城を攻む、結城文書。

又北國にも名越太郎時兼起りて、越中能登加賀勢共多く與同し、太平中院中將定清國司兵を催して之を伐つ、妙殿寺其外諸國に中先代方と源家方と互に起りて相抗争する勢に成行たり。

尊氏は東下し、直義は西上し、天正本大平記に八月六日、矢矧宿に著給ひ、此より取て返し、又鎌倉に發向とあれど、東西の里數日程を推せば、八九日比三河に相會したるべし、結城文書に、尊氏が高時法師一族以下等爲追討所、令發向也、早相催一族不日可馳參と十日付の狀あり、三河を進發する時の手配にてあるべし。梅松論に、三河の矢作に御著有て、京都鎌倉の兩大將對面あり、今當所を立て關東に御下向有べき處に、先代方の勢遠江の橋本を要害に構へて相支る間、先陣の軍士阿保丹後守光入海を渡して合戦を致し、敵を追散して其身疵を蒙りとある。是を手初めの戦として、難太平記に、式部大輔入道殿事三郎中先代合戦の時、海道の大將として自京都下向、遠江國さやの中山にて先代の大將名越と云者を討取きとあるは、橋本の敵を追散したる翌日の事ならん。太平記に、鎌倉より名越式部大輔を大將として八月三日鎌倉を立て、夜を日に繼て路を急ぎ、前陣已に遠江佐夜中山を越とあるは、其名越

にてあるべし。

梅松論に橋本の合戦を初めとして、同國佐夜の中山、駿河の高橋繩手(瀨名川、奥)、根山、相摸川、片瀬川より鎌倉に到るまで、足をためさせず七箇度の戦に太平記には、橋本より佐夜中山、江尻、高橋、箱根山、相摸河、片瀬、打勝とあり。伊東祐持時行に與し、清見關にて懸合といへども、味方無勢故に郎等餘多討れ、僅主從七騎に討なされて降人に成と、伊肥伊東家譜にあるは、高橋繩手の戦なり。(名)畑田文書(名)の徳宿幹宗父子合戦目安に、去八月十六日、馳參伊豆國府屬當御手(京極高)畢、同十七日、蘆河合戦とある、蘆河は三島湯本の間なる驛にて、管根山合戦なり。難太平記に、相摸國湯本にて海道の敵要害を搆え支ける間、北の山に打上りて、式部入道殿の手勢計にて落されて、敵の大勢の中に馳入られしかば、追破られき、今此難所を見るに、更に人馬の通ふべき道ならず、一谷よりさかしき岩崎を五町計落されきとあり。畑田文書次に、同十八日、相摸川合戦に旗差彌次郎被射殺畢とあり、難太平記に、さて相摸川にて又大水の時分にて敵支へけるを、上下の渡は佐々木判官入道(京極高)以下渡しけり、中の手殊更硬(名)かりしを渡されしかば、河中にて人馬ともに射殺されて討れ給ひき、今川三郎と云しも、河

畑といひし人も一所にて討れき、式部入道殿は矢廿計立たり、後日に此死骸を河底より取出されけるなり、除りにすゝとき人におはし、故に、かゝる難所にて失給ひけるにやとあれば、随分苦戦にてありし。

畑田文書次に、同十九日、方瀬河合戦に家人鳥栖彦太郎討死畢、右合戦、次第、上野關太郎殿、仁木三郎關太郎殿、同所合戦之間、被見知畢、其上鎌倉御入之時、令供口新御堂前、彼所勤仕之條、不可及、御不審候とありて、佐渡判官入道の承判あり。難太平記と合せ考ふれば、海道の大將は今川頼國、京極道譽等にて、上野仁木は道譽の手に軍監たるものゝ如し。尊氏の鎌倉打入は、常樂記に、八月十八日鎌倉先代二十日先代没落、八月十九日諏訪祝等滅亡とありて、十八日相摸河に防いで、破れ、十九日片瀬の戦には、華名盛貞父子討死の事、會津の塔寺八幡長帳に見ゆ、此抗抵までに先代方は没落したるに、あるべし。梅松論に、八月十九日鎌倉へ攻入給ふとき、諏方の祝父子、安保次郎左衛門入道道潭が子自害す、去程に七月の末より八月十九日に到迄二十日餘(中略前)、是を中先代とも、廿日先代とも申也と。太平記九に、相摸次郎時行は、此の禪院、彼の律院に一夜二夜を明して隠れありきける、又三三浦介入道(海)は尾張國へ落て、舟よ

り上りける所を、熱田大宮司是を生捕て京都へ上せければ、則六條河原にて首を刎られけり。名越太郎時兼が北陸道を打從へて攻上りけるを、越前と加賀との界大聖寺と云所にて、敷地、上木、山岸、瓜生、深町の者共が僅の勢に打負て、骨を白刃の下に碎き、末々の平氏共小少身を隠しありと雖も、今は平家の立直る事有難しとや思ひけん、皆怨敵の心を改めて足利相公に屬し奉らすと云者無りけりとあり。中先代の徒は、此の如く皆面を革めて足利方に屬せりとは推想すべからず、廿日先代の成行は北條再興の望みを絶ち、爾後は殘黨の勢失せ、或は足利氏に屬し、或は公家方に付き、諸國いよ／＼南北の旗幟となりたるなり。

斯て梅松論に、去程に將軍御兄弟鎌倉に打入、二階堂の別當に御座有しかば、京都より供奉の輩は勳功の賞に與る事を悦、又先代與力の輩は死罪流刑を宥められける程に、先非を悔て、いかにも忠節を致さむ事をおもはぬ者こそなかりけれ、京都よりは人人親類を使者として、東夷誅伐を各賀し申さるとありて、鎌倉は忽靜謐したり。鎌倉大日記などに、尊氏鎌倉に入て征夷將軍と自稱すといふは、源氏黨が推奉して將軍となしたる外形と見るべし。直義が成良親王を奉して鎌倉を落たる後

に、親王へ征夷大將軍の宣下ありたるは、二階堂に此將軍宮を奉じたる様に聞ゆれど、元弘日記裏書に、直義没落の時、大江好古奉抱成良親王歸洛とあるが事實なるべし、此日程を數ふるに、其歸洛は將軍宣下より數日の後にあるべし。又尊氏の征東將軍宣下の傳へもまち／＼なり、公卿補任には、參議正三位源尊氏一、武藏守左兵衛督鎮守府將軍、八日卅日、叙從二位勳功賞と記したり、鎮守府將軍の上に征東將軍は重複なり、同じ比成良親王の征夷大將軍宣下は、必ず一の誤傳あるべし。之を要するに、尊氏が鎌倉に入て先代を嗣ぎ、後に鎌倉大納言と稱せり、將軍宣下なしと雖も、鎌倉征夷府の事を其まゝ行ひ、勳功賞などを處分したるは事實なり。九月廿七日付にて、右人爲勳功之賞、所施行也者、守先例可致沙汰之狀を、小笠原貞宗三浦高繼等に與へて、遺跡關所地を處分したる文書を存ず、鎌倉在留に決したる後の事なるべし。高繼は時行に與せし時繼の嫡子にて、初めより從軍せる者なり、因て相摸國大介職、其他の遺跡を勳功賞に相續し、三浦家は依然故の如し。

七月末の大變は京都を震駭し、八月初めに信濃國凶徒蜂起により、綸旨御事書を諸國の守護等に下され、國中の兵を催して參洛せしむ、因て廿日に大友貞載、具簡堀

口貞政新田一族等、綸旨を傳へて兵を催促したり、追々と上洛したるべし、諸國の亂は未  
熄す、小笠原貞宗は九月三日に國中の兵を催して、安曇、筑摩、諏訪、有坂以下の凶徒を  
對治し、また村上信貞は坂本北條城を攻落す、陸奥の磐城、越後の磐船なども動搖し  
て兵を用ゐたり。鎌倉も全く靜謐したるには非ず、三浦和田四郎兵衛茂實の著到  
狀に、十月三日、三浦長澤へ爲與黨人退治、侍所御代官被向候間、馳向畢、十月九日の相  
摸のば入にうへ爲與黨人退治、侍所代官被向候間、馳向了とあり。

尊氏は新邸を造營し若宮小路な十月十五日に徙りたり。是より先き京都より  
勅使下向したり、事の子細は、保曆間記に、故兵部卿親王大塔の御方、臣下の中にや有  
けん、尊氏謀反の志有る由、讒し申て、新田右衛門佐義貞を招て種々の語ひをなして、  
左中將に申成て、上野國は尊氏分國也、義貞に申充けり、義貞は明年二月八日左中將に任ず、上野介は元弘三年に  
任せり、分國とは明主も、讒臣の計申事は昔も今も叶ぬ事にて、尊氏上洛せば道にて  
可打由を義貞に仰す、叔尊氏を京都より召る、勅使藏人中將源具光也とある。未遂  
の陰謀なれば是非を判すると難けれど、故大塔宮の臣下主謀となりて新田義貞を  
語らひて、尊氏を除んとの巧みは、最初大塔宮の下に企てられたる非幕府黨が、足利

に次ぐ勢力ある新田を首領に推たるにて、事情必ず然るべしと思はる、梅松論に、勅  
使中院藏人頭中將具光朝臣職事補任に五位藏人なり、頭字は關東に下著し、今度東國の逆浪速に  
靜謐する事、敏感再三也、但軍兵の賞に於ては京都に於て綸旨を以て施行べきなり、先  
早々に歸洛あるべしとなり、勅答には、大御所急き參るべきよし、御申有ける所に、下  
御所仰られけるは、御上洛然るべからず候、其故は、相摸守高時滅して、天下一統にな  
る事は併御武威によれり、然れば頻年京都に御座有し時、公家並義貞、隱謀度々に及  
といへども、御運によつて今に安全なり、たまたま大敵の中を逃れて、關東に御座可  
然旨を以て、堅諫め御申有けるによつて、御上洛を止られて、若宮小路の代々將軍家  
の舊跡に御所を造られしかば、師直以下の諸大名屋形軒を並べける程に、鎌倉の體  
を誠に見出度と覺へしとあり。新邸造營以前なれば、勅使下向は八月中の事なる  
べし、是より三ヶ月の間、京都には綸旨に任せて、大友貞敏、堀口貞政等、信濃凶徒追討  
の兵を催して著到し、新田義貞始めの黨派は鎌倉を折かんと密謀をこらし、鎌倉は  
直義を始め高師直等源氏黨を招納して、京師の動靜を偵察し、公武兩黨の旗色を分  
ちる時期なり。足利の族尾張高經は陸奥の斯波郡を領し、長子家長これに居る、其

家譜に八月陸奥管領となるといふ、是尾張氏を斯波氏と稱する原因なり、されど八月までは尊氏に陸奥を管する權なし、蓋し家長に内意を含めて奥羽の源家黨を招納させ、これが統領となしたるにてあるべし。其他細川氏の四國を招納したるなど、同様の手段なるべく、九十閏十の三ヶ月は公武共に陰謀の際なれば、爾後の願はれは其意を以て推想を用ゐんを要す。

北條黨が西園寺大納言に依て持明院より院宣を請んとして事露顯し、終に此變亂の導火となり、爾後伏見の事は物に見えず、十月末に花園上皇は御領等を新院に進ぜられ、十一月廿二日に懸鎮上人を戒師として御落飾あり、遍行と號せらるる時に御年三十九にならせらる。院政は白河鳥羽の始めより法皇にて聽せられたれど、伏見宮に於ては後深草上皇以來法皇となりては政事を緯ひ給はぬ習はせの如くなり、花園上皇も一旦院政を聽給ひたる後に、後伏見法皇と同じく、落飾以後は俗事を光嚴上皇に委ねて、全く佛乘文學にのみ心を寄給へり、斯て程なく前坊の踐祚となる時期には移りゆきぬ。

#### 第四十節

足利氏の鎌倉に據て諸國の兵を催したるは、十一月二日よりの事に

て直義の沙汰なり、其狀には可被誅伐、新田右衛門佐義貞也、相催一族可馳參と認め、て左馬頭花押にて出せり、其文書は猶諸氏に存在す、因て京都方をなす者を新田義貞與同の仁と稱へたり。凡て君側の惡を除くといふは謀叛人の口實となりたれど、事の此に至るは天下の趨勢傾注する所にして、更に之を激成したるは義貞の確執に由るを免れず。尊氏が政事を直義に委ねたるは、梅松論に、將軍は先日勅使具光朝臣下向の時歸洛有べきよし仰られし處に、御參なき條御本意にあらざる間、此事に付て深く歎き思召れて仰られけるは、我龍顔に昵近し奉りて勅命を請て恩言といひ、微慮といひ、いつの世、いつの時なりとも、君の御芳志を忘れ奉るべきに非ざれば、今度の事條々御所存に非ずと思召ける故に、政務を下御所に御讓有て、細川源藏人頼春、并近習兩三輩にて、潛に淨光明寺に御座有とある。是全く事實なるべし、後醍醐帝の御行蹟は執拗に聞えさせ給へど、天威に咫尺し奉る僧俗の有識者が盡く聖徳に心酔し奉るるを見れば、尊氏と君臣の間は定めて此に言るが如くならん。又尊氏の器局を窺ふに、宏量にし情誼を重んずるより、よく諸將の死心を得る、淨光明寺の退居は必ず士心を激動したらん。此時尊氏が直義に政務を譲りたる事は、

難太平記にも、大休寺殿も又同し御兄弟ながらも憐れなる御志どもにて、中先代の時箱根山よりして天下をも當家をも讓申給ひし事を大御所は思召忘給はて、只いかにもして大休寺殿より寶篋院殿へ、うつくしく天下を讓與申させ給はんと、御方便ゆへにと見ゆ。この今川了俊の言の如くんば、八月十七日箱根山に攻上る時より、鎌倉の政務は直義に委ねたり。

京都にて鎌倉追討の用意もいつの比より有しにや、保曆間記には、尊氏勅定に應じて上洛する所に、京都より内々此事を(道にて)告申ける人も有けるにや、又直義も東國の侍も不審に思て留めければ、尊氏上洛せず、其時さればこそ謀叛の志有由、重て譏し申に依て討手を下さるとは、勅使の京著後百餘日の事を約言したるにて、思ふに應に然るべし。梅松論には、今度兩大將(尊氏)に供奉の人々は、信濃常陸の關所を勲功の賞に充行るゝ處に、義貞を討手の大將として關東へ下向の由風聞しける間、先義貞の分國上野の守護を上杉武庫(尊氏)門に任せらる、是を拜領して用意の爲に國に下る(上杉氏の根元)かゝりし程に京都伺候の親類代官共はいそぎ京都へ上、關東に忠を存る仁は亦京都より逃下る間、海道上下の輩俄に織綺の如く、建武二年の

秋冬より世上敢て穩かならずとある、秋冬は九十月なり、當年は閏十月あれば其比と見るべし。神皇正統記に、尊氏望む所達せずして謀叛を起すよし聞えける、十一月十日あまりにや、義貞を追討すべしよし奉狀を奉る、則打手上りければ、京中騒動す、追討のために中務卿尊良親王を上將軍といひて、さるべし人々も餘多遣さる、武家には義貞朝臣を始めて多くの兵を下されしとあり、元弘日記裏書に、尊氏狀到來十一月十八日、建武二年十一月十九日、尊良親王以下東征とある、彼是を参考するに、上將軍以下の命は必ず十八日以前に既にありたるべし。公卿補任に、源顯家八十一月十二日爲鎮守府將軍とあるは、尊氏を奪ふて顯家に與へられたるなり、されば朝廷に征東の用意も、十一月初めより既に生まれり。太平記に、尊氏義貞互に奉狀を上りし十月付の文面を載れと、月も違ひ、亦文も似ず、古文書學の發達したる今日の入を欺罔するに足らず。

上將軍の發向は十九日なると、園大曆に十八日の夜依兵革被仰、警固事とあるに合す、警固は左大臣近衛經忠の任、大臣節會に依てなり、保曆間記に、上將は中務卿親王、上宮公卿殿上人、其數、武士には義貞を大將軍としてさるべし侍共、在京、武士、西國

畿内の勢數萬騎發向す、顯家卿後追に責上るへき由、宜下(宜下は鎮守の事)とある、太平記に、陣正尹宮(鼎王)洞院左衛門督實世等搦手の東山道に向ふとあり。廿一日天皇清涼殿に出御あつて、醍醐の道祐僧正聖觀音法を修め、醍醐座主大僧明日慈道法親王大威徳法を修め、是より連日修法して靜謐を禱らる。又繪旨を西國に發して鎌倉に發向せしむ、其文に、足利尊氏、同直義已下輩、有反逆之企之間、所被誅罰也、令發向鎌倉、可致軍忠者、天氣如此とあり、廿二日以後連々下さるゝ。

海道の戦は、廿五日に三河の矢矧河より始まれり、多田院文書高橋彦六茂宗の軍忠狀に、十一月廿五日、馳參三河矢作河、(音)于足利上總五郎入道殿御手致合戰、同廿七日渡河、致散々、戰、抽軍忠、訖とあり。梅松論に、去程に數萬騎の官軍關東に下向するよし聞えければ、高越(音)後守を大將として、大勢を差添て海道へ遣さる、師泰に仰られるは、先三河國に下て矢作川を前にあて、御分國たる間、驅催して當國の軍勢を相待べし、(音)努々川より西へ馬を越べからずと、將軍の命を請て當所に陣を取處に、爰に義貞大勢にて河の西の岸に陣を取、兩三日相支て雌雄いまだ決ざる處に、東士三手に分て、まづ上下の手は河を渡りて西の岸に於て火を散して相戰ければ、中の手は

兩陣共に進ざりけるに、剩中の手義貞の陣より堀口大炊介と云ける者乗出て、四角入方を討てめぐり武略を盡して戰ける、西の陣より河を渡して合戰難義に及ける間、師泰引退とあり。公卿補任に、廿六日尊氏の官職を止めらる。太平記に、讃岐國に細川定禪起り、備中の佐々木(音)田井等これに應じ、越中國に守護普門利清起りて、國司中院定清を攻たるは、皆同じ頃にて、斯て是月は暮たり。

高橋茂宗軍忠狀の其次に、同十二月遠江國國府(見)上野、駿州、手越河原、宮根山、御合致忠節者也とあり。梅松論には、其後遠江の鷲坂(見附)駿河の今見村に於て相支といへども、爰も防ぎがたかりければ、是に依て建武二年十二月二日、下御所數萬騎を卒して、同五日手越河原に馳向て、終日入亂て戰ける程に、討死手負數を知らず、御方利を失ひし間、武家の輩多く降參して義貞に屬す、然る間下御所は箱根山に引籠り、水飲(三島中)を堀切て要害とし、御座ありけるに、仁木、細川、師直、師泰以上残らず、當千の輩陣を取とあれど、直義が二日に鎌倉を發向したるは、矢矧の敗軍を聞ての事にて、遠江府以下の戦は十二月に入りて、即ち直義の進軍と同時なり。五日駿府手越に出會して大敗し、背進して箱根口の氷飲に陣したるは、七八日なるべし。



梅松論に將軍は潛に淨光明寺に御座有し程に、海道の合戦たる由聞召て、將軍仰られけるは、守殿命(守殿)を落されば我有ても無益なり、但遠勅は心中に於て更に思召さず、是正に君の知處也、八幡大菩薩も御加護有べし、先達て諸軍勢をば向られしかども、御遠慮有けん、小山、結城、長沼が一族をばおしみ止らる(中)其勢二千餘騎、仰を蒙りて將軍の先陣として、建武二年十二月八日鎌倉を御立ありければ、諸人箱根の御陣に加て御合力あるべきと思慮に、將軍謀に仰られけるは、我水飲に至其敵を支る計にて利を得る事有べからず、此新手を以箱根山を越て發向せしめ合戦を致さば、敵驚駭がむ所を誅伐せむ事案の内なりとて、同十日の夜、竹の下道(足柄越にあり)夜をこめて天の明るを待ほどに、辰の一天に一宮新田脇屋を大將として、足柄の明神の南なる野にひかへたり、御方の先陣は山を下りて野山に打上るに、坂の本(足柄明神の河原)にてかけ合戦しに、敵泳へずして引退所を、御方勝に乗て三十餘里(古里)攻詰て藍澤原(豆原野)に於て爰を限と戦しに、敵數百人討取間、御威に堪ずとある。是は尊氏が軍足柄越より出づ、上將軍の軍と、御坂より藍澤原までに掛合て戦ひたるなり。同日箱根口には菊池武重(武中)阿蘇惟時等の京軍垣楯まで攻寄せ、(阿蘇)吉良仁

木徒防戦したる事(相馬)古文書に見ゆ。

梅松論其次に、翌十二日京勢駿河に引退き、(足柄御坂の)佐野山に陣を取處に、大友左近將監官軍として其勢三百餘騎にて下向したりけるが、御方に參らすべき由申ける間、子細有ましき旨仰られける程に、當所の合戦矢合の時分に、御方に加りて合戦の忠節を致しければ、敵陣早く破れて、二條中將爲冬を始として京方の大勢討れぬ、其夜は雨降しかば、伊豆の國府(三)を見下して山野に御陣を召る。野上文書の野上彦太郎清原資頼代言上に、去年十二月十二日、屬于左近將監貞載手、於伊豆國(駿河)佐野山、參御方致合戦之條、戸次豊前太郎被見知畢とあり、貞載は父の貞宗の後を相續し、少貳と共に無二の源家黨なり、彼が京都に馳參たる末に官軍に屬してありしは、始めよりかゝる巧みのありたるにてあるべし。

梅松論次に、通夜の雨なりしに、十三日霽間をも待ずして伊豆の國府に攻入給ふ處に、義貞以下の輩水呑の陣を引拂て通夜沒落しけるが、三島明神の御前を過て、海道へ出る時分に、御方馳合て辰巳二時の間合戦有し、鬨の聲矢叫ひ戦合ける、曳也聲六種震動に異らす、爰に於て畠山安房入道討死す、義貞殘勢僅にして富士川渡しけ

るとぞ聞へし、味方は竹の下、佐野山、伊豆の國府、三箇所の合戦に打勝て、敵大勢討け  
ると。戸次頼尊の軍忠狀に、一去年十二月十二日、於佐野山、最前參御方、致軍忠事、一  
同十三日、於伊豆國府、致散々合戰、令太刀打、分取頭三、若黨手負十四人とありて、梅松  
論に吻合す。義貞は一宮と共に足柄越に向ひしに、尊氏の勢に出會して、佐野山に  
退陣し、自身は箱根口に向ひしに、大友が裏切に因て、總敗軍となり、十三日未明に雨  
を衝て、三島佐野を引揚て、富士野に追撃されたるなり。

梅松論次に、今日十三日、足柄箱根の兩大將一手に成て、府中より車返し、浮島原に  
至るまで、陣を取ずといふとなし、翌年四月、御逗留有ける儀、是より兩大將鎌倉に  
御歸有て、關東を御沙汰有へきか、又一議に云、縱關東を全くし給ふとも、海道京都の  
合戰大事なり、然し、惟一手に御立有へしと有ければと。されど、大友文書に、十三日  
付にて、尊氏より大友千代松丸(兵部)に宛、可被誅、新田右衛門佐義貞也、相催一族、不日馳參  
可致軍忠との狀を出し、翌日大友貞載より守護代へ、關東御教書如此、早任旨可被參  
上との狀を出し、立花家殿又少貳頼尙へも、同じ御教書を發し、廿三日には、肥筑へ觸深堀文書  
たれば、海道を追上るとは、前日既に内定したるべし、此手配りは、來春九州へ逃下り

て再舉する遠因となるものなり。

此戰に全國の動亂を引起し、日向記に、天下も宮方將軍と二つに引分れて、宮方に  
は、新田右衛門佐爲、大將軍、彼方與力の者も當國に多かりければ、十二月十三日、國亂  
依有其聞、祐持(伊豆)も土持(土持)一族を相伴ひ、一同に欲令上洛之處に、義貞に與しける人々に  
は、伊東藤内左衛門尉祐廣、同彌七、彌八、益戸孫四郎行政等、國富莊其外所々に亂入し、  
同十五日、越北郡司平三郎以下、莊の富田政所に楯籠るとあり。薩藩舊記に、尊氏義  
貞爭權相惡、帝右義貞、詔討尊氏、云々、正成既奉詔爲帝深竭忠策、以討賊軍、十二月、兼重  
亦遙奉其詔、乃據三侯院高城、菊池掃部助武俊據肥後菊池城、伊藤藤内左衛門尉祐廣  
據諸縣莊八代城、皆一厥心、以應義貞軍と肝付兼重土持宣策軍忠狀に、去年建武十二月  
十三日、世上鬪亂之由、依有其聞、一族相共欲令上洛之處、伊東藤内左衛門尉祐廣新田右  
衛門佐  
相隨、致黨類之由、披露之間、同廿七日、一族相共揚御旗、打出宿所、候畢とあり。又安藝  
には、守護武田兵庫助尊氏に應して、旗を揚げ、五日より、熊谷進覺が矢野を攻め、月末  
にこれを陷る。越後には、佐々木地加近江守景綱を大將として、尊氏に應し、十九日

河村秀義等を瀬波（瀬波）に攻て城を燒拂ひ、進んで少國政光等と豊田莊、蒲原津、松崎、沼垂等に轉戰す、（色部水原文書）諸國に南北分争の旗幟は忽ちに別れたり。

尊氏直義の軍は西上に決し、梅松論其次に、同十五日海道に向ひ給ふ、去五日手越河原の合戰の時分京方に屬したりし、鼓不二河にて降參す、（太平記）極道譽は其一人、海道は山河の間に足がかりの難所に付、合戰治定有べしと覺えし處に、天龍川の橋を強くあけて渡守を以警固す、此河は流早く水深き間ゆゝしき大事なるべきに、橋をば誰か沙汰して渡したりけるぞと尋られしかば、渡守共云、此間の亂に我等は山林に隠忍候て、舟ともをば所々に置て候ひしに、新田殿當所に御著有て、河々は瀬なし、敗軍なれ共大勢なり、馬にて渡すべきにあらず、又舟を以て渡さば遅しと、味方を一人なりとも失はむ事不便なるべし、急き浮橋をかくべし、難澀せしめば汝等を誅すべしと御成敗候しほどに、兩三日の間に橋をかけ出して候なり、新田殿は御勢を夜日五日渡させ給ひて一人も残らずと見えし時、新田殿御渡候し也、其後軍兵共此橋を懸て切落すべき由下知せしとき、義貞橋の中より立歸て、大に御腹を立ちられて、我等を近く召れて仰合られ候は、敗軍の我等だにも掛て渡る橋、いかにも切落したり共勝

に乗たる東土橋を掛ん事時日を回すべからず、凡敵の大勢に相向ふ時に、御方小勞にて、川を後に當て戰ふ時にこそ、退ましき謀に舟を燒橋を切こそ、武畧の一の手だてなれ、義貞が身として敵とても掛て渡るべき橋を切落して、急に襲はれしを周章（あわて）狼狽（たがひ）けると言れむ事、未代に至まで口惜かるべし、よく橋を警固仕れとて、靜に御渡候し也、此故に御勢を待奉りて橋を守り候なりと申ければ、是を聞人皆々涙を流して、弓矢の家に生れば誰もかくぞ有べけれ、疑なき名將にて御座有けると、義貞を感し申さぬ人ぞ無りけるとあり、（太平記）、（義貞の）天龍河を渡る時、橋二間許落けるを、給ふとの（一）、少しは譚に敷衍たる節もあれど、義貞の氣象を描きたるなり。

東山道の官軍は、伊豫忽那彌次郎重清の言上に、尊氏直義爲誅、自京都發向山道之處、小笠原信濃前司、村上源藏人以下凶徒等、爲朝敵人之間、被誅伐之刻、去廿三日於信濃大井莊（佐久郡）合戰す、且島津上總入道之手、木村三郎入道、東條圖書助等、（島津氏は地わ）見知とあり、軍忠狀に屬、大將軍洞院左衛門督殿、御手とあれば、義貞の天龍河を渡る比は、東山道の軍は猶信濃に戰へり。

陸奥國司北畠顯家（父親房）共、が義良親王を奉して國府を發し、鎌倉に向ひたるは、南

部八戸系圖に廿二日とし、又廿九日に結城參河前司（前司）を侍大將となす令旨を傳へたり、月末には既に進發たるべし。武家方には、志和尾張彌三郎國司誅代（誅代）として兵を催し、相馬一族雙方に分れ、廿三日夜、斯波方數千騎、高野郡矢築宿に押寄せ、戦ふと、相馬文書に見ゆ。常陸の佐竹上總入道源（源）は佐竹楯を修め、二十日を限りて兵を催し之に據るに、奥州より親王の宮、并國司關東追伐として發向すと聞て、親王宮を取奉んとて軍勢を催し、來月五日を期する由、飯野八幡文書に見ゆ。斯波家長が顯家の後を追て鎌倉に向ひたるは、尊氏兄弟が義貞の後を追て西下したると、畧同じ比にてありつべし。二十七日には、伊勢の吉見左近大夫將監龜景兵を起して尊氏に應し、久留部山安濃津に轉戦す、（通稱）二十八日には、丹波の小河小太郎成春、伊賀四郎光重等尊氏に應し、大石宿に旗を擧げ、晦日守護館を追落して京都に向ふ。海道を上る尊氏の前軍は既に近田に達し、是年は暮にけり。

### 南北朝時代史上卷終

## 南北朝時代史下編

### 第三編 南北朝分立。

#### 第六章 尊氏京師に破れ院宣を奉して西下。

第四十一節 建武三年の正月元日より京軍は尊氏兄弟の軍と處々に衝突せ始まり、賊軍京師に亂入せり。

却説義貞が十二月十三日に伊豆府を引揚げ、東海道を退軍して京師に歸りたるは、早くも廿四五日の比なるべく、東軍も後を追て年内に近江に到着したれば、京師諸口の防備はいと倉卒なるを免れず。梅松論に、將軍の御方には、東八ヶ國并海道の輩一人も残ず屬し奉る間、美濃近江になりしかば、軍勢山野村里に充滿して、人馬足を立るに所なし。さる程に京方の山法師道場坊阿闍梨宥覺、山徒千餘人を相語らひて、國人案内者たるにこそ、江州伊岐代宮を俄に搦て引籠る是は關東勢を當國

にて支へて、御敵の興勢を以、後詰をせさせむとの謀なる間、則武藏守高師直を大將として、建武二年十二月卅日に彼城に押寄せ、一夜の中に攻落す、此所野路の宿より西湖の端なれば、討漏されたる者は舟に乗て落行けるとぞ聞えし。去程に御手分あり、勢多は下御所大將、副將軍は越後守師泰、淀は畠山上總介、芋洗は吉見三河守、宇治へは將軍御向あるべきなり、京方の瀬田の大將は千種宰相中將、結城太田大夫判官親光、伯耆守長年也、勢田は正月三日より矢合とぞ聞えし、將軍は日原路を経て宇治へ御向あるべきなりとあり。

晦日に野路の湖岸を攻落し、正月三日勢多の矢合とは、時日地理共にさも有べきなれど、古文書に徴すれば、天野安隆八郎景光の請文に、勢多合戦事、去自正月一日、到于同十一日、連日致合戦警固、毎日橋爪、於高矢倉、抽軍忠之條、今川五郎入道殿御見知畢とあれば、天野勢多の矢合せは元日より始めれり。又田代豊前市若丸の請文に、去正月二日、江洲伊岐代御合戦之時、屬御手向、大手、於辰巳、角矢倉下、致軍忠之刻、若黨高野式部房定祐左足甲、被射通畢、…將又翌日三日、令參栗木御宿、入見參者也とありて、高師泰の承判あり、田代戸次頼尊の目安にも、正月二日、近江國馳向伊岐須城、濱

手懸先云とあれば、文獻伊岐代社を攻ながら、前軍は早くも勢田の橋爪に戦を始めたり。高師直とあれど、師泰伊岐代に向ひ、三日に栗本に陣し、山内首藤通繼の軍忠狀に、近江國伊岐宮、大渡橋上御合戦之時、遠矢仕云とあれば、師泰の手は其まゝ、尊氏に屬したれば、太平記に、將軍は正月七日山法師成願坊が近江國伊岐洲社に楯籠たる城を一日一夜に攻落して、八日に八幡山下に陣を取とあるが、日は誤りなれど亦全くは捨がたし。

太平記に、久下時重、波々伯部爲光、酒井貞信、但馬丹後の勢と引合て、二條大納言殿西山峯堂に陣を取ておはしけるを追落して、正月八日夜半より大江山の峠に籐を焼ける、京中には新田一族三十餘人、國々の勢五千餘騎を貽されければ、大江山の敵を追拂ふべしとて、江田兵部大輔行義を大將として差向らる、八日曉桂川を打渡りて、朝霞の紛れに大枝山へ押寄せ、久下が舍弟長重痛手を負て討れ、是を見て後陣の勢引ける間とあるは、桂川と西山峯堂との間に、大枝山とてある様に聞ゆ、左に非ず。丹波國御家人小河成春の請文に、建武二年十一月二日、被成下御教書之間、率一族已下軍勢等、同十二月廿八日、式部伊賀四郎同一族、并眞壁彦三郎相共に、於當國、大石宿

舉御旗同三年正月三日、押寄大枝山、致散々合戰、御敵捕二條大納言家之刻、若黨得九、大貳房良辨等、數多討取とあり、古文書類又後藤基景の請文に去年十二月晦日、追落丹波守護館、發向京都之刻、山徒南岸同宿、楯籠波々伯部保之間、正月一日追落彼等館、則取登于大枝山、同三四兩日致軍忠とある、播磨後其書類太平記に又守護碓井丹波守盛景、十二月十九日の夜、久下波々伯部等に押寄せられ、戰破れて攝州へ引退き、赤松入道に合力を請る處に、圓心野心を挾むて返答に及はずとあるは、例の日を誤れり、廿八日に兵を起し、晦日に守護を追落し、元日に大枝山の戰となりたり。此の如くなれば大平記の事は相違す。小河は捕二條大納言家と書たれど、捕縛したるには非ざるべし、師基は前權大納言にて三月二日兵部卿に遷任したり。

保曆間記に、勢多の手は、足利左兵衛督直義合戰を始む、京都より月卿雲客、伯耆守長年等向ふ、宇治手は、足利兵衛佐向ふ、京都より楠判官正成發向す、七日より九日まで合戰すとあり、太平記にも、正月七日に、義貞内盛より退出して、平勢の手分あり、合戰の始、和田助康の請文に、十一月廿八日馳參京都、御手、自宇治參、東坂本、同十六日(正月)罷向西坂本とありて、楠木正成の證判あり、前田家文書又天野安藝三郎遠政の請

文に、去正月七日は、蒙仰、可罷向宇治之由、即屬于當御手、自七日、至十一日、於宇治橋上、晝夜抽軍、忠次第、大將軍於御目前、被御覽之上者とありて、畠山高國の承了なれば、上兵衛佐は高國をいふか。七日に、楠木宇治を燒拂ひ、餘餘に依て平等院燒失す、時年

○大平宇治には、尊氏の枝隊向ひたるべし。  
保曆間記に、三年正月七日、尊氏大渡に、付、義貞以下京都より又馳向ふ、橋を引て合戰す、梅松論に、京方宇治の討手の大將義貞、橋の中二間引て、楯搔楯を上て相支けり、同八日云々とあれど、戸次頼尊の目安に、(証)八月追落八幡、凶徒、武家年代記にも、三同九日十日、於大渡橋、抽軍忠畢とあれば、七日大渡に著して、翌日八幡の兵を追落し、義貞剛向ふて大渡の戰となりたる順序なり。尊氏が八日付にて東大寺の尊勝院へ、(大和)兩國軍勢を召具して、合力ある旨を承り、本望を申送りたるも、尊勝院八幡より出したるなり。梅松論に、八日の夕、橋の中、楯の下に於て、結城の山河の家へ野木與一兵衛尉、并中董二人、一人當千の武略を顯して、戰し程に、將軍御威の餘りに、御腰の物を直に兩人に給ひ、(中)然る間、後は川を隔て、日夜矢軍也とあり。太平記に、明れば正月九日、將軍八十萬騎の勢にて、大渡の西の橋爪に推寄せ、時移迄ぞ控たる時

に(中)執事武藏守師直、懸て近邊の在家を毀ち連て、面二三町なる筏をぞ組たりけり、武藏相模の兵共五百餘人、込乗て橋より下を渡けるが、河中に打たる亂杭に懸り、敵は雨の降る如く射る、兎角しける程に、組重ねたる材木ども次第に別々に成ければ、五百餘皆水に溺て失にけり、敵は楯を敲て笑ふ、(略)師直が内に野木與一兵衛入道頼玄とて、大力の早業ありけるが、(中)橋桁の上にて進みたる、楯の上搔楯の陰なる官軍共是を射落さんと、差詰引詰散々に射る、(中)又山川判官(結城山)が郎等二人橋桁を渡りて、繼たり、頼玄彌力を得て、楯の下へかつき入、堀立たる柱え曳や曳やと引に、橋の上搔たる楯なれば、橋共に搔ぎ渡りて、すはや搔倒しぬと見へたりける、楯の上の射手共四五十人叶はしとや思ひけん、飛下飛下倒れふためいてこの城戸の内へ逃入ければ、(中)是より後は橋桁もつゝかす、筏も叶はず、攻あぐみてとあり。

斯て梅松論に、矢軍也ける所に、細川卿公定禪を大將として、赤松入道圓心、其外四國中國の間にかねて、御教書を給ふ輩數を知らず、攝津國河内國邊に馳著ける間、同九日酉の刻、將軍の御陣へ申けるは、明日十日午刻以前に山崎の京方を打破て烟を上べし、同時に御合戦あるべしと申定めて、天の明を遅しと待かけて、定禪、圓心、國人

同、城戸口に押寄て攻戦けるが、案のごとく十日の午の刻計に、山崎を打破て久我鳥羽に攻入火を上しかば、所々の京方皆逃上る間、同十日の夜、山門へ行幸とあり。赤松圓心は千種忠順と共に京軍に屬すべき軍忠の人なれど、播磨大介新田義貞と備からの故に、尊氏に付き、其比は赤松に在國したるべし、備前國安養寺衆徒等が赤松入道吹舉狀を副たる言上書に、(中)其段、赤松入道吹舉狀、分明也、謹備右、就中自去年十二月廿九日以來、自國他國軍勢、日々令宿當寺之間、或以佛性燈油料足、爲軍兵之儲、或以僧侶止住、資像、爲人馬之糧云々とあれば、三備の軍勢は安養寺に止宿して、赤松の催促に應したると、去年歲暮の事なりき。

京軍の山崎口防手は、大平記に、山崎へは脇屋右衛佐を大將として、洞院按察大納言、文觀僧正、大友千代松丸、宇都宮美濃將監泰藤など、あれど、文觀僧正は後七日法を修めたり、大友千代松丸は在國にて足利方なり、天正本には少貳さへ載たり、惟脇屋義助が洞院公泰を奉じたるなり。出雲の宇佐輔景が請文に、同年正月十日、令發向山崎致軍忠云々、然者云、行幸供奉之功、云度々、軍忠無懸、上者とありて、名和長年の承判あるは、三刀屋長年が山門供奉後の判ならん。太平記に、細川卿律師定禪中國勢を

率して正月七日播磨大藏谷（明石郡）に著たりけるに、赤松美濃守範資我國に下りて旗を舉  
 ん爲に、京より逃下りけるに行逢て、互に悦ひとあり。山崎合戦の條に、力者一人豎  
 封したる文を持て、赤松筑前殿（山崎）の陣を問々走て出来る、筑前守は桃井土屋等と橋の  
 下に居たりけるが、此使を見附て、急き文を披て見れば、舍兄信濃守自筆にて、義貞以  
 下の逆徒對治の事、將軍家の御教書到來の間、義兵を舉んために罷下る處に、細川脚  
 律師定禪京都へ攻上らるゝ間、路次に於て參會し、範資先陣を打べき由諾訖、今日芥  
 河宿に著候なり、明十日辰刻には山崎の陣へ推寄て合戦すべし、此由を將軍へ申さ  
 しめ給ふべしと書たり、筑前守北狀を持參して讀上たれば、將軍を始奉りて、吉良石  
 室、高上杉、畠山の人々悦と斜ならず、相圖の程にもなりければ、定禪櫻井宿の東に打  
 出れば、範資川に沿て押寄す、筑前守貞範小舟三艘に取乗押渡りて、兄弟一處になる、  
 官軍力を失て防ぎ得ず、淀烏羽の邊へ引退て大渡勢と一つになるべしとて、赤井  
 を差て落行ば、山崎の陣は破れにけりとある。赤松範資が先陣をなして、山崎の陣  
 を突敗りたる事などは實ならん、太平記は筆を弄ひて事を搆造すを以て、事實まで  
 虚らしく聞ゆ、赤松が足利氏の御教書を受て兵を催したるは、本年の事に非ざると

太平記も前の丹波守護追落されし條にいへり、足利幕府となる後に大勢力ある赤  
 松家が、向背の始めなれば、殊に詳審にしおかざるべからず。

之を統ふに元日以来、京軍は勢田、丹波口、宇治、大渡、山崎に手を配りて防禦し、七八  
 九の三日、兩軍互に相持せしに、十日山崎口より破れて、諸手みな崩れ引退きたり。  
 近江國石山寺に、□□□□□□十日夜、同十一日、天下動亂之時、爲□□□□□□間、數萬騎  
 軍勢以下令亂入寺中、件文□□□□□□失或搜取云々と、建武三年六月附の解あり、勢田  
 口の官軍も亦大混亂となりたり。

第四十二節 十日官軍敗れ、天皇東坂本に臨幸あり、内裏炎上す、颯て奥羽の軍  
 東山道の軍至りて、京都合戦となる。

山門臨幸の事は、神皇正統記に、丙子の春正月十日、官軍又破れて、朝敵既に近づく、  
 依て比叡山東坂本に行幸して、日吉社にぞましくける、内裏も則焼累代の重器多  
 く失にけりと。梅松論に、同十日の夜、山門へ臨幸ある、則内裏焼亡しけり、近比は照  
 院殿より以來は、是こそ皇居の御名殘也しに、建武大内證營の職にて、こはいかにと  
 規模を廓張されたり驚き悲まぬ人を無りけり、同時に卿相雲客以下、親光、正成、長年が宿所も、片時の灰燼



となりしこそ、淺ましけれとあり。應永八年記にも、内裏炎上の例を記して、十日夜  
 富小路内裏とあれば、臨幸も炎上も當夜なるが實なるべし、東寺長者弘真文正は眞  
 言院にて後七日法を行ひ、十日まで三箇日なりしに、逆徒亂入し、山門臨幸の間かね  
 て存じ儲ると雖も、臨期物忿なれば、道具を本寺に返渡して天蹕に隨ひ奉る、東寺長  
者初任  
南狩遺文の太平記に、文觀四年正を  
山崎國に列する矣を記すべし。賢所も渡御あり、阿蘇大宮司惟時は勅定にて、  
阿蘇内侍所を懐き奉りて東坂本の彼岸所に入奉る、阿蘇出雲の宇佐兵衛尉輔景は、山崎  
 合戦より行幸に供奉し、叡山に於て左衛門尉に任し、名和長年の手に屬して西坂本  
 に勤仕す、文三刀屋太平記は山門臨幸周章の狀并て義貞義助等守衛の狀をくはしく  
 記すれど、大渡を徹退し供奉したるやいふがし。

同書に、又名和伯耆守長年は勢多を固めて居たりけるが、山崎の陣破れて主上早  
 東坂本へ落させ給ひぬ聞へければ、直に馳參んずる事は安けれど、今一度内裏へ參  
 らて落行ん事は後難あるべしとて、(勢多より東坂本をすぎ  
て、内裏へ參る昭れなし)十日暮程に又京都へ  
 を歸ける、(昭なり)。今日は悪日とて將軍は都へ入給はざりけれども、四國西國の  
 兵共帆掛舟の笠験を見て打留んとしけれども、長年驅散して通り、(中)遂に内裏の居石

の邊にて、馬より下、兜を脱、南庭に跪く、臨幸成て數刻の事なれば、四門悉閉て宮殿正  
 に寂寞たり、(中)姑く徘徊して居たりけるが、馬に打乘て北白川を東へ、今路越にかゝ  
 りて東坂本へぞ參ける、小既櫛のかいりる所に文正其後四國中國の兵共洛中に亂入  
て、行幸供奉の人人の家屋形屋形に火を懸たれば、准后御所常磐井殿馬場御所烟同  
時に立上り、猛火内裏に懸りて一時に灰燼となるとあり。すべて浮たる文なれど、  
十日は山崎口の四國中國兵亂入して、京街に火を縦ち、内裏も延焼したるにてぞあ  
るべし、梅松論の文は簡にして要を得たり。

梅松論に建武三年正月十一日午刻に、將軍都に賣入給ひて、洞院殿公實公の御所  
 に御座有しに、降參の聲注するに暇あらず。かゝりける所に、結城太田大夫判官親  
 光が振回賊に忠臣の儀をあらはしけるは、見る人は申に不及、聞傳ける人までも讚  
 む者こそなかりけれ、十日の夜山門へ臨幸の時、追付奉て馬より下り、冑をぬき、御輿  
 の前に畏申けるは、(前)の長年の記事と相似て、(今)度官軍鎌倉近く賣下て泰平を致  
すべし所に、さもあらずして天下如此成行事は、併大友左近將監が佐野に於て心替  
りせし故也、迪も一度は君の御爲に命を奉るべし、御暇を給て偽て降參して、大友と

打違て死を以て忠を致すべしとて、思ひ切て下賀茂より打歸りけれども、龍顔を拜し奉らん事も今を限りと存ければ、不覺の涙鏝の袖をぬらしける。君も遙に御覽し送て、頼母敷も哀にも思召されければ、御衣の御袖をしぼり給ひける。去程に東寺の南大門に、大友か手勢二百餘騎にて打出たり、親光が一族益戸下野守、家人一兩輩召具て、殘る勢をば九條邊にとゞめ置、大友に付て降參のよし偽て言ければ、大友子細に不及とて、樋口東洞院の小河を隔て打違て行けるに、大友申けるは、將軍の御陣近く成候はゞ法にて候、御具足を預り申さんと云ければ、親光が云く、我等御方に參は、頓て一方をも仰を蒙て忠節を致すべきにて候、戰場に於て具足を進せん事面目なしといへども、御邊を頼み奉るうへは耻辱に成ぬ様に計ひ給へとて、帶する太刀を指上て河を西へかけ渡す、其時子細なく大友御對面の後可進のよし云て、太刀を受取んとする所に、さはなくて、馳並て拔打に切間、大友すきを有せずむすと組て、親光は其場にて討ち、同親類一所にて十餘人引組々々討死す、大友は目の上を横さまに切れたりけるが、大事の手なりければ、鉢巻にて頭をからけ、輿に乗て親光が首を持參しける、事の體誠に勇々しくぞ見えし。親光が忠節を盡しける最後の振舞難

有ぞ覺し、されば弓矢に携る人々は、皆天晴勇士也、誰もかくこそありたけれとて、涙を流し讚ぬ者こそ無りけれ、同益戸下野守も討死す、大友は翌日に死す、敵たしぬく所にて、心早く打合て即時に討取、其身も將軍の御爲に命を捨ける振舞、縦ていはむ方ぞなき(此事を太平記なり)とあり。野上彦太郎清原資頼の請文に、同十一日、唐橋烏丸(七條烏丸)合戦の刻、資頼打組太田判官一族益戸七郎左衛門尉令分取、即被實檢とある(野上)是は下野守の一族九條より驅付たる者なる歟、十二日に直鏡書を大友の總領千代松丸(兵部)に與へ、一族并豊後肥前國軍勢を催して坂本に馳向しむ、大友貞載討死に因て兩國守護を裂せたるならん、貞載は立花氏の祖也。

十二日も京都は猶合戦あり、親光の父結城上野入道へ令參洛之由被聞食、尤以神妙也、此間、爲御祈禱、臨幸日吉社、被相待東國軍兵、悉可被對治朝敵之由、所被思食也、不廻時刻馳參可致忠節との繪旨を下さる、(白川)陸奥國司の軍近江著の報ある故ならん。神皇正統記に陸奥守鎮守府將軍顯家卿此亂を聞て、親王を先にたてまつり、陸奥出羽の軍兵を率して賣上る、同十三日近江國に著て此由を奏聞す、十四日に江を渡り坂本に參りしかば、官軍大に力を得て山門の衆徒までも萬歳をよばひきとあ

り、梅松論に、去元弘三年一統の時、北畠亞相禪門准后腹の三の宮を懐き奉て、出羽陸奥兩國の守として管領ありし程に五十四郡の軍勢を率して、後詰の爲に不破の關を越て向ふよし聞え、(中略)正月十三日より三ヶ日の間、山田矢橋の渡船にて宮井北畠禪門出羽陸奥の勢、雲霞の如く東坂本に參著とあり。太平記に、鎌倉に打入れれば將軍は早上洛と申す、さらば跡より追上らめと、夜を日に繼て、鎌倉より西には手ざす者も無りければ、馬を早めて正月十二日近江國愛知河宿に著とあるは、浮文なり、尊氏の上洛は海道に隠れなかるべし、鎌倉はよも空虚にあらじ、斯波家長も追至らんとするに、彼地へ回る必要なし、直に海道を追上りたるべし。東山道に向ひし、鼎王洞院實世等の軍も、信濃より引返し、馳て亦到着したらん、忽那文書に少し其徵跡あれど、日を肥せず、太平記には二十日の晩景に東坂本に著すといふ。

東軍も催促に應じて追々新手馳加はる、出雲の佐佐木美作大夫判官秀貞は、三崎政高等と共に美作國を發向し、十一日京都に攻入り、安藝守護武田信武は逸見吉川波多野等を率し、十二日京著し、並に高師直の手に屬して十三日勢多に向ひ、供御瀬を固めたり、日御前吉川小早川、文書並發古節集。是日細川侍從(細川)は田代市若丸等を率して、大津西浦に

向ふ、文田代と古文書に見ゆ。梅松論に、三井寺は元より御方なりける程に、園城寺を燒拂ふべきよし聞へければ、合力のために荒手なればとて、細川の人々を大將として、四國中國の軍勢正月十六日拂曉に發向しければ、同時に義貞を大將として、兩國の勢は北畠殿の子息國司顯家卿に隨て三井寺に向ふ、大道と濱端と二手にて數刻實戰所に、三井寺の衆徒の手より破れて、則當寺燒拂はれて、武家の勢悉く京中へ引返すとあり。此戰は山門臨幸の翌々十三日比より、尊氏は高師直を勢多口へ細川定禪等を大津西浦へ、新手を以て向はせて、三井の衆徒を語らひ、東坂本を犯す用意をなし、梅松論の十、六日は誤り官軍には其比奥羽即兩國の勢著到したれば、新手を加へて賊軍を打拂はんと謀られたり。十五日に、結城親朝へ爲宮御手供奉、北畠悉屬陸奥守令發向、可追討尊氏直義以下凶徒之旨、被仰了、軍中事相談國司可被申沙汰、云云の繪旨を下さる、梅原是は奥軍の參謀に任せられたる所にて、新田楠木にも亦命ありたらんとは、和田助康の目安に自宇治參東坂本、同十六日罷向西坂本、云云とあるに、楠木正成が被相合戰之條無相違と證判を與へたるにて、武乘院和、田文書知らるゝ。十六日は、北畠新田楠木等の總勢京都に向ふ手始めに、まづ大道と濱端とに分れ、一は細川勢

と濱面に戦ひ田代文書一は三井寺より逢坂關山の師直が軍に攻かゝれり日御前文書三井寺は大道の手にて攻通りたるにて之を焼拂ひたるは山徒なり因て園城寺傳記には天台兩門合戦と書す官軍の主力を此に用ゐたるに非ず。斯て師直定禪及び攝津親秀等防かねて粟田口より京に退き京合戦となれり。

梅松論次に是に依て兩大将尾形二條河原に打立給ふ御勢は上は糺の森下は七條河原まで來し所に午の刻計に粟田口の十禪師の前より錦の御旗に中黒の旗さし添て義貞大将として三條河原の東北岸に陣を取てひかへ御方は數千騎の軍兵旗を翻し時の聲天地を驚かし互に射矢は雨の如し劔戟を掛るに暇あらず入亂れて戦し程に官軍には千葉介高橋義貞一人當千の船田入道船田由良左衛門尉を始めとして千餘人討とらる御方にも手負討死多かりける。暮に及んで宮方負軍に見えしとき御方勝に乗じて資戦しに義貞自旗をさし親光が父結城白河上野入道と共に千餘騎にて返合く、白河の常住院の前へ中御門河原口を懸し時は何たまるべしとも見えざりし處に小山結城一旗二千餘騎にて入替て火を散して戦し程に敵打負て鹿の谷の山に引上りしが残り少なに見えし是は十六日酉の終也とあり。粟田口

より三條河原及び法勝寺神樂岡即鹿が谷までの合戦にて官軍の主力は山に退き其夜京軍は三條河原中御門河原を固め十七日には西阪本に發向して警固し白河殿兵火と諸文書に見ゆ翌日まで戦の餘勢は猶つゝきたり。

官軍は十六日の攻撃に利なかりしかば北國に退くとの飛報ありしにや十八日には直義より新田義貞同興黨輩可逃下北國旨早馳越近江國萱津以下要害所々打塞路次可誅伐落人との狀を發せり淺草文庫本郷文書行在は又十九日鞍馬寺僧に繪旨を下し北岩藏の凶徒を追罰せしめ鞍馬寺文書北方に戦線を展かれたり。是日高師直に屬せし武田信武は安藝備前等の兵を以つて西坂下より八幡に山向ひ西尾預役所を警固し毛利吉川小早川文書連日の小戦に日を移し雙方共に増援の兵を催す東山道軍は廿日に到着すといふ大方は此比にてありぬべし。梅松論に官軍は山上雲母坂中靈山より赤山社西坂本の前に陣を取御方は糺河原を先陣として京白河に充満みちみてりといふあるは廿日以後の光景なるべし。

第四十三節 廿七日より官軍再京都を攻撃し連日の合戦に尊氏西に走りて車駕還京ある神皇正統記に十六日より合戦始まりて卅日終に朝敵を追落すやが

て其夜還幸し給と、是奥軍の統領北畠卿の實際報道に見るべし。

洞院左衛門督(實世)の軍に屬したる伊豫國忽那重清の軍忠狀に、隨而自山門西坂本、去正月廿七日、爲同御手(實世)馳向搦手賀茂河原、責上下北小路河原、捨身命致合戰云々とあり、東山道軍の蹄著して西坂本を固めたるを知る。又大和國野田、齋藤、田島等の目安(能登妙殿)に據れば、去十日高倉内親王を邊都に落し奉り、其後山城に馳向ひ、北畠侍従家を大將軍として、軍勢を相催し、京都後密を致すべきよし談合せしむる處、面々領掌の間野田頼經は言上として、廿六日山門に馳參り、西室殿にて合申するの刻、同廿七日御合戦とあれば、北畠の手も軍勢を催し、遂に總攻撃に移行けり。

梅松論に、正月廿七日辰刻に、敵二手にて河原と鞍馬口を下りに尙ふ所に、御方も二手にて時を移さず掛合て、入替く數刻戰しに、御方討負て河原を下りに引返しければ、敵利を得て手重く懸りける、兩大將御馬を進められんと思召切たる御氣色みえし程に、勇士ども我もくと御前に進みて防戦せし所に、上杉武庫禪門(實世)を始として、三浦因幡守(實世)、二階堂下總入道行全、曾我太郎左衛門入道、所々に返し合せて打死しける間に、河原を下りて七條を西へ、桂川を越えて御陣を召る、彼人々命を捨て忠節を致たしけるこそ難有けれと。上杉禪門は、憲房なり、元弘の始めより秘密を共にして事を起せり、難太平記に、殊更に其の入骨を折て河原合戦に討死しけりとかや、今の上杉中務入道(實世)の祖父と見えて關東上杉管領の祖なり。河原とは無論鴨河原なれど、忽那文書に、爲同(大將)御手、馳向搦手、賀茂河原、責上下北小路河原とあれば、鞍馬口は大手にて、妙巖寺文書に、北畠侍従家大將軍の於外様支證は、新田民部大夫貞政、廿七日、合戦見知了とある、是が大手に向へるか、出雲の宇佐輔景は名和長年の手に屬して、自加茂河原、迄于七條河原、抽軍忠といひ、河内の和田助康は楠木正成に屬して合戦したれど、其地を記せず、尊氏方には薩摩の島津上總介良久入道、道鑑、伊勢の吉見圓忠、鴨河原に戦ひ、吉見は名和に當れり、松論次に去程に御方大宮を下りに作道を山崎へ、一手にて引き退く、爰に先立て千本口を下りに敵に向ふべしとて、細川の人々大將として、四國中國勢、内野の右近馬場邊に扣て相待所に、爰には敵向はずして、下京に烟數多所々に見えて、て錦の旗さしたる大勢に懸合て追散し、旗指を討取つて旗を奪取、西坂本まで責詰

て錦の旗さしたる大勢に懸合て追散し、旗指を討取つて旗を奪取、西坂本まで責詰

て假内裏を焼拂ひ、勝鬨作て河原を下りに打て行在所に、又大勢二條河原より四條邊迄さへへたり、御方かと思ふ所に、義貞以下宗徒の敵扣えたる間細川定禪兄弟もめき叫て懸りし程に、此勢も散々にちらされて、粟田口苦集滅路に趣てぞ落行ける、洛中に充滿しける敵共悉追拂て、七條河原にひかへて兩大將尋申所に、在地の者共云けるは、御方の御勢は二手にて、一手は七條を西へ、一手は大宮を南へ、作道をさして引給けると申ければ、細川の人々いそぎ桂川を馳渡りて、亥刻計に御陣に参て京中の敵追拂ひたるよし申されける間、即打立て七條を東へ入らせ給ひしに、同河原にて夜も明しかば、廿八日なり、さしも御方の大勢洛中を引退しに、細川の人々相殘て敵を打散しければ、御威再三也、されば忝も御自筆の御書を以て錦の御直垂を兵部少輔顯氏に送給也、(中略)其比卿公定禪をは鬼神の様にぞ申けると。是廿七日京合戦の概略にて、古文書と契合す、さしもの足利大勢みな引退き、細川一手のみ奮戦とは餘り偏倚の様にて、爾後の戦記も専ら細川の働きをいふにより、是書は難太平記にいふ細川阿波守の夢想記ならんといふ説もあり。されど他の確徴すべき書類には、鳴川原にて薩摩の津津伊勢の吉見圓忠の手が、名和長年に當りたる外は、攝津親

秀の手及び山内首藤通繼が三條河原討死の事を存するのみ。

又其次に、同日(廿八日)の申の時計に、又山(山)の勢神樂岡を下る間、御方の軍兵馳向て資戦し程に、越前國住人白河小次郎義貞と號して討て頸を取赤威の鎧を剝取て持來る間、諸人大慶の思ひをなす所に、是は義貞にてはあらず、葛西の江判官三郎左衛門が頸なり、存日義貞に顔色骨柄少も替らず、赤威の鎧を著たりけるを、聞ゆる義貞重代の鎧薄金と同毛なる間、一旦大將討取たりとて御方の悦けるも、斷也。翌日廿九日は合戦なし、一昨日山崎へ引退し御方少々歸参しけりと。薩摩の本田久兼は島津道鑑の手に屬し、廿八日神樂岡の下に於て敵三人を討取る、島津道慶(山田)は召捕伯耆守長年、若黨二人令具參多々須河原、屬于當御手申入之處、可被誅之由、直被仰下被切畢(薩摩)といひ、洞院實世が手の堀口忽那等は、是日馳向大手(忽那)といへば、亦大手搦手を分つて山を下りけれど、神樂岡と糺河原との局部戦に止りたるにや、是日の戦炎は稍衰へ、翌日は休戦なりき。

其次に、同正月晦日の夜半計(廿九日の夜半)より、糺河原の合戦初りて、今日限りと戦ひしかども、御方の軍破れて、二階堂信濃判官行周討死す。去年八月の初、武將東

夷を静めむ爲めに都を御出有て、相摸次郎、諏訪の祝以下退治の間、海道の所々の合戦を致して、鎌倉に御下向の同冬、君と臣との間に御心よからさる事有て、矢矧の戦より東士利を失ひて箱根に籠りしか、又足柄の合戦より御方勝し程に、其儘責上て洛中に亂入、雌雄兩年に及び、弓折矢つき、馬疲人氣を失ひし故に、御方の戦破て、其日の夕に丹波の篠村に御陣を召さるとあり。足利方の破軍故に戦狀を略したれど、未明より夕刻までは戦へり、島津の手に本田久兼は、卅日二條大宮、並西七條、合戦致軍忠といひ、山田道慶は於五條河原、致合戦といひ、吉見の手は於三條河原、抽軍忠といへば、糺河原より五條まで戦線を展べて退却したり。官軍には、楠木正成の手は同晦日、致鴨河原、内野之合戦といひ、上京に戦へり、洞院實世の手は、馳向樋搦手、致散々合戦之上、重爲、四條河原、相向朝敵、人高橋黨、合戦責落畢、次、依、大將軍、仰、火口河原口、在家、懸火、次、馳、向、内野、責、付、丹州道追、江大山畢といひ、名和長年の手は、同時合戦、伯耆中、登、丞相共於一條河原、並桂河以下、所々、致軍忠、迄、于西山峰堂、令發向といへる等にて、糺河原より戦初りて、内野西七條に追撃し、丹波口に發向したる大勢を綜覽さるゝ、北畠の手は、卅日、抽軍忠とあるまでにて、地點を記さず。

賊軍の敗北せしに依て、車駕は京都に還幸し、河東の成就護國院に入り、慈嚴僧正坊を御座となす、皇年代私記、建武三年以來記、京都の兵亂正月中に亘り、邸第所々、兵火に燼し、公卿みな逃避たるへく、軍に將たりし人は、洞院公泰、家世、北畠顯家、六條忠顯等なり、然るに如何なる故のありしにや、公卿補任に、參議從三位忠顯、正月日出家となり、又有名なる萬里小路從一位大納言宣房卿も出家と記す、當年七十九の耄老なれば、歎やがて薨したるにてあるべし、因て此人の子孫は南朝に名籍なし。内裏は炎上したれば、二月二日前、右大臣家定の花山院第に渡御ありて、假皇居となし、圓太曆、建武三年以來記、賢所は七日に渡御ある、圓太曆、尊氏いよく西に退きたるを以つてなるべし。

梅松論に、翌る建武三年二月朔日、猶都へ責入べき其沙汰有といへども、退て功をなすは、武略の道なりとて、細川の人々、赤松以下、西國の輩を案内者として申されけるは、先御陣を攝津國兵庫の島にうつされて、當所の船を點して、兵糧人馬の息をつかせて、諸國の御方に志を同して、同時に都に責入べしとて、三草山、通に播磨のいなみ野に出で、同二月三日、兵庫の島に御著有處に、赤松入道圓心參てと申しけるは、當所は要害の地に非ず、御座痛敷候、兩大將をば圓心が摩耶の城に移し奉り、軍勢は當

津に陣を取べし、兵庫と摩耶の間五十町のよし申所に、或勇士の云、圓心が意見其儀なきに非ずといへども、是は當御陣計の御用心の儀なり、去年より天下二に分れて、諸國に敵御方對面して勝負を決せぬ國多かるべし、一夜にても兩大將城に御座あらば、遠方に聞及て、敵は利を得て御方は力を落すべし、始終の利こそ大切なれ、依て御陣摩耶に移され難きものかと申ければ、其時圓心當所は要害に非るに依て、愚意の及所を申上候計也、更に諸國の事を思ひ寄らず、遠方の聞え尤大切なる間、縦へ城に御座候共御出有るべきにこそと、赤松此儀に同じければ、當所御陣に定めらるゝとありて、兵庫島に陣したり。斯て西國の援兵を催したる事は、立花家に、昭ゆる大友文書四日付にて尊氏より大友近江次郎(貞順なり、後に此へ)於京都者、新田義貞一族を追落、雖籠叡山、洛中要害難治也、不廻時刻馳參、可誅伐與黨との狀を藏す、亦島津忠兼、廣峯貞長等五日付の袖判にて、令下向播州相催一族、不日可抽軍忠との狀、島津廣峯文書へたり、此の如く諸國の味方を催し再舉を謀れり。

官軍は卅日の戰に、西山峯堂、丹波大江山口まで追懸たれど、其日は引還したるべし、尊氏は三草山の間道壽永に源義經の鷗越なりより落下り、此嶮には其黨久下波

々伯部等固めたらん、八幡山崎は最前より武田信武固めたり。保曆間記に尊氏天命を恐て引退、則追懸て顯家卿、義貞以下責ける程に、尊氏鎮西まで落下りけり、とあれど、顯家は二月一日に右衛門督兼檢非使別當に補せらる、京都固めなる歟。新田楠木は山崎八幡に向ひたるべし、去る十九日に八幡城に籠りたる安藝武田勢の波多野景氏が狀に、(略)上迄于同二月七日致忠畢、爰彼合戰中、將軍家御下向兵庫島之間、御敵等得理天寄來、取圍彼城之間、雖欲馳參御座、當島敢以不叶所存之間、唯於當所可討死仕旨存之、既被赴于自害之庭、事度々也、而不慮雖存命、仕云云とあり、信武の一見狀に於八幡城被合戰之時、當手軍勢數千騎、雖多落失、殘留被致合戰とあれば、武田勢が此處を死守したるに因て、數日を稽留し、七日遂に攻落し、攝津へ進軍するに至りたり、此間に尊氏も新手の増援を得たり。梅松論に、去程に先度御教書を給る周防守護大内豐前守、長門守護厚東入道、(長門)兩人兵船五百艘當津に參したりければ、此荒手を以都へ責登るべしとてとありて、恰も官軍の到着に出會したり。

次に二月十日兵庫を御立有ける所に、宮方にも楠大夫判官正成、和泉河内兩國の守護として、攝津國西宮濱に馳合て、追つ返しの終日戰て、兩陣相支ふる處に、夜に入



て如何思ひけむ、正成没落す、翌日十一日細川の人々大將として、周防長門の勢を相隨て責上る間、義貞は同國瀬川の河原に懸合て、爰を限りと責戦ける程に細川阿波守利氏の舍弟源藏人頼春は深手を負給けり、合戦互に仕損して、兩陣を取て相支へ、人馬の息をぞつかせけると。和田助康の目安に、十日十一日罷向打出、豊島河原致合戦、忠節畢として、正成の證判あれば、十日の夜に没落とは疑はし、周布兼宗の請文に、十日於西宮濱手、抽隨分、忠節關東とあり、打出西宮濱より合戦を始め、翌日の豊島河原は即瀬川の戦なり。足利方には、島津道鑑西宮の戦に加はれり、島津大友の總領一族は、十一日打出山に戦ふとあれば、兩日は引續きたる戦にて、雙方交綏し、其夜尊氏退計を決したり。

次にかゝりける所に、夜更て赤松入道圓心、潜に將軍の御前に参りて申けるは、縦此陣を打破て都へ責入といふといへども、御方疲て大功をなし難たし、暫く御陣を西國へ移されて、軍勢の氣をもつかせ、馬をも休ませ、弓箭干戈の用意をも致して、重て上洛有べき歟、凡合戦には、旗を以て本とす、官軍は錦の御旗を先だつ、御方は何れも、是に對向の旗なき故に、朝敵に相似たり、所詮持明院殿は天子の正統にて、御座あ

れば、先代滅亡以後、定て歡慮心よくもあるべからず、急き院宣を申下されて、錦の御旗を先立らるべきなり、去年御方利を失ひしは、大將軍西の方に有しゆへ、今西國より責上り候は、洛中の敵は大將軍の方に向ふべき間、帝御本意を達せらるべし、先四國へは細川の一家下向あるべし、中國攝津播磨兩國をば圓心ふまゆべきなり、鎮西の事は、太宰筑後入道妙恵が子三郎將監貳人今に供奉す、先達て妙恵へ御教書給間、定て忠節を致すべし、大友左近將監が去月京都にて親光が爲に討死す、家督千代松丸は幼稚の間、一族家人數百人當陣に祇候す、中國四國九州の軍勢を相隨て、季月の内には、御歸洛何の疑ひあらん、先摩耶城の麓に御座有べしと、再三忠言申ける程に、夜半計に瀬川の御陣を退てとあり。

尊氏が持明院殿の院宣を奉したるは、南北兩帝分立の正因なり。此に據れば、瀬川の陣にて、赤松圓心が深夜の建策に出たれど、十五日に院宣到着は甚早きに、是程の大事を深更に差向ひには、決斷するまじ、旁疑ひあり。太平記には、二日丹波を發するとき、熊野別當道有がまた、藥師丸とて、童體にて御供したるを將軍喚寄て、今度京都の合戦に打負たる事、ひたすら朝敵たる故なり、如何にもして持明院殿の

院宣を申賜て、君と君との御争に成て合戦を致さばやと思ふなり、御邊中納言殿に所縁有ば是より京都へ上り院宣を伺ひ申て見よかしと仰られ、藥師丸畏て三草より京に上るとあり。持明院殿の院宣を申請るには、いづれ日野家の資名資明兄弟に縁らざるべからず、資名は出家し、去年院宣の連累にて、蟄居中なれど、必ずこれに相談して申請たるべし、日野一門の室町時代に權榮なるは此に原因す。此事極めて陰謀なれば、明記なきを本當とす、兩書共に風説にすぎざれど、此計畫を立たるは京都の戦敗後に丹波にての事ならん、圓忠一人の心付には非ざるべし。

第四十四節 尊氏室津に於て中國四國に諸將を配り、院宣を受けて筑紫に下り、是より天下はいよく兩帝の分争と成行きたり。

梅松論に、十二日卯刻に兵庫に入御有、雖然下御所は尙立歸て摩耶の麓に御座有ければ、いかにも都に向ひて命を捨べき御問答頻に有しに依て兵庫に御歸有と云。難太平記に、九州御退の時、兵庫魚御堂といふ所にてみな腹切の著到付られしに、細川卿房は御舟に召るべしと申行けり、故入道殿(今川了俊)は是にて御腹召さるべしと張行申けり、此事を後日に錦小路殿の常に御物語有しは、此二ヶ度(去年手越河原と今年手越河原)は既に

や御先途と思し定しを、兩人の異見背合せなりき、よき武者の心は同じかるべしと思ふに、此違ひめは今に不審也と仰有し也、此事などは殊更無隠間、太平記にも申入度存也とあり、此處に書入べき事なり。

梅松論次に同酉時計より船共誰乗始むとは無りしがども、大勢込乗ける有様慌しかりし事共也、(中略)去程に供奉仕、一方の大將共の中に七八人京都へ赴くあり、降参とぞ聞えし、此輩はみな去年關東より今に至るまで戦功を致す人々なり、雖然御方敗北の間いつしか旗を卷、冑をぬき、笠印を改ける、心中共こそ哀なれ、此等を見るにつけても義を重くし命を軽くする勇士は、彌忠節を盡べき色をぞ顯しける。戌の時計に御座船を出さる、俄に西風吹けり、是はたつと云て追手なりければ、寅の刻計に播磨の室の津に御著ある、去夜兵庫にて御舟に乗後ける人々多く、陸地を経て當所に馳参しける、忠節尤神妙なり、相隨奉る船三百艘也、此渡は播磨の灘(なだ)とて順風なれば、渡海せぬ大事の渡なり、若此風なくば御浮沈たるべき所に、併佛神の御加護也とて、下御所舍利御劍を渡海の間に龍神に向て海底に沈らる。

當津に一兩日御逗留有て、(陸地より來る者は)御合戦の評定區々也けるに、或人の

云京勢は定て襲來すべし、四國九州に御著あらん以前に、御後を防む爲に國々に大將を留むるべきかと申ければ、尤可然と上意にて、先四國は細川阿波守和氏、源藏人頼春、掃部介師氏兄弟三人、同從弟兵部少輔顯氏、卿公定禪、三位公皇海、帶刀先生直俊、大夫將監政氏、伊豫守繁氏兄弟六人、以上九人なり、阿波守と兵部少輔兩人成敗として、勳功の輕重に依て恩賞を行ふべき旨仰付らる、細川氏の四國并中國に大勢力を得る原因なり。播磨は赤松、備前は尾張親衛、松田の一族を相隨て、三石の城にとゞめらる、備中は今河三郎四郎兄弟、鞆尾道に陣を取、安藝國は桃井の布河匠作、小早川一族を差置る、周防國は大將新田の大島兵庫頭、守護大内豊前守、長門國は大將尾張守、守護厚東太郎入道、かくの如く定置れとあり。

さて此間三四日瀬川に陣したる新田楠木等の官軍の様子はくはしき傳へなし、神皇正統記に、尊氏等猶攝津にありと聞えしかば、重ねて諸將を遣はす、二月十三日又これを平げて、朝敵は船に乗て西國へなん落にける、諸將及官軍はかづく、歸り参りしとあるまでなり。足利方は敗軍にて痛く疲勞したれど、官軍も亦卅日以來、引續き八幡山崎の戰等にて疲れたらん、朝廷は糞穀の下さへ靜謐なれば、畿外の諸

國の動亂は、昔より浮浪盜賊として追捕の武士に任せ、さして軫慮し給はぬは習はせ染たれば、みな軍を遣して京都を固めて休息したるべし

尊氏が院宣を拜受したるは、梅松論に、備後の頼に御著有所に、三寶院僧正賢俊勅使として、持明院より院宣を下さる、是に依て人々勇あへり、今は朝敵の義あるべからずとて、錦の御旗を上べきよし國々の大將に仰遣はされけることをめてたけれとあり。三寶院賢俊は、日野資名の弟なり、是より三寶院は將軍の護持僧となり、政事の顧問をうけて機密に與る、此勅使は賢俊なる疑ひなし、然し頼にはあらず、室津なるべし、初め余は尊氏が十七日付にて可誅、伐新田義貞與黨人等之由、所被下院宣、早相催一族馳参赤間關云々の狀を安藝の三池空助筑後國三池を領す、三池を領す、へ遣はしたれば、文書は正に頼津といふに相合すと思し、後に立花家に、十五日付にて、新院の御氣色によりて御邊を相たのみて、鎮西に發向候也、忠節他にことに候間、兄弟直義氏にあきては猶子の儀にてあるべく候、謹言との書面を大友千代松丸に與へたるを藏存するを見て、十五日は頼に著べき日次に非ず、室にて拜受し頼にて發表したるなるべし。大友氏が兄利家の一門に准し、源姓を稱ずるは、元は中原姓にて藤原蓋し、姓は大友莊を相繼す、蓋し

此猶子といふ契約に因なるべし、頼朝の落胤といふは系圖の附會なり。

持明院には後伏見花園兩法皇光嚴上皇並に御座あれど、院宣は光嚴上皇なる右の新院の御氣色とある文にて明白なり。保曆間記に、同都に御座す後伏見院の御子、今は先帝新院と申忍て尊氏許へ綸旨をなさる、早々凶徒等を退て君を本位に奉付べしとなりとあり。君とは先坊(光明帝)をさす、綸旨は院宣なり、旨趣は大抵その通なるべし。後伏見法皇此比より御異例なり、門葉記に、十七日爲法皇後伏見院御藥御祈於持明院殿始修藥師護摩と見え、四月六日に至り崩す、御年四十九帝と御同年。

尊氏兄弟の落する沿路にも、官軍方は兵を起して戰へり、中國には、去月の半比石見の宮方高津與二長幸、高津卿美濃、小山城に據り、益田吉川の徒來攻め降參せしが、今月十六日に、直義より義貞の與類安藝國に蜂起すとて、阿曾沼親綱等に命して之を伐ち、并せて路次往返の船、且浦々島々の船を點定せしむ、十九日に新田義貞より吉川辰熊等に尊氏直義以下の没落したる在所を尋搜して誅伐せよと命したれど、阿曾沼親綱事に及ばざりけり。四國には、伊豫の河野一族土居得能は義貞に隨逐したりしが、通盛初名通治は先に北條氏に與して流浪し、尊氏の鎌倉に在し時、僧を頼みて

降服したり、是月宮方の合田貞遠松崎城に起りしを子息通朝を遣はし攻てこれを陥め、貞遠は由並城に走れり、三島其功にや、十八日に尊氏より河野通信の本領を通盛に與へたり、和歌山かゝる中に、尊氏兄弟は、關の海峡を航して周防灘を航渡し、梅松論に建武三年二月廿日、長門國赤間の關に、波風の累ひなく御舟著給ふとあり、室津を出て、より五六日の風順にてありぬ。

却説後深草龜山兩統の迭立は、北條氏の滅期になりて、持明院殿は其擁立とならせられ、正慶の朝となりしに、元弘に復して後又其餘黨正慶上皇の院宣を奉ぜんと謀り事破れ、繼て中先代の亂にて公武兩黨の軋轢の大亂を引起したり。是に於て形勢は一變せり、新田足利の兩黨天下大返しの戰爭となり、去年東國の恟擾は今年西國の狂爛となり、往者に北條が擁せし持明院殿は、今は足利氏の奉ずる所となり、兩日天を争はんとす。此際に中先代の黨は如何なりしといへば、事情は自ら事情の如くに存在し、諸國に猶一齊に蜂起し、三黨鼎沸をなし、紛々として辨別すべからざる擾亂とぞ成にける。茲に正月以來東國の概形を略考すべし。

去年中先代亂の起點たる信濃國は、諏訪照雲父子鎌倉に滅亡せし後、一族の藤澤

政頼大祝となりしに、東山道官軍の引返す後、信濃守護小笠原貞宗、甲斐守護武田駿河守（政頼）相共に武家方として、正月元日諏訪郡に押寄せ、政頼を追落して、照雲の次男頼繼（政頼）まだ七歳にて原山に隠れ居たるを大祝となし、諏訪大明神給向其黨を立たり。佐久郡には又宮方として香坂心覺起りて牧城に據れり、足利氏は村上源藏人信貞を信濃の大將となし、靜謐を命ぜしにより、信貞貞宗共に埴科郡を狗へてありしが、其報を聞て往て攻めたり。國府には又深志介知光、北條の一族大夫四郎（時）同右近大夫等と共に蜂起しければ、二月十五日、信貞貞宗吉良時衡等と兵を引て、之を伐て麻績郡に戦ふ、市川文香信濃には三黨紛糾せり。

越後にも去年北條黨起り、奥州と相係連して信濃の東下を誘致せしが、亦新田一族の領地もありて宮方をなし、足利氏は加地景綱をして之を伐平げしめしに、正月六日直義より遙に書を秩父高長等に與へ、與力して義貞黨を伐しむ、色部文香奥州には磐城に相馬一族信夫の佐藤一族等、みな斯波家長に應じて國司の軍を追躡せしが、正月に至り津輕も亦亂れ、（赤松）岩櫃の領主曾我貞光、出羽の安藤家季等と相結びて武家方をなし、南部師行を藤岡に、成田泰次を平内に攻む、八戸系圖奥越も亦三黨紛起せり。

白河結城一族は田村莊司等と共に國司の軍に従ひ上洛し、正月以來の京師戰爭に粉骨し、伊達南部諸族は留守廣橋修理亮（原）を佐く、國司北畠顯家は勳賞功にて鎮守府將軍を兼ね、猶留りて京都を護衛せしが、二月に奏請す官は參議に昇り、位は二位に至る上は先例にまかせ大の字を加へらるべしと、勅して請に依しむ、建武記抄成良親王は征夷大將軍の號を止められ給ふ、職原抄又廿四日に繪旨を國人に下して、尊氏直義の與黨越後に散在する者を誅罰せしむ、文香。

關東は新田、足利の共に根據地たり、因て其向背紛然たり、正月十六日の京合戦に、義貞の結城入道と共に足利の軍に當りしを、小山結城の一族にて破りたり、梅松論に敵も御方も共に一族なりし程に、互に名乗合て戦し間、討死兩方百餘人、敵御方同家の紋なれば小筋の直垂を著たりしが、後々の合戦には定めて御方打あるべしとて小山結城の勢は右の袖を割て胃にぞ付たりけりとあり。佐竹一族にも官軍に隨ふ者あれど、總領の上總入道貞義は武家方なり、二月六日子息五郎義直、六郎義冬、兄弟を遣はし、楠木正成の代官楠木右近藏人正家が據る久慈郡爪連城を攻めしに、城兵拒撃して、義冬を殺す、密藏院文香正家は常陸を徇へ、那珂一族これに應じ、貞義しば

し金砂山に籠城す、系竹といふ。此他宇都宮一族は紀清兩黨を并せて、初めより官軍北條に兩屬し、今は又公武兩黨に分れたり、千葉三浦など武家方なれど亦北條にも應じ官軍にも隨ふものあり、向背紛々として、單に其苗字を指して黨派を別つを得ず、公武及び北條の三黨往々に混雜すること多し、局面を大觀すれば、戰爭打續くに從ふて、北條黨は漸次に宮方になりて南北分争と成行たり。

尊氏兄弟の軍には島津道鑑大友一族隨ひ、小貳貞經を憑みて筑紫に下れり、此三族は武家方に旗幟を同らすと雖も、是とも其中九州の宮方はもとより多し、肥後の菊池阿蘇、日向の伊東祐廣、大隅の肝付兼重等は、去年尊氏兵を舉し、比より兵を揚て其黨に抗せしこと前に記せり。詫磨文書に、建武二年十二月卅日新田右衛門尉義貞與同仁、菊池武敏、寄來幸府之間、於中途童付致合戰とありて、此時三池の安藝貞元大友一族の詫磨貞政等少貳頼尙の手に從ふて逆へ撃たり。菊池武重は方に義貞に屬して京都に在陣す、其弟武敏に命じて少貳を攻しめたるにて、是より武敏菊池山城に引籠りければ、正月三日、頼尙進んで之を攻る六日にして、城陷り、武敏を追落す、合津風土肥球摩郡人吉には、税所宗圓少貳の命に應じて、武重が代官荒木の

宅に押寄て追落し、十日日向の眞幸院に侵入して、肝付兼重が興黨の籠りし城を攻落す、相取兼重は子金童丸を遣はして、國富莊加納政所を燒拂ひ、是日穆佐院に押寄せしに、土持宣榮等防ぎ返し、肝付の兵は浮田莊に入り、十四日浮田跡江池内に據て、宣榮と戦ひ、肝付の兵利あらず。廿三日に若林左兵衛尉秀信、土持氏等を率ゐて伊東祐廣が八代の宅に押寄て燒拂ひければ、祐廣は猪野見城に據る、つゞいて攻けれど利なし、少貳は薩摩の羽月の牛屎院廣武等を催して之を援けしめ、廿九日更に攻寄せ、二月四日まで戦ひ勝ずして引退く、西肥日向に六條忠顯の領地あり、若林は蓋し其雜掌ならん、肥後日向に於ける公武兩黨の戰爭此の如し、尊氏の西下は休戦の際にてありぬ。

#### 第四十五節

尊氏筑前に著し、菊池阿蘇等攻來り、多々良濱に戦ひ、安危を決したり。梅松論に、同廿五日太宰少貳筑後入道妙恵が嫡子頼尙兄弟一族等、五百餘騎にて御迎の爲めに參て、兩御所へ錦の御直垂を調進す、御方大慶此事とぞみえしとありて、少貳大友島津の三族みな集りければ、赤間關に數日滯留して、九州渡海の評議をこらしたり。

菊池武敏は亦阿蘇惟直及び三原黒木諸族を語らひ、尊氏の下著を逃へ撃んと、筑後に向ひ進發しければ、北肥大友の一族詫磨貞政等これを聞て馳向ひ、廿七日中途に迎へ、筑後國太田清水山門に戦ひ、武敏これを破て進む、文書廿八日少貳は畦倉原田等をして高良山に攻寄せんとしけるに、武敏逆寄して水木の渡に打破る、少貳は海士隈に陣せしに、秋月寂心菊池に馳加はり、少貳利を失ふて太宰府に退き、己が館にて戦はんとしける處、味方に逆心の者有て火を懸しかば、少貳力なく有智山の要害に取籠り、北肥廿九日、豊筑の諸族と防戦する半、文書城中心變りの者ありて敵を引入しかば、北肥妙惠を始め、子息越後守播磨守一族宗徒の者十餘人討死す、北肥妙惠

今年六十四、系圖安養院は尊氏が其初七日の菩提に建る文書四寺なり。

是日朝廷には兵革に依て改元あり、延元元年となる。尊氏は梅松論に、同廿九日赤間の關より又御船を出さる、内海行程一日、筑紫の葦屋の津に著給ふ、乘燭の時分に妙惠此曉内山に於て自害す、其故は肥後の國より菊池寂阿が子掃部助武敏宮方として寄來る間、妙惠一昨廿八日廿九日兩日筑後國に於て力を盡して戦しかども、討負て宰府の館を退ける所に、將軍の御爲又は供奉の人々の用意に仕置たりし御

馬物具共數を盡して灰燼となりしを見て、妙惠云けるは兩將此境まで御下向は奇代の御事也、先達て關東より頼思召す由御自筆の御書を下されし間、微力を勵さむが爲に頼尙を御迎に進ぜし後、合戦に打負る條面目を失ふ間、老後の存命無益なり、二方の御下向に命を奉るより外、別に何の志かあらん、我君の爲に忠節を盡さば子孫永く二心を存すべからずとて、宰府の近き所内山といふ山寺に馳籠て、最後の合戦を數刻致して腹をぞ切たりける。其時に妙惠僧を近付て、子息頼尙が元へ申送りけるこそ哀なれ、我將軍の御爲に命を奉る追善更に有べからず、頼尙を始て一族家人生殘たらむ者共は、心を一にして忠節を盡して、將軍を御代に付奉るべし、是を以て大佛事に存すべし、然らば冥間も明らかならん、經陀羅尼の佛事は聊も受べからず、去程に妙惠自害葦屋の御陣へ聞へける間、頼尙に御尋有ければ、父が實説を聞きながら、御前にては虚説の由を申てぞ退出仕りける、是は御方の力を落さざらんが爲也。翌三月朔日、頼尙先陣を承て葦屋の津を御立有て、宗像大宮司が宿所へ西の刻に御著あり、やがて兩御所御鎧馬を進上申けり、當所にて妙惠が自害の事聞召さだめられてぞ、御嘆の色切に見えさせ給ひけるとあり。

菊池武敏、阿蘇惟直、秋月寂心等は、有智山を攻落し、其勢に乗じ博多箱崎へ打入んとす。少貳の一族板付諸岡原に支へ防戦ひしかども、打負、窪能登、貞廣、同經家、出雲能村以下討死して引退く。翌れば三月朔日、將軍兄弟蘆屋を打立れ、南遠江守、曾我在衛門を以て宗像大宮司を頼みけるに、氏重子細に及ばず、急ぎ我館に請し申し、駄働を奉り、御供の輩へも勞を休めさす。北肥梅松論にかゝる所に、敵すてに博多に控へたるよし聞えし。其夜、頼尙五十町御先に、養尾濱といふ所に陣を取たりければ、頼尙一人、宗像の御陣へ召されて、合戦の事仰談られけるに、頼尙申けるは、先度、宰府の戦の事は、頼尙以下御迎に参りたりし間、無勢に依て打負候といへども、父の入道は國の案内者にて候間、一身は定めて無爲に候歟。明日の合戦には、國人等必ず御方へ参べく候。菊池武敏計は、頼尙が一力を以て誅伐せん事案の内にて候と、事もなげに申ける。其體誠に頼母敷ぞ見えける。

夜半計に菊池既に宰府を立て押寄る由、方々より注進申ける間、後陣の輩の沙汰にも不及、建武三年三月二日辰刻に、宗像の御陣を御立有、五六里計御過有ける。未の刻計に香椎宮の御寶前を過させ給ふ所に、神人等杉の枝を折持て申けるは、敵は皆

笹の葉を笠印に付て候。是は御方の御笠印なるべしとて、兩大將より始奉て軍勢の笠印にそ付させける。奇瑞誠に目出度中軍勢とも勇の色なを顯しける。去程當所を御過有て、赤坂といふ所に打臨て御覽しければ、多々良濱とて五十町の干潟あり、南のはづれに小河一ながれたり、宮崎の八幡宮は四方一里の松原なり、南は博多、東は二三里を去て山有、西は海遠して唐をそ限りける。御陣の赤坂と松原の間沙利にして、敵は小河を越て松原を背にあて、北に向ひたり、其勢六萬餘騎とぞ聞えたり。御方の先陣は高越後守師泰、并京都より供奉の人々、大友、島津、千葉、大隅守、宇都宮、正、大將、三百餘騎にて、大手に向ひて控たり、東の手騎は太宰少貳、頼尙五百餘騎、皆馬より立ち立て支へたり、都合御勢千騎には過さりけり。かゝる所に、頼尙は中只一騎、兩大將の御前に参て申けるは、敵は大勢にて候得共、みな御方に参るべき者共なり。菊池計は三百騎には過べからず、頼尙御前にて命を捨候は、敵は風前の塵たるべし。急御旗を進めらるべしと申ければ、寔に頼母敷ぞ見えし。尤兩大將御向ひあるべき事然るべきよし、衆議一同にを申ける。將軍其日は、筑後入道妙恵が頼尙を以て進上申たりし、赤地の錦の御直垂に、唐綾威の御鎧に、御馬は宗像大宮司が進上申た



りし黒柏毛に召<sup>中</sup>仰られけるは、遼遠の境まで下向は本意に非ずと雖も、進み退くは軍の法なり、珍敷敵に合て最後の合戦未練ならば、當家累代の武略を失ひ、又當國に弓箭の疵を残すに非ずや、甚以て思慮あり、我等一所に向て合戦難儀に及事あらば、何の頼あつて殘黨全からん、一騎なり共、尊氏此陣に踏へなば、先陣の勢力を得て戦べし、若合戦利なくば、馬回りの武者共を召具して入替て退治を致すべし、先づ頭の殿向はるべきよし仰出されければ、此御意諸人の及ざる所也とて稱美申さぬ者こそ無りける。頭の殿は同しく妙恵が進めたる御直垂に紫皮威の御鎧、御馬は栗毛、是も昨日宗像の大宮司が進上申たるにぞ召されける、關東より供奉の輩皆歩行なりしかとも、我を劣らしと進ける中にも、曾我上野介師資<sup>中</sup>御馬の先に立たりし、御旗の下には仁木右馬介義長<sup>中</sup>栗毛なる馬に乗て、大手に向ひ進所に、敵少貳が勢の向ひたる東の手先より、先二三萬騎も有らむと見えて、拔連て時を作り崩し懸てかける勢、いか成鬼神もたまるべしとは見えざりける。然れども御方少しも騒がずして、先歩行立なる武者共矢を射ける所に、敵暫し怵へし所へ、すさも有せず懸入、折節北風塵沙を吹上しかば、敵迷惑して漂ひけるを見て、大手の御勢も同く揉合て

爰を限りと戦ひける。かゝる所に曾我上野介敵を打頭を取、頓て月毛なる大馬に乗て頭の殿の御前に參て分取見參に入たりければ、御威不斜師資よき馬得たり、千騎萬騎にも向ふべしとて又懸入ける、仁木義長は真先に掛入て身命を捨て戦し間、敵多く切落し、鎧も馬も血に染てそひかへたる、御方勝に乗て箱崎の松原を追過て、博多の洲濱迄責詰たり。

去程に敵の國々勢共は立も歸らず、ひた引に散々になりし所に、菊池武敏計取てかへして、今日を限りと責戦し程に、御方難儀に覺えしか、松原の内外東のはづれより二手にて引て來處に、下御所少も御驚なくして、御旗をよく指と仰せられて、御使を以て後陣の將軍へ御申付有けるは、直義は爰にて防戦て御命に替るべし、此隙を以て長門周防にも押渡して、御身を全して御本意を達せらるべしとて、錦の直垂の右の袖を解て進せられしを見奉る人々皆涙をぞ流しける、是に付ても勇士共はいらく思切てぞ見えし。かゝりける所に、敵古ひたる錦の御旗をさして、三百騎計にて辭々と松原の北はづれを打出て、小川を渡さんとしける處に、千葉大隅守が旗さし、只一騎川を渡されしと打入けるを見て、敵支て控たりし所に、將軍御旗さし、せ先立

て引たりし勢共を召具して、後より時を作り喚き叫てかゝりけるを見て、頼尙今こそ大將軍の御向ひ候へと申ければ、頭殿御太刀を拔馬の足を出さむとし給ひし間、我先にと義長師資を始としてぞ取懸ける。去程に河を中に隔て時を移す所に、少貳が宗徒の家人饗庭の彈正左衛門尉少貳に向て申けるは、爰は討死あるべき所に候へば、御先に立候とて、河を渡すを見て、饗庭が子つゝきて渡し、敵の中へ懸入て散々に打合けるを見て、是を打せしと御方大勢續て責戦し程に、菊池打負て落たりけり、饗庭父子數ヶ所手を負と雖、存命子細なかりけり、御上洛の後、天下安危の合戦の忠節をば饗庭彈正左衛尉致したりとて、下御所より御刀を下し給しこそ面目なりとあり。此戦を足利勢僅千騎にて菊池が二三萬騎に當り、絶對に寡を以て衆を破りたる様に寫したれど、是は餘り懸隔にすぐ、大友の一族家人數百人當陣に祗候すとは赤松圓心の言にも見え、又戸次頼尊の軍忠狀に、三月二日抽筑前多々良濱、軍忠畢、親類若黨手負討死百餘人、分取頭五十四とあれば、少貳大友兩手にて既に千人に餘るべし、島津道鑑も自身陣なり、一族の島津實忠、大隅忠能、其他河田澀谷の徒從從ふ、諸記是ととも五百内外に及びたらん、千葉、宇都宮皆九州に、宗像等の兵に足利

の手勢を合するも三千に餘るべし。多々良濱は今は平地の稻田となり、香椎と筑前博多に對する地形は大に變りたれど、亦地理を叙する所も實を失へるが如し、但此他に著實の戰記なければ、姑く此書に就て考ふより外なし。

次に當所の軍破れしは酉刻なりしに、頓て頭殿は少貳を召具して敵の跡を責て、今夜亥刻計に宰府に御著有て、(早刻)先妙惠が館の灰燼を成しを御覽せられて、(翌朝)御愁歎の色切なりけり。去程に將軍の御陣は箱崎寺にて有しに、當社の祠官等賞飮し奉る事限なし、御奉幣の義は合戦の觸穢の間憚有べしとて、御行水有て、回廊の前にて八幡宮を拜し奉り、吉良殿の進せられし四目結の白き御劔を寶前に納らるとあり。又た敵方には、大將武敏痛手を蒙りしかば、相戦ふ事かなはず、筑後國へ引退き、黒木城へ取籠る、北肥黒木は上妻郡矢部川の谿にて、豊後肥後へ山嶺重疊し、嶮阻を越れば菊池へ越べく、領主黒木星野一族は初めより宮方にて、終始渝らざりし。秋月備前守は太宰府まで落たりしが、直義の軍兵共の追慕ふに返合せて、一族廿餘人みな一所にて討死す。阿蘇大宮司は兄弟三人、郎從二百人、本國へ志し、(延隆)肥前國小城山を越し處に、千葉大隅守が所領の郷民とも集て、落人遁さしと取籠る、阿蘇

が兵是を防て、山上より大石を餘多落しかけ、打破て通んとす。地下人事ともせず、千鳥懸に石を除相職ふ。大宮司の者共皆戰勞れてければ、百六十餘矢庭に討れ、大將大宮司惟直次郎惟成一所に討死す。其弟惟澄も二ヶ所疵を蒙しが、當の敵十四人切臥せ、慕ふ者を追拂ひ、兄の死骸を昇せて肥後へ歸りぬ。北肥阿蘇文書には、三月二日これなをのせん大くしとのたゝらはま御かせんにうちまけひせんの國をさ小の郡あめ山といふところにてはらさ四り給ふ牧秀廣卿の肥とあるが事實なるべし。

**第四十六節** 尊氏は筑紫に再舉を圖り、其間朝廷にて凶徒征定の緩急は是まで頗る疑問となれる事なり、是よりこれを述ん。

松梅論に、去程に明ければ三月三日、下御所より少貳が一族武藤豊前次郎を御使として、將軍に御申ありけるは、昨日合戦に勝軍更に人力にあらず、實に神の御加護とあほえて目出たし、同酉刻計に宰府原山に打上りし時分、降參の仁數輩馳參す、是は頼尙執申所なり、當所に光臨を待奉るといへども、先令啓候と申あく。箱崎と宰府の間五里とぞ聞えし、午刻に將軍原山の一坊に御著有て兩御所御對面ありけるに、昨日降參の者共を以御門を守護せさせられけるこそ目出けれ、御退治の事は御

案の内に思召れたる御事なれども、急に誅罰ありけるは、ひたすら大宰少貳頼尙が忠とぞ聞えける。下御所は妙惠が忌中暫は御別行あるべしとて、人の聲高きをも堅く御戒有て、御落涙のみにて御坐ありし上意の趣ともを、頼尙承て、種々の駄餉を持參せしめ申上ていはく、片時も菊池武敏御誅伐の事いかに急かるべく候とて、身づから魚鳥を捧承て御酌まで申ける間、是非に及ばず其夜御酒宴有て後ぞ、人々に御對面もありける、則一色禪門禪門、仁木右馬助兩大將として、九州の輩松浦黨を先として、肥後の菊池へ發向するあり。其は略文なり、是には順序ある事にて、其日に肥前國龍造寺善智等は御方に馳參し、龍造寺又菊池三原輩誅伐として不日馳參すべき御教書を宇都宮大膳大膳、松浦黨の斑島淳、石志良覺等に發し、宇都宮石志猶追々と兵を催促したり。斯て九州は多く尊氏に應すと雖も、日向には肝付兼重、姪兼隆、及び伊東祐廣等、互に兵を聚め城を修めて足利方の軍を防く、因因て尊氏は島津島山等を差向る用意をなす、五日まづ大隅の禰寢一族、薩摩の指宿一族等に命じ、要害を警固して大將の下向を待しめ、尋て津々浦々の船を上洛の兵船として、大小をいはず、守護人に相副て悉く點し、夜を日に繼て員數を注進し、水手梶取を嚴密に用意す

べく、執高師直より達せしは十二日にて、宿文書東上を急げり。仁木等の發向は八日なるべし、其の日筑後國黒木城凶徒誅伐の事、上野左馬助（命）の手に屬し云云の状あり、荒木十一日には松浦黨の石志斑島中村等仁木義長の手に屬し、菊池城の搦手を攻めしに去ばし落す、石志斑島中村文書菊池城といふは武敏が籠れる黒木城ならん。

京都には、十日に義良親王元服あり、抄北畠顯家は二日に樞中納言に叙せり、神皇正統記に、東國の事覺東なしとて、親王も又還らせ給ふべし、顯家卿も任所へ歸るべきよし仰らる、義貞は筑紫に遣はさる、斯て親王元服し給ひ、直に三品に叙し、陸奥大守に任しまします、此國の大守（親王を任）は始めたるとなれど、たよりあるとてを任し給ふ。義貞朝臣は筑紫へ下りしが、播磨國に黨類ありとて先是を對治すべしとて日を送りしとある、播磨の黨類は赤松なり。時に奥州には、斯波家長の鎌倉に賣上る時、從弟兼頼の幼少なるに氏家入道誠を附て留めおき、奥州東海道の討手となり、相馬一族等と小高郷（命）に要害を搦へて據れり、是月八日、國司の留守廣橋修理亮經泰靈山館より軍を將ゐて河俣城を降し、信夫郡に打入て荒井城を下す、相馬奥州南北ますく、穩かならざれば、顯家（父親）親王を奉じて下向を急きたり。

新田義貞の西下は顯家の東發以前なるべし、事實は正しからねど、太平記にも同じ趣きに書たり、其あらまはしは。去程に將軍筑紫へ没落の後は、四國西國の朝敵共氣を損し、新田殿の御教書を賜はらぬ人は無りけり、此時若義貞早速に下向せられたらば、一人も降參せぬ者は有ましかりしを、其比天下第一の美人と聞へし、勾當内侍を内裏より賜はりたりけるに、暫が程も別を悲て、三月の末まで西國下向の事延引せられけるこそ、誠に傾城傾國の驗なれ、是に依て、丹波國には久下、長澤、荻野、波々伯部の者共、仁木左京大夫頼章を大將として高山寺城に楯籠り、播磨國には赤松入道圓心白旗峰を城廓に構て、討手の下向を支んとす、美作には菅家、江見、弘戸の者共、奈義、能仙、菩提寺城を拵て、國中を掠め領す、備前には田井、飽浦、内藤、頼宮、松田、福井寺の者共、石橋左衛門佐を大將として甲斐河三石二ヶ處の城を構て、船路陸路を支んとす、備中には、莊、眞壁、陶山、成合、新見、多地部の者共、勢山を切塞く、是より西、備後、安藝、周防、長門は申に及はず、四國九州も將軍方に志なきも皆從靡かずと云事なく、處々に蜂起夥しとあり。此文は大意に於て諸國人の向背を輕忽にいふて、讀者の思想を惑はす、新田足利兩黨の分るゝは原由ある事にて、勝敗に因て色變るものもあれ

ど前には義貞の御教書を賜はらぬ人はなく、一月餘り延引すれば、皆將軍に靡かぬはなしと、かく落葉の風のまに／＼吹寄るが如き事情には非ず。義貞正成等は二月十五日より一旦京に歸軍し、月末までは兵を休息したるべし、壽永の亂に較ぶるも是だけの猶豫はあるべきなり。義貞に勾當内侍を賜はりたる事は何比なりしや、内侍は一條行房の妹と尊卑分脈にも注すれど、該系圖中に太平記より書入の痕跡まゝあれば信ずるに足らず、是は例の小説様の構造談なると殆ど疑ひなし。縦し其事あるとも、義貞の下向延引は十日内外にすぎず、たとへ二月中に進發すると、丹波の久下、波々伯部等は去年の十二月より尊氏に應じ、守護を追出し、二條大納言を破り、仁木頼章往て將ゐたれば、彼路は塞がれり、赤松は初めより播磨の界の險阻に支へんと謀れり、中國四國には盡く足利の手配りあれば、早くも遅くも白旗城に軍を頼せざるべからず。義貞は播磨介なり、自身に出陣せざるも、播磨を徇へて赤松を圍めるは三月初旬なり、下旬には赤松より宰府へ急を報したり、後に勾當内侍の戀情にて延引は僅の日數を争ふにすぎず。

太平記其次に、先東國を敵に成ては叶ふまじとて、北島中納言顯家卿を鎮守府將

軍となされて奥州へ下さる。新田左中將義貞には十六箇の管領を許され、尊氏追討の宣旨をぞ成れける。義貞繪命を蒙て既に西國へ立んとし給ひける刻、瘧病の心地煩しかりければ、先江田兵部大輔行義、大館左馬助氏明、二人を播磨國へ差し、三月四日京を立て、同六日書寫坂本へ著にけりとある。されば顯家義貞の東西へ進發は朝議の決なり、義貞自身の出立せざるは瘧病による、勾當内侍の別を悲むに非ず、此文も亦浮薄なるは、東國を敵に成てはと今更の如く言へど、東國も早く蜂起せり、又四日に京を立て六日に書寫坂本に著べき里程に非ず、皆信ずるに足らざれど、新田が軍を播磨に向たるは、顯家より早く、六日比にてあるべし。

尊氏は中國四國に京軍の西下を防止する計盡をなしまきたれど、亦三月下旬までは筑紫を發足して東上せんと、其準備を急ぎたり。菊池武敏及び肝付兼重、伊東祐廣は夫々兵を向たる處に、豊後國の宮方起り、玖珠郡の險を擇みて、高勝寺僧都を主とし城を構へて旗を擧たり、野上道圓の請文に據れば、大友貞載の弟貞順、本家を嗣を得ざるを無念にや、一旗を離れて官方となり、これを唆助したるにてあるへし。尊氏かくと聞て一色右馬助入道を大将となし、佐竹重義、今川四郎等と共に豊

肥<sup>大友守</sup>の兵を率ゐ、十三日宰府を發して往て攻しむ、城險にして數月を経るま  
て拔けず。上野左馬助頼兼は筑後國黒木城を攻め、十七日これを陥れて破却す。  
來島菊池武敏は去て玖珠城に入る。肥二十日尊氏畠山修理亮直顯を日向守護と  
なし、薩摩大隅守護島津道鑑と共に往て、肝付以下の徒を伐しめ、三國の諸族を催し、  
其手に屬して軍忠を致さしむ。肥是島津畠山が薩日に分れて相軋る端なり。一  
色宮内少輔入道<sup>箱</sup>道猷は肥後國に向ひ、廿五日八代郡黒島城<sup>名和氏代</sup>を攻落し、歸り  
に玉名郡安樂寺及ひ又鳥栖原に戦ひ、肥道猷遂に探題となり博多に留る。

梅松論に、かくて歸洛の事兩義あり、一には諸國の御方を落さぬ先に急がるべ  
きか、一には兵糧の爲めに秋を可待か、御沙汰未定ずして、宰府に三月三日より四月  
三日まで御座ありし時分、播磨より赤松馳申て云、新田金吾大將として多勢を以て  
當城に向ひて陣を取、回心が一旗其外京都より九州へ參ずる者馳籠間城の中の勢  
満足すと雖も、兵糧無用意の間、御歸洛延引あらば堪忍せしめ難し、御進發を急がる  
べし。又備前の國三石の大將尾張親衛同申て云、新田脇屋大將として當城に向ふ  
間、兵糧用意なきよし、赤松と同申、是に依て九國には一色入道、仁木右馬助、松浦黨并

國人以下を留られとあり。新田が赤松今川等が兵糧の用意整はらぬ内に攻懸た  
るは、延引に非ず、寧ろ迅速と謂べし、高師直が十二日に上洛の兵船を點檢させられ  
ば、秋を待の議ありといふが如し。次に御下向の時より國の大小に隨て、馬鞍、物具、  
弓矢、楯、兵糧米の用意を致さよし、守護人等に嚴密に被仰含しかば、皆其沙汰を致  
すとあり。肥前杵島郡の武雄社大宮司の家に、大友が守護代遍雄より將軍御上洛  
料馬鞍弓矢楯歩武者を進すべき廿日付の執達狀を藏す、又廿三日付にて、尊氏より、  
宇都宮<sup>因幡守</sup>内藤<sup>長次郎</sup>等へ、廿八日上洛す、發向の時軍忠を抽づべき由を令せし  
文書<sup>秋</sup>を見れば、本意ならぬ西下にて東上を急きたる跡は始終かはるなし。  
然るに義貞等は進發の後、中國四國九州の味方に如何なる連絡氣脈を通ぜしに  
や、徴跡甚だ乏し、八日付にて左小將藤原某が播磨國大山寺に燈油田を寄附したる  
は、淡路國司廣橋少將の軍を播磨に向たるならん。足利方には仁木頼章丹波に向  
へり、又今川駿河守頼貞播磨の大將軍として加西郡の周遍寺に陣し、廣峯昌俊等<sup>昌俊</sup>を  
催して但馬に向ひ、肥仁木赤松と相應して山脊を占領せり、廿七日付にて左中將  
が安栗郡の一宮<sup>伊和</sup>に兵士の濫妨を禁制したるは、義貞が赤松を攻圍したる徴跡

なり。九州の宮方最も盛んなれど、京都よりは廿五日付にて阿蘇大宮司惟直へ一族并薩摩地頭等を催して、尊氏直義以下を追討すべき論旨を存ずるのみ、其の他の諸國に宮方の蜂起せざるなけれど、文書湮滅して今釋ぬべからず。但大勢を按ずるに幕府黨は足利氏を將軍と推戴する點に於ては一致なり、因て毎國みな其一族一人を奉じて主將となし、其旗の下に集合し、號令略一なるを得れど、反對黨は必ずしも新田の命令に一致せず、其旗を重んぜず、論旨の尊嚴に對して奔馳するにより、自然に不統一を免れず、惟其分裂する原因の甚だ深きにより、到る處に旗幟を異にし、雜亂紛糾の兵争とはなりにけり。

梅松論に、去春將軍下御所兩御所兵庫より九州へ御下向のよし、京都へ聞えて御慮快かりしかば、諸卿一同に今は何事か有べきとて悦び申されける時、楠木正成奏聞して曰、義貞をば誅伐せられて、尊氏卿を召返されて、君臣和睦候へがし、御使に於ては正成仕らむと申上たりければ、不思儀の事を申たりとて、さまざま嘲哂とも有ける時、又申上候けるは、君の先代を亡されしは、併尊氏卿の忠功なり、義貞關東を落す事は子細なしといへども、天下の諸侍悉く以て彼將に屬す、其證據は敗軍の武家

には元より在京の輩も跋扈して遠行せしめ、君の勝軍をば捧奉る、爰を以徳のなき御事知し召さるべし、情事の心を察するに、兩將西國を打靡して季月の中に責上り給ふべし、其時は更に防ぎ戰術の有べからず、上に千慮有といへとも、武畧の道に於ては賤しき正成が申條違べからず、只今思召合すべしとて涙を流しければ、實に遠慮の勇士とぞ覺えしとあり。公武合體して中先代の餘燼を滅するに、大政の方針を改め、平和に克復すべきは、武家黨の大挫敗して鎮西没落の時こそ機會なれ、正成の論は當時の有識にまゝ同意の人もあり、つらん、天下の諸侍盡く尊氏に屬し、君の勝軍を捨奉るより見出したる著眼甚だ高し、是を武家社會の趨勢といふ、畢竟尊氏兄弟は其趨勢に簸弄されてあるなり、公家には社會の經驗乏しく、其趨勢に抗せんとして益大亂を激成されたり。されど遠慮先見とは多數の人の見出す能はざるを見出すに因ての遠慮先見なり、尊氏没落の時に季月中に又責上るとの言は、諸卿の嘲哂となる固り空なり、これを犯して敢言するは辨志弱行の人の做得る所にあらず、正成が武略上の卓説は一生の丰彩を觀るに足るべし。

#### 第四十七節

尊氏西國の兵を率ゐて攻上し、義貞播磨より引返し、形勢一變し

たるは其間四十餘日の事なり。

梅松論に、建武三年四月三日、太宰府を立て、御進發ありし程に、大友少貳并九國の輩博多の津より纜を解て兩將は長門の府中に暫く御逗留とあり。豫定よりは五日延引し、長府まで本營を進めたるは、諸國味方の士氣を沮めしめさらん爲なるべし、長府に月末まで逗留したり。博多には一色道猷聖福寺に駐り、佐竹重義合志幸隆等奉行となり、豊肥の士總門管崎を固む。

義貞の播備に攻下りし事は太平記に記せるのみ、浮華にして據に足らざれと、其あらましは義貞の病氣能成ければ西國へ下り、播磨國賀古河に四五日逗留して、後陣を竣やがて赤松を攻んと、班鳩驛まで打寄給たり、圓心使を遣し當國の守護をだに賜候は、御方に參るべき由申ければ、義貞聞て子細あらしとて京師へ飛脚を立て、守護職の繪旨を申成し、往反十餘日を過す間に、圓心城を拵へ濟して、守護は將軍より賜れり、手の裏を反す様なる繪旨は何かはせんと、嘲哂して返しければ、義貞聞て、其儀ならば爰にて數月を送るとも、攻落さては通らしと、白旗城を取圍て五十餘日攻たりける。脇屋右衛門佐これを見て僅の城に日數を送らば御方の勢は疲れん、

其上尊氏既に上洛する由聞ゆれば、敵が近かぬ前に備前備中を退治して、安藝周防長門の勢を風すべし、御勢を少々残され、自餘の勢を船坂へ差向け、先山陽道の路を塞んと申ければ、左中將を此儀尤とて、頓宮六郎を案内者として船坂山へぞ向はれけるとあり。是は三月中の事ならざるべからず、尊氏宰府に在るとき、尾張親衛より脇屋が三石に向ふ事を報したり、赤松昨降て時日を延したるはさる事もあらん、義貞これを憤り必ず白旗を落さんとして、尊氏が攻上るを聞て始て脇屋を船坂に向たるとは、餘り淺墓なる軍略なり、惟赤松今川に支へられ、五月中旬に至り漸く備中福山まで進むを得たるにてあるべし。

義貞が四國中國九州への手配は行届かぬ様なれど、亦尊氏の本國を潰すためにや、新田左馬助（新田）已下四月八日に三河國に亂入せり、吉良宮内少輔（吉良）四郎一族幸鶴九仁木孫太郎等を率ゐて之を防ぎ、廿日に至り吉良莊に戰ふて之を打退け、右馬助は八幡に陣し爭戰し九月に至れり（田代文吉）。又北畠顯家の軍は、十六日鎌倉に向ひ、斯波家長これを片瀬河に防ぎ、相馬胤康等戰没す、顯家は義良親王を奉し、二十四日下野宇都宮に著す、時に相馬胤平等は廣橋經泰の軍に屬し常陸に入り、小田茂木田中、



小栗の徒と戦ひしに、之を聞て馳至る、顯家進んで那須城を攻たり相馬。時に武家の官軍に屬して京師にある者は、建武記に、是月定めたる武者所の結番にて、其首たるものを概知さるゝ、左に録す。

武者所結番事

- 一番午 新田越後守 顯  
長井因幡守 泰  
長井掃部助 匡  
大江貞 匡  
楠木帶刀 景  
楠木正 景  
新田左馬權頭(堀口) 義  
仁科左近大夫 宗  
盛 宗  
三浦安隆二郎左衛門尉 續  
平 時  
長江八郎左衛門尉 秀  
平 政  
新田兵部少輔(江田) 義  
行 野介 長  
三番寅 貞
- 二番未丑 新田大藏大輔(二井) 政  
貞 南 部 甲 斐 守 長  
時 沼 列 官 行  
長 沼 秀 行  
藤 原 三 郎 泰  
三 浦 彌 三 郎 泰  
平 津 宮 左 馬 權 頭 藤  
泰 高 梨 左 近 大 夫 繁  
義 小 早 川 民 部 丞 繁  
小 早 川 民 部 丞 平  
平 三 尾 寺 十 郎 左 衛 門 尉 勝  
三 尾 寺 十 郎 左 衛 門 尉 勝  
長 井 前 治 少 輔 秀  
賴 伯 耆 大 夫 列 官 (名 和) 高
- 三番寅 熱田權津守 能  
昌 大友式部大夫 世  
直 小山五郎左衛門尉 秀  
藤 原 政 秀  
小笠原周防權守 清  
賴 藏 權 守 (二階堂) 藤  
親 三 浦 孫 兵 衛 尉 明  
平 氏 明  
千葉上總介 重  
胤 土 岐 三 川 權 守 行  
國 行

四番卯

- 豐後權守 顯  
和泉民部丞(二階堂) 持  
藤 原 行 持  
長井大膳權大夫 秀  
廣 立 安 隆 前 司 宣  
足 立 安 隆 前 司 宣  
小 中 下 總 權 頭 信  
秀 廣 淨 安 隆 正 左 衛 門 尉 信  
藤 原 高 實 實  
新 田 式 部 大 夫 (藤 原) 治  
義 河 權 守 綱  
時 河 權 守 綱  
沼 瀨 左 衛 門 藏 人 譽  
藤 原 廣 譽  
布 志 那 三 郎 (佐 々 木) 清  
源 光 清  
武 田 大 膳 權 大 夫 貞  
信 宇 佐 美 權 津 前 司 祐  
貞 金 持 大 和 權 守 祐  
廣 本 田 孫 四 郎 左 衛 門 尉 榮  
源 忠 秀
- 狩野遠江權守 光  
町野加賀三郎 榮  
三 善 信 榮  
長井因幡左近大夫將監 廣  
高 町 野 民 部 大 夫 顯  
信 堀 原 尼 張 權 守 直  
景 莊 四 郎 左 衛 門 尉 家  
藤 原 宗 家  
正 河 内 大 夫 列 官 (楠 木) 成  
三 河 守 (二 階 堂) 藤  
成 橋 谷 三 郎 兵 衛 尉 直  
橋 正 直 宗  
平 伯 耆 守 (名 和) 年  
長 武 藤 備 中 權 守 時  
資 山 田 肥 後 權 守 資  
俊 資
- 瀨瀨下野權守 光  
宗 宮 部 大 舍 人 顯  
信 島 津 修 理 亮 進  
貞 山 田 藏 人 佐  
源 山 田 藏 人 光  
源 重 光  
單 人 正 (伊 賀) 貞  
光 中 條 因 幡 左 近 將 監 貞  
貞 高 田 六 郎 左 衛 門 尉 茂  
源 知 方  
河 内 左 近 大 夫 行  
知 大 見 能 登 守 致  
家 春 日 部 瀨 口 左 衛 門 尉 行  
紀 重 行

右番守次第、一夜日無懈怠、可令勤仕之如件

延元元年四月日

(●印は二月に定めたる  
蓮所番四番十三人の内)

新田義貞瘞にかゝり、江田行義、大館氏明先發すと太平記にいへど、行義は武者に勤仕せり、

菊池武敏は一旦黒木城を没落したれども、豊筑の宮方を語らふて、尊氏東發の後又起り、其報長府に達しければ、二十日に尊氏仁木義長を遣はし往て伐しめ、龍磨貞政、龍造寺家房、孫三池貞元助太等に兵を催發す、龍磨龍造寺三池文書廿三日、安藝寂順等義長に赤間關に會し、從ふて海を渡り、文書三池進んで肥前國千栗に陣し、龍造寺等の國人馳集る、龍造寺名和氏の一族内河義真彦次は肥後國八代莊にあり、武敏伊東祐廣と相應して國人を招く、球摩の相良經頼及び須惠、永里、岡本、奥野、橋佐渡等と共に八代郡に入り、城を構へて之に據る、相良定頼兵軍兵を山田城に留め、廿三日寡兵を以て其背を襲ひ、苦戰して之を陥ぬれ、義真等木枝城を保つ、相良五月武敏兵を率て筑後に向ひ、朔日肥前の兵を床河命に破る、二日仁木義長千栗を發し、西に向ふて松浦を伐しに、菊池の軍は筑前國下座郡に入り、筑後河を隔て、處處に營を布諸文たり。薩

摩守護島津道鑑は國に還り、國人の兵を催發し、肝付兼重を伐て大隅に入り、肝付兼隆彦太か守る加世田城と水を隔て、陣し、兵の集るを待ち、五月兼重の援兵を遮らんと、山田小三郎を遣はして日向の姫木城中郡を攻しめ、明日道鑑進んで加世田城を攻む、城は水濱に據り、野頸に亂杭シロカ逆茂木キを設け、拒戰甚だ強く、月を竟るまで抜けず、龍磨石見國にも亦官方蜂起して、美濃郡黒谷城、宇屋賀濱に據て抗しければ、尊氏上野頼兼を遣はし往て伐しめ、九月郡人御神木一族及び長門人武久季進等に兵を催發して之を助けしむ、城兵山險を阻て、拒み、藤十六日仁木義長松浦より兵を引て筑前下座郡に向ひ、菊池の兵と三奈木、平塚原に戰ふ、武敏等は筑後の鳥飼香子に陣せり、松浦黨三池詫磨等これに向ひ、明日處々の住宅を燒拂ひ、義長進んで筑後府に陣す、藤文。

尊氏兄弟は月末まで長府にあり、近國の兵を得て、武家舟を發し、周防の釜戸關上關に至る、文書五月一日遣營料を守藝嚴島社に寄附す、文書梅松論に、當所長門より御船の事は、元暦の昔九郎大夫判官義經壇の浦の戰に乗たりし、當國串船の船十二艘の船頭の子孫の舟なり、義經平家追討の後、此船に於ては日本國中の津

泊に於て公役あるべからずと、自筆の御下文を今に之を帶す、今度此船を以て御座船に定られけるは尤嘉例に相叶へり、是長門守護厚東申沙汰する所也、漸く五月五日の夕備後の輓に、御著あり、當津に御逗留有けるにとあり。備後尾道の淨土寺に法樂觀音卅三首の歌を詠して寄附したるは重五の日付なり、本據是日尾道より夕刻に輓に著したるなり。尊氏は赤松三石の攻圍に促がされて九州を引上げ、長防に一月を移せし間に、新田脇屋兄弟の軍は播備の城攻に傾し、今は備中の福山城に攻かゝらんと謀る比なるべし。

梅松論次に、諸國の御方同心に申けるは、御歸洛急がるべき趣どもなり、仍御合戰評定まち／＼なり、一儀にいはいはく、兩將皆御船にて御進發あるべき歟とて、各大儀に依ていまだ落居せざる所に、太宰少貳頼尙進み出申けるは、兩將御船にて御進發の儀更に愚意の及ざる處也、天下の是非は今度の御手合によるべき歟、既に播備備前兩城を圍むよし(備中)其告あり、是等を退治して大半は落居あるべきか、然に船軍計にては凶徒の退治落去しがたし、幸に兩將御座の上は、將軍は御船頭殿は陸地を御發向有べし、頼尙陸地の先陣を承て、亡父妙惠が遺言に任て、百箇日の追善合戰して

佛事に在べし、頼尙生前の訴訟たゞ此事なりと頻に申ける間、此儀可然とて、將軍は御船下御所は陸地を御發向に治定して、則御手合あり、御舟には、執事師直、關東京都より供奉の宿老(言寄)兩國の輩を船に乗られて御發向有べし、下御所の御手には、高越後守師泰、關東京都の供奉の壯士等、並に少貳大友、長門周防、安藝備前、備中の御家人等、屬し奉る。五月十日備後の輓を立て、船路陸地同日御進發なり、先陣は太宰少貳頼尙二千餘騎とぞ聞えし、暫しは海と陸と互に見かよはしたりしに、少貳頼尙は旗の横紙（紙）にあや（紙）い等を付たり、是は御眷屬御靈影向有て、蟬口に御座故に、昔より當家の庭訓なり。御船五十餘町過て見渡ければ、舟共多き中に先舟には御紋の幕を引て漕向たりしを、楠が謀に御方と號して向など聞えて、少々騒きたりしか共、さは無し、て四國の細川の人々、土岐伯耆六郎（伯耆）伊與の河野の一族、其外の國人等數五百餘艘、其勢五千餘騎とぞ聞えしとあり。足利一門及び諸國大名の室町幕府に權勢を占るは、大抵此際に危難を同くしたる勳功による、土岐家を一門に淮じ親遇を受るは、土岐家開書に、等持院殿孫氏將軍御時、土岐伯耆入道殿（細良法名存孝、號定林寺殿）仰せられし以來相違なし、先代を亡さるべきとて、最前に伯州仰合せらるゝと云云、土岐絶ば足利絶

べしと御誓約有けりと古老申侍る也、當方度々錯亂せしに、さやらの證判も多く紛失すと見えて、尊氏元弘に事を擧る時より頼貞と謀り、今度の西下にも頼貞隨行したるは、尾道にて法樂の歌作者に頼貞あり、六郎頼清は伊豫讃岐の領地に在たるなり、土岐家の大友家と相比する位地にある由縁は此の如し。

さて次に五月十五日、備前國見島に著給ふ、當所は佐々木の一族の所領なる間山此來は歴史に隱もなき事なり、太平記見島加地筑前守近く假御所を造り、御風呂杯た高徳の無形人なるも辨せずして明なり、御休ありしに、其夜の満月に黒雲二筋引渡し、數刻見えしかば、軍勢皆合掌して拜し奉る、中五月十七日、下御所の御陣、備中の河原と備前見島の間三里、下御所より御使あり、當手には、備中、備後、安勢、周防、長門の大將、守護人、國人等、并三浦介美作より昨日馳參ず、太宰少貳大友供奉の間御勢數知らず候、御舟には四國の勇士等參著の由承間目出度候。但播磨の赤松備前の三石城合戦の最中のよし聞え候處に、結局新田江田某大將として馳下て、近日備中の福山城に楯籠るの間、今夕手合せしめ、明日拂曉に追落し火をあぐべく候、彼城と御陣の見島近所たる間、御用心のために馳申所なり、去程に翌十八日觀音懺法行はれ、滿散過て、當所の最物楊梅やまゑ取に、上の山に登

ける下部走下て云く、既に御方の大勢福山を責落し、飛入て火を放つ間、敵皆落行よし申上たり。則陸地の御勢備前の國へ責入しかば、三石城の寄手脇屋に没落すと聞えしかば、下御所より飛脚を以て賀し申さる、頓て見島の御舟を出さる、海と陸との御陣日夜約束の火を揚られしかば、山を隔ながら互に御陣の在所をぞ知し召れける。去程に備前三石の寄手の勢落上りしかば、助成新田義貞赤松の城の圍を解て没落す、然る間陸地の大勢は掛川に陣を取る、御舟も同室の泊に著給ふ。翌日赤松入道御舟へ參り申て云く、今度圓心か城に馳籠る軍勢の著到、並敵没落の時責口に捨置旗百餘流持參す、一々御披見有しかば、家々の紋紛れず、武將仰られけるは、是を見るに根本敵なるは是非に不及、御方へ戦功有輩の旗少々見ゆるが、一旦の害を遁れんが爲に義貞に屬しける心中不便なり、是等も果して御方に參るべしとて、中々快悦の御顔色なりしかば、實に忝なき御意とぞ覺えし、此旗共をは敷をしるして後日沙汰あるべしとて、赤松にぞ預られけるとあり。義貞の班鳩邊に陣せしは法隆寺文書に見え、又尊氏が仁木義長に遣したる狀に、備中國福山、備前三石、播磨國赤松凶徒等、去十八日没落とあれば、太平記直義十五日の宵より攻かゝるとは非な

り、十八日未明に攻寄せ、三石も、赤松も、足利が優勢の軍にて水陸攻参ると聞て、皆圍を捨て退却したるにて、直義が直に加古川まで進みたるは追撃の状あり、義貞は兵庫に踏止りたるも、敗軍の姿なれば兵氣沮喪したるべし。

#### 第四十八節

兵庫の戦に新田義貞敗走し、楠木正成討死せし顛末は、梅松論に、室と兵庫との間の海は播磨灘とて、順風を得ざれば渡れざる難所なる間、日和を待れしに、既に陸地の勢は進みし時分五月廿三日戌刻に雨交りたる西風少し吹なり、將軍御悦有て仰られけるは、此風は天の與ふる物か、はや纜を解べしと有。或議に、海上の事大船共の船頭を召れて御尋有べしとなり、御座船串崎の船頭、千葉大隅守が舟の船頭、大友少貳長門周防の舟の船頭共、十餘人御前に列して各申けるは、此風は順風なれども、月の出汐に吹替て向ふべし、途中にて難義あるべきかと有ければ、爰に上杉伊豆守乗船名をば今度船と號す、長門安武郡榕の浦の船頭畏て、是は御大慶の順風と存候、其故は雨は風の吹出て降り候、月出は雨は止み候べし、少しは早く候とも追風なるべきよし、一人申上たりしかば、御本意たるに依て、御威再三に及び、悉くも御意を懸られ、雨の止をも御待なくして後座船を出さる、餘多の船頭申上

をも聞召れずして、一人が申を御許容は如何と内々申置有けれども、進む御道なれば異見に不及、惣して船數大小五千餘艘とぞ聞へし。其夜御供に出し船三千艘には過ぎりけり、月の出汐を待て室より五十町東なる杓子浦に御船かゝる、案の如く雨止しかば、月と共に御座船走りけり、こはかりしかとも順風なりければ、皆帆を揚て走りけるに、夜の明方に成しかども、近くは山見えぬ海なるに、浪は屏風を立たる如くなれば、心細かりしかども、多くの船共廿四日の暮程に、御船を始として播磨の大藏谷の浦にぞ碇をおろしてかゝり、四國船を本船にて御先に走りしが、是も淡路の瀬戸、須磨、明石の澳にぞ泊りて、夜に成しかば、皆船の舳艫にともす、箭火は浪を焼かんとぞ見えし。

陸地の勢は一谷を前にあて、昔土肥次郎實平が陣取たる鹽屋の邊より始めて、大藏谷、猪名見野邊までぞ箭は焼たり、海と陸と兩陣見渡したりし間、明日五月廿五日兵庫合戦の事、御談合の御使夜中に往復度々に及ぶ。當所に於て御手分有、大手は下御所、副大將は越後守師泰、大友、三浦介、赤松、播磨、美作、備前三箇國の總軍勢なり、山手の大將軍は尾張守殿、安藝周防長門の守護、厚東、并軍勢共也、濱手は太宰少貳頼尙

并一族の分國筑前、豊前、肥前、山鹿、麻生、薩摩の輩相隨て向べきにぞ定められける。頃は五月短か夜明やすき天を待かねて、我もくくと人に先を驅られしと獨言せしにそ武くも憐れなれ。廿五日卯刻に細川の人々、四國の船五百餘艘を本船として、猶追風なれば、昨日の如く帆を揚て敵の營へたる湊川と兵庫の島をば左に見なしてぞ走りける、敵の跡を塞かん爲なり。

新田義貞の播備を引上たる後は確たる傳へなし、太平記に賀古川の西なる岡に陣取て、二日までを逗留しける、折節五月雨降つゞきて河水増りければ、水を背にしして陣を張り、先馬弱なる軍勢手負たる者共を漸々に渡されける、去程に水一夜に落て備前美作の勢馳参りければ、馬箠を組て渡されける、將軍兄弟上洛の山を聞て何の間に落失けん、五月十三日左中將兵庫に著の時は、其勢二萬騎にも足ざりけりとあれど、梅松論に合はず。此比石堂義慶、畠山國清は紀伊和泉を狗へ、日根今川頼貞文仁木頼章は丹波、丹後、但馬を狗ふ、梅松黄薇古簡に、四月廿一日播磨大倉谷にて、淡路國司高倉少將の軍を攻め、船より上り、北山まで追懸たるとあり、今月廿四日多田院御家人森本爲時は、大將軍に縱ひ有馬の野鞍に戦ふとあれば、足利黨は兵庫

以東にも兵を用ゐて味方を屬せしにより、新田の軍稍々に引去たる事はあるべし。梅松論に、楠木正成討手として、尼が崎に下向して逗留の間に、京都へ中て曰く、今度は君の御戰必破るべし、人の心を以其事を計るに、去元弘の初潜に勅命を受けて、俄に金剛山の城に籠りし時、私の計ひにもてなして國中を憑みて其功を成たりき、爰に知ぬ皆志を君に通じ奉りし故なり、今度は正成和泉河内兩國の守護として、勅命を蒙り軍勢を催すに、親類一族猶以難澀の色あり、如何に况んや國人、士民等に於てをや、是則天下君を背き奉る明らけし、然る間正成存命無益なり、最前に命を落すべきよし申切たり、最後の振舞符合しければ、誠に賢才武略の勇士とはかやうの者を申べきとて、敵も味方も惜まぬ人はなかりけりとあり。尊氏の上洛につき、畿内附近の諸氏が競ふて其催促に應じたる情景は、此の如くにてぞあるべし。

正成が出陣に決死したる事を太平記には、五月十六日に都を立て、五百餘騎にて兵庫へぞ下りける、正成是を最後の合戦と思ければ、嫡子正行が今年十一歳にて供したりけるを、様有とて櫻井宿より河内へ還し遣すとて、庭訓を残しけるは、今度の合戦天下の安否と思ふ間、今生にて汝か顔を見ん事は限りと思ふなり、正成既に

討死すと聞なば、天下は必將軍の代に成ぬと心得べし、然りと雖一旦の身命を助らんがために、多年の忠勤を失ひて降人に出ると有べからず、一族若黨の一人も死殘て在ん程は、金剛山の邊に引籠て、敵寄らば命を矢さき懸べし、是ぞ汝が第一の孝行と申含めて、各東西に別れにけりとあり。是を正成が櫻井驛の子訣れとて、久しく世に傳誦したれど、例の構造談なるべし、さして事實に抵觸もなけれど、十六日といひ、正行十一歳といふ數字は、一も信じ難し、正行やがて左衛門尉に任したれば、此時既に元服以後なるべし。

さて兵庫の戦は梅松論に、將軍の御座船は錦の旗に日を出して、天照大神、八幡大菩薩と、金の文字に打て付られたりければ、日に輝てきらめきたりし、手を解て浦風に翻し、御船を出さるゝ時は、毎度鼓を鳴されし間、同時に數千艘の船帆を上て、淡路の瀬戸五十町を狭しと輾合て、更に海は見えず漕並へたりしに、陸地の御勢も同打立て一谷を馳こすと見えし程に、辰の終に兵庫島を近く見渡したり。敵は、淡川の後の山より、里まで旗を靡し、楯を並て磔たり、是は楠大夫判官正成とぞ聞えし、播磨海道、須磨口も大勢向ひて支へたり、濱の手は和田の御崎の小松原を後にあて、

中黒の旗さして一萬餘騎も有らんと見えしが、汀に三切に磔へたり、先は五百餘騎計かと思え、其次は二千餘騎計、次に松原を懸て磔へたり。時移て巳刻に御方の三手の勢、山の手、須磨口、濱手、同時に向ひしが、あし利の故にや、濱の手の少貳が勢を旗の下二千餘騎にて、進みたる。陸と船との間一町計を隔てたれば、船よりは棧敷の前の見物にてぞありし、御座船の鼓の亂聲聞えしかば、海上より作り始めし時の聲を陸地の大勢受取て三度つくり、上矢の鏑響しかば、六種の震動も是には過しとぞ覺えし、是を見て敵の先陣一矢も射ず引退く間、次の陣に先立の二騎は馬の足を並て懸るを討せしと跡の大勢續きし程に、和田の御崎の合戦破れて、兵庫の端の在家より烟揚しかば、大道もたまらず、山の手も又此の如し。

去程に四國の勢兵庫の敵を落さしとて、生田の森の邊より上りける所に、義貞兵庫の戦に打負て三千餘計にて引けるに行合たり、敵は馬に乗る間、船の御方共左右なくありさりける所に、細川の人々從弟兄弟我もくと進まれける、中にも卿公定禪、弟帶刀先生、古山、杉山、宇佐美、大庭を先として、船より馬を追下して、打乗先八騎にて大勢の中へ入て戦ひけるが、敵手繁かりければ、馬を打ひたして本の舟に乗ける

處に、讚岐の國人新野見小大夫と云ける者、勇て大將の御命に替り候とて、馬踏放て汀に獨殘打合けるを見て、定禪重ねて十六騎にて懸上り、戦はれけるを見て、殘る者共船より上りければ、義貞打負て都をさして落にけり、太平記に、小山田太那高家、合戰參己が馬に義貞を乗て、我身は徒立に成て追懸に作敷多に取籠ら足らず、遂に合戰にけるとあり、金勝院本には岡部遠江守乘遊に作敷多に取籠ら足らず、遂定禪義貞には目をかけずして、湊川に楠正成殘て、大手の合戰最中のよし聞えしかば、下御所の御勢に馳加て責戰程に、申の終に正成并舍弟七郎左衛門尉正成以下一所に自害する輩三百餘人。總して濱の手以下兵庫湊川にて討死する頭の數七百餘人とぞ聞えし、是程の戦なれば御方にも打死手負多かりけり。湊川の軍破れしかば御陣は御下向の時の兵庫の魚の御堂にてぞ有し、高尾張守の手の者討取し間、正成の頸持參せられける、實檢ありまざるべきにあらず、哀なるかなとあり。正成討死の事は太平記に、正成正季の心偏に左馬頭に組て討んと思ふにあり、左馬頭楠に追立られて引退く、將軍見て新手を入替て直義討すなと下知せられければ、吉良石堂、高上杉の人々六千餘騎にて、湊川の東へ懸出て跡を切んとぞ取巻ける、正成正季、又取て返て此勢にかゝり、三時が間闘けるに、其勢纔に七十二騎にぞ成にける。此

時たても打破りて落べかりけるを、楠是迄と思ふ所存有れば、湊川の北に當て在家の一村有ける中にへ走入て、腹を切んために鎧を脱て、我身を見るに切創十一箇所までぞ負たりける、此外七十二人の者共、皆五箇所三箇所の創を被らん者は無りけり、總目傷なれば前に此時にては消滅せり、六間の客殿に二行に並居て、念佛十遍同音に唱て、一度に腹をぞ切たりける、正成舍弟正季に向て、抑最後の一念に依て善惡の生を引と云へり、何が御邊の願なるぞと問ければ、正季打笑て、七生まで朝敵を滅さばやとこそ存候へと申ければ、正成よに嬉しけなる氣色にて、罪業深き惡念なれども、我も個様に思ふなりと契て、兄弟共に刺違て同枕に伏にけり、宗徒の一族十六人相從兵五十餘人、一度に腹をぞ切たりける、菊池七郎武朝（百子）は兄の肥前守が使にて須磨口の合戰の體を見に來りけるが、おめくしく見捨ては如何歸るべきと、同自害して焔の中に伏にけりと云云。此事人口に膾炙すれど、凡て坐中一人も殘らず死し、其家までを燒燼したる跡は、其傳説を信ずる證據滅びたれば、歴史の信據とはならざるなり。此談には村の中に走入とあれど、亦六間の客殿は村屋には廣大なり、湊川の廣嚴寺は建仁寺楚俊（字は）の草創と稱ず、其行狀として傳ふるものに據れば、正



成五月十六日太平記、帝城を發して淡河に到着し、當山の麓に屯し、一日禪師に參見し、生死交謝の時などを問答して出て、明日の合戦に鋒を交へ、終に當寺の無爲庵に入て、昆季列坐して自殺し、庵に火をかけ七宇燒失す、禪師遺骸を函にし、庵の百弓許を避て葬るとあり、是今の淡河神社の處なり、廣嚴寺の靈牌に、贈正三位羽林中郎將前河攝泉三州大守橘姓楠正成之座と銘す、廣嚴寺及び鎌倉の雲澤庵建長寺内は楚俊の開山なると確かなり、楚俊は本年九月廿七日年七十五にて建長寺方丈に於て寂す、淡川合戦に戦場の廣嚴寺に住したるも怪し、此行狀も靈牌も甚だいぶかしき物なり、戦場に自害の場處が村家の客殿にてとなり、更に無爲庵にとなり、元より歸化の高僧を煩はして葬るに至り、正三位に贈り、羽林中將に任じ、攝津和泉守を兼るなど、皆後世の敷衍にして、史證とはしがたし。

楠木の軍兵庫に戦へる事の古文書に存するは、和田文書和泉國岸和田彌五郎治氏の軍忠狀に、延元元年五月廿五日、庫兵淡河合戦之時、楠木一族神宮寺新判官正房并八木彌太郎入道法達、相共抽合戦、忠功者也とあり、末文に此等次第、當國守護代大塚掃部助惟正并平石源次郎、八木彌太郎入道法達已下、同所合戦之間、所令存知也と

あれば、楠木宗徒の一族みな討死したるに非ず。敵方には廣峯文書に、高越後守殿一見狀と肩書して、播磨國廣峯社大別當又太郎入道昌俊昌俊申、去五月廿五日、攝州兵庫濱合戦之時、縣合御敵楠木彌四郎政成捨身命及散々打物之間、雖被切、昌俊甲、左右吹返、討取之、則令持參左馬頭殿、御前、言上仕之處、被懸御目、預御威、同廿六日被遂、頸之御實檢、被記置之畢とありて、正成の甥も戦死したり。尊氏が仁木義長に與へたる廿五日付の狀に、今日廿五日、於兵庫島、楠判官正成及合戦之間、誅伐了とあり、又少貳頼尙の副書翰にも、昨日廿五日、於兵庫島、楠判官正成被討取、今者御入洛之條、不可有子細候歟、仍御教書執達候、又新田殿以下、昨日被討漏入々、芥河、河原村、鞞寄合、三十餘人生取之由、自細川殿、只今被進、早馬候と深堀あり。太平記に、義貞は生田森の東より丹波路を差て落行ける、數萬の敵勝に乗て是を追事甚急なりとあれど、丹波には今河頼貞の軍あり、攝津有馬の藍莊にも本日は合戦ありたれば、臆想の如く丹波路とても無事なるにあらず、やはり義貞は山崎街道を退却し、芥川驛に於て細川の手より卅餘人生取られたるなり。

神護寺文書に、廿五日付にて尊氏以下凶徒、自丹波路可襲來之由、有其聞、赤坂越警

固事嚴密可致其沙汰との繪旨を下され、鞍馬寺文書に翌日付にて自若狹路凶徒等可襲來之由有其聞鞍馬寺寺僧可致防禦沙汰との繪旨を下され、京都は西山北山みな足利勢の襲來を防禦する形勢となれり。梅松論に、翌日五月廿六日、兵庫を立て西宮に御陣を召れきとありて、直義は兵庫に駐りて顛實驗を行ひ、細川勢は先鋒として芥河まで義貞を追撃す、公卿補任に、去月廿七日西國軍旅到山崎寶寺とあるは、即ち此手の軍勢なるべし。

第四十九節 斯て帝は又叡山に幸し、光嚴上皇は前坊と尊氏の營に幸し、いよ

兵庫合戦の翌日までは京都警備の沙汰ども有けるに、義貞は甚だしき敗軍にて山崎街道まで追撃され、散々になりて京都に逃歸たれば、廿七日に朝廷の震駭は想像するに餘りあり。洞院右府の園太曆觀應元十の條に、五月廿七日東國襲來之時禁裏、行幸山門被用鳳輦、自吉田邊被召改腰輿、歟と見え、宗良親王の李花集に、延元々年五月花山院内裏にて侍し比、都の騒きも斜ならざりしかば、皇居をば東坂本に移さるべきよし定られしに、御方々に參て暇など申たて、宣政門院の御前にて越方行末の

事など申侍しに、時鳥しきりに鳴て、五月雨の空もいと、かき暮たる心地して、待出し事思ひ出られ侍しにとあれば、其の日は雨ふり、晝間の遷幸なれば、洛中のみ鳳輦に召れたるなり。太平記に、持明院法皇、本院、新院前山本に持明院の春宮に至るまで、洞院大納言公泰皆山門へ御幸成進らすべき山、太田大夫判官全職路次の奉行として供奉仕たるに、本院は北白河の邊より俄に御不豫の事有とて、御輿を法勝寺塔前前山本にに昇居させて、態と時をぞ移されける、去程に敵既に入亂れ云々とあり、又皇年代略記の光嚴院の下に、山門行幸、欲被律申之處、依御惱不慮御逗留とあれば、全く例の構造説にはあらず。然し上皇計なり、法皇は四月崩し、本院は八幡にも行幸なし、上皇の院宣を尊氏に下されたるを觸示したるより三箇月に及へば、禁裏に於て知食さぬとはあるまじ、此時兩宮の間の事情を推想すれば、子細あるべき事どもなり、途中俄に御不豫の事は、遽に信用しがたし。

梅松論に、洛中へは先丹波より仁木兵部大輔頼章、今川駿河守頼貞、丹後但馬兩國の軍勢を相隨て、各錦の御旗を先立て、數千騎洛中へ打入、將軍は八幡山の上に御座有て、前後下御前五月晦日御入京ありしに、去春九州御下向の時捨奉りし輩多く

降参するあり。是に據れば、最先に入浴したるは廿五日高雄山等へ警固の繪旨ありたる丹波口より襲來の軍勢なり、是月は小盡にて晦は廿九日なれば、直義まづ入京したるにや。忽那文書に、五月上旬吉見參河三郎殿頼氏付著到、同廿八日追落洛中、と見ゆ、是は四國の細川勢の内なるべし。

尊氏の上洛は毛利文書の三戸頼顯が狀に、將軍山崎御座之時、六月一日罷向八幡致警固とありて、五月廿九日比は山崎まで上り、寶寺に在營したるか。公卿補任に六月三日、新院親王親王、親王入御八幡、東軍申行之、奉圍繞とありて、前日尊氏八幡に營を移し、兵を以て光嚴上皇、豊仁親王を迎奉りたり、太平記に、三日三主の臨幸を八幡に成奉るとあれど、花園法皇は行幸なし。是日院宣を以て菩提寺前大僧都賢俊を權僧正に任し、醍醐寺座主に補せらる、四條隆蔭これを書下せりと云、賢俊は二月に院宣を持って西國へ下向の後、尊氏に隨ふて筑紫に下り、筑紫より乞食修行の有様にて上洛し、當宮の御幡を申下して又筑紫に持下り、尊氏が九州勢を率ゐて上洛の時も寸時も離れず隨身したり、因て早速此命あり、尊氏の護持僧となり、歸依渴仰比ひなかりしと密抄血となん。三寶院門跡の足利幕府に權勢の盛んなるは、此艱苦を同

くしたる功によるとなり。

梅松論に、去程に山上を責らるべきとて、六月五日細川の人々先陣として、西坂本より合戦を始め、皆歩行にて雲母坂までを資付たりし、此時千種殿討死す六條忠顯なり、補任、敵は大嶽の上に陣を取、御方は山の中の繁みを過て支へたり、下御所大將として、御陣は赤山の社の前也、山上をば三手にてを責られし、今路越をば三井寺法師向ふ、中大手の雲母坂は細川の人々、四國勢、并總軍勢、横川通り篠峯は、大宰少貳頼尙、九國の聲發向し、毎日合戦有けるとあれど、記述甚だ疎略なり。太平記には、追手には吉良石堂、澀川、畠山を大將として、其勢五万餘騎、大津、松本、東西の宿園、城寺、燒跡、志賀、唐崎如意嶽まで充満したり、搦手には仁木細川、今川、荒川を大將として、四國中國勢八萬餘騎、今道越に三石の麓を経て無動寺に寄んと志す、西坂本へは高豐前守師重、高士佐守、高高、高高、伊豫守重成、南部高、南、遠江守、岩松、桃井等を大將として、卅萬騎八瀬、藪里、靜原、松崎、赤山、下松、修學院、北白川まで支て、音無瀧、不動堂、白鳥よりを寄られけるとあり、例の浮たる勢揃口調にて信しからねど、古文書に證するに、梅松論に優る節多し。當時の軍忠狀を綜覽するに、西坂本に向ひたる石川義光、小代重峯自七日於中

福光兼經は高師直の承判にて、兼繼は馳向叡山西坂下、屬高豐前守手、迄同八日晝夜合戰、蒙疵といひ、義光は於地藏堂前打死といふ、天野遠政岡本良圓は、高師冬の承判をうけ、遠政は九日被疵之間、細川卿阿闍梨御房、山内又三郎令存知とあれば、細川定禪の中國勢も加はれり、大友の族田原直貞、挾間正供も西塔中尾に戰ひ、田代市若丸は十九日先懸の著到につき、細川顯氏の承判をうけ、鷲見忠保は土岐頼春が洲股の陣に馳參り、十四日森山に轉戰して宇治に向ひ、十七日より西坂本中尾に戰へり。是○大○手○口○の○戰○にて、直義の陣は赤山にあり、高一族を首とし、細川大友、土岐、小笠原等加はれり。

東坂本に向ひたる仁木今川の中國勢とは、丹波丹後但馬の兵にて、是を無動寺越今路越といふ、今川頼貞に屬せし廣峯昌俊が狀に、今月五日發向山門東坂本といひ、森本爲時の狀に、御發向山門無動寺といひ、頼貞の請文に、六月廿日於山門無動寺合戰とあり、頼貞が此に向ひたると確かなり。周防の神代兼治は、六日屬當御手、馳向無動寺越云云、廿日東坂本、桃井修理亮殿、仁木彌太郎殿、御陣破而、御敵既廿餘町、責上之間、兼治自身差旗、一族相共馳向而、追落御敵、奉入桃井修理亮殿本陣、畢とあれば、桃

井仁木も此に向へり、忽那重清は吉見參河三郎殿付著到、六月五六兩日、合戰、被差遣當御手軍奉行五井右衛尉間、軍奉行相共抽軍忠、同七日御向無動寺、越中尾間とあり、詫磨文書に古今路越、并無動寺越合戰之事、自六月六日、至同十一日、致軍忠之由、武田八郎重頼令注進とあり、飯尾隼人佐吉連は、今月五日一族相共、可發向今路越山之由、被仰出之間、責上古今路越、令勤仕役所、迄于同廿日、度々軍忠之條とあり、吉見武田飯尾等も此口に向へり。築山河野家譜に、河野通盛が於比叡山太嶽南尾合戰、分捕生捕并手負實驗の注進狀あるも、東坂本の手なるべし。直義が岩松三郎に與へたる九日付の狀に、美濃尾張伊勢志摩近江國軍勢等、可馳向東坂本、旨先立雖被仰候、西坂本合戰最中也、隨令渡勢多河、相分人數、不回時刻、可催進京都陣とあれば、東國勢は東坂本に向られたり、梅松論に、今路越に三井法師向ふとは疎なり、太平記に此を追手とすれど、大手は西坂本にて即ち本陣なり、又石堂畠山を記すれど、是は紀伊河泉の兵なるべし、此手猶支へられ入浴せざるべし。

行在の軍は太平記に據るに、義貞を始め東坂本に集り、西坂は三塔の衆にて防ぎ、其日は暮れ、東坂本の敵陣は無動寺の麓より、志賀辛崎の波打際まで櫓を並へ遠攻

にしたり、七日東軍三石松尾水飲より三手に分れて上る、四坂の中書王親王の副將軍千種宰相中將忠顯坊門少將雅忠防かれけるが、松尾より攻上る敵に襲されて打れてけりとあるの外は、對照すべき節もなし。又宇都宮勢は篠峯を固めんと横川へ向ひしが、西谷へ馳來るとあり、横川口の事は文書の證すべきなし、前月十七日宮三位中將忠房親王の子源彦のを丹波國に向ける繪旨を發せられ、其兵の山門行幸に供奉したるは出雲の田所文書に見え、今月七日鞍馬寺へ京都へ發向すべき繪旨を下されれば、北山口は開けたり。八日に尊氏より清閑寺衆徒へ、久々目阿彌陀峯を警固せしめ、安藝守護武田信武の手は攝州吹田城を攻て、九日に之を陥ぬれ、神護寺衆徒も行在に應ずる聞えありて、直義より梅尾寺に其同意するを拒み、十四日東坂本の敵退くに因て、河野通盛に一族並伊豫國人を率ゐて鞍馬口に向はしめ、行在よりは鞍馬寺に繪旨を下して、丹波の兵を催して岩藏に會せしむる等、古文書を存ずれば、叡山は東西坂本より足別の軍打寄て、平地は戰場に塞りたれど、南北の山路は内外聲息を通じ、山裏面より東軍を攻撃したり。

十四日尊氏入幡を發し、大渡赤井河原に戰ふて上洛す、毛利光殿上皇、豐仁親王、六

條殿に還御し、略記尊氏は東寺に陣す、略記明日上皇親王東寺に入御あり、建武の年號に復せられ、公卿灌頂堂を御所となす、略記には小寺房あり、尊氏は千手堂に居り、梶井大覺寺兩法親王性圓已下、執柄、公卿、殿上人、自他の僧侶等、僧房に參籠す、略記執柄は左大臣近衛經忠なるべし、時に關白なし、千手堂は食堂と號すと百合文書に見えたり。

行在には十九日四條中將隆邦を大將として、和佐源秀、岸和田治氏等、竹田河原に打つ出て高越、後守師泰、攝津親秀、武田信武、今川頼貞等の兵と鳥羽造道、今在家、桂川に戰へり。梅松論に、六月廿日、今道越より御方合戰打負て、前にある東坂本、桃井仁木の陣破て敵廿餘町責上とある其事なり、三手の御方同坂本に追下さる、爰に高豊前守以下數十人山上にして討死す、此上は赤山の御陣無益なりとて、急御勢洛中に引退く、大將下御所は三條坊門の御所に御坐あり、將軍は東寺を城郭に構へ、皇居として警固申されけりとあり、山門の攻圍は解たり。山軍は又京都を攻んと、新中納言光繼を大將となし、鞍馬寺衆徒等をして廿六日曉を以て賀茂河原に會せしむ、義貞は政泰を遣はして觸示す、鞍馬寺文書廿六日直義より東國の馳參人々に令せる狀に、

新田義貞已下凶徒等誅伐事、依被下院宣於楠木判官正成者、令打取畢、至義貞等者、逃  
籠山門之間、打圍四方、不落凶徒之機、所有其沙汰也、爰東國御方人々、雖馳上、依野伏已  
下之煩、逗留之由、有其聞、然間佐々木佐渡大夫判官入道所令下向也、暫留近江國、且相  
談子細、且無軍勢之煩、檢廻故實、隨事之體、企參洛可致軍忠小笠原文あれば、東國より  
來る足利方の應援は近江に關截され、滯留す。廿七日足利上總五郎入道の軍と宇  
治路木幡に戰へるは多田院四條隆邦の軍か、又三條坊門京極を夜討して、矢倉に火  
を懸たるは林藤岡堀川光繼の軍ならん、斯る虚騒きに日を送りたり。

諸國に公武兩黨互に干戈を尋ねし、概略の徴すべきは、五月廿一日出羽の亂に、國  
司葉室光顯殺され、廿三日陸奥國司北畠顯家大軍を以て行方郡に向ひ、相馬光胤の  
籠れる小高城を攻め、翌日これを陥る、光胤は城守八旬にて遂に一族と共に討死  
し、餘衆は其子松鶴丸を擁して山中に匿る相馬。越後の新田方は加地景綱と蒲原  
郡に戰ひ、信濃にて香坂信覺收城に據る、小笠原貞宗尊氏の催促に赴きし跡に、守護  
代小笠原余三經義、村上信貞と共に往て之を攻たり、色部小笠原文關東の動靜は釋ぬべ  
きなし。三河には新田左馬助八幡に陣せしを、今月八日吉良氏の勢押寄せて之を

追落し、左馬助は東に退く、兩旬を経て又本野原に戰ひ、勝ずして遠江に退けり、榑原  
是は東國の概形なり。

近畿には、石塔義慶紀伊にあり、畠山國清和泉にあれど、消息を沒す。中國には尊  
氏上野賴兼を石見に向け、那賀美濃兩郡の間に戰ひ、今月の末は周防の宮方も亦起  
らんとす、秋藤岡土佐には津野家時等、足利方の佐藤六郎と戰へり、南路九州には  
五月に菊地武敏等筑後より退き、菊池の大林寺に據る、仁木義長、佐竹重義、及び武田  
某等と共に往て攻撃し、六月二日在々所々を燒拂ふて山浦に進入す、臨磨日向に  
は肝付兼隆加世田城を拒守する甚た固し、島津道鑑薩隅の兵を以て之を攻め、五月  
廿五日其水塞を破るも、猶陷あらず、野頭野頭の防戰甚だ強く、寄手亂杭逆茂木を燒拂ひ、  
矢石殆んど盡んとす、六月十日に至り、兼隆遂に圍を衝て走れり、臨磨

### 第七章 京都に光明帝立ち、後醍醐帝吉野遷幸

第五十節 是より官軍京都を攻て利なく、名和長年討死し、京都は光明帝を立  
て、兩軍暫し相持したる状を述ん。

梅松論に、去程に山の勢洛中へ寄來るよし、カサハシ虚騒しげかし間、兼て手分有て、先細川の人々四國の勢を召具して内野に陣を取、法成寺河原には師直を大將として大勢を相隨へて相待所に、六月晦日拂曉に、義貞大將として大勢内野の細川の人人の陣へ寄來る、身命を捨て戦といへども、打負て洛中へ引退く所に、敵二手に成て、大宮猪熊を下りに所々に火を揚る、同時に師直の陣の法成寺河原に於て合戦有しに、御方打勝けり。かゝる處に下御所大將として、三條河原に打立て御覽しけるに、敵東寺近く八條坊門邊まで亂れ入、烟みえし間、將軍御座覺束なしとて、（御發向あり）御發向あるべき由申聲多かりける所に、太宰少貳頼尙が陣は綾小路大路の官廳（主）匡遠が宿所にてありける、頼尙勢は三條河原に馳集りて、何方にても將軍の命を受けて向べきよし兼て約束の間、頼尙申けるは、東寺に勇士多く、縦へ敵堀鹿垣に付とも何事かあらん、御合力の爲なりとも、御馬の鼻を東寺へ向られば、北へ向ふ師直の河原合戦難儀たるべし、今日は御馬を一足も動かせらるべからず、先頼尙東寺へ參るべしとて、三條を西へ向ふ。敵大宮は新田義貞、猪熊は伯耆守長年、二手にて八條坊門まで責下りたりし間、東寺の小門を開いて、仁木兵部大輔頼章、上杉伊豆守重能以下、打て出責戦ふに依

て一支も支ずして本の路を二手にて引上る所に、細川の人々、頼尙、洛中の條里を懸切く戦ひし程に、伯耆守長年、三條猪熊に於て、豊前國の住人草野左近盛が爲に討取れぬ。義貞には、細川卿公定禪目を懸て度々相近つき、己に義貞危く見えしかども、一人當千の勇士共折塞がりて命に代りて討死せし間、二三百騎に打なされて、長坂に懸りて引とぞ聞えし。國史考に、石見の福本上村地頭御神木兼繼、晦日馳參八條坊門猪熊對御敵伯耆守長年、致所々合戦、於押小路猪熊、討取伯耆三郎右衛門尉畢高師直とあり、又成田重親は總領攝津右近將監の手に屬し、於東寺、北西八條、令對治御敵、糠辻子合戦、懸先肥に、諸軍勢白鳥白居の前を打過る時、見物しける女童部、名和長年が引下て打けるを見て、此比天下と結城、伯耆、楠木、千種頭中將は三木一草といはれたる人なりしが、三人は討死して伯耆守一人殘たる事よと申けるを、長年遙に聞て、是を最後の合戦と思定てぞ向けるとの演譚は信ずる足ざれど、此三木一草は靖難の初めより艱苦を忍び、復位の後は政務に參し、同功一體の忠臣なりしに、半年の内にな命を致せし紀念の弔辭として存すべきなり。

次に梅松論に南は畿内の敵作道より寄來りしを、越後守師泰即時に追散し大勢討取(甲)宇治よりは法成寺邊まで賣入たりしを、細川源藏人頼春内野の手なりしを召抜かれて、大將として菅谷邊まで合戦せしめ打散しける。(乙)竹田は、今川駿河守頼貞大將として、丹後但馬の勢馳向ひて追落す。(丙)六月晦日の合戦悉く未の刻以前に打勝ける、翌日七月朔日三條河原に於て首の實檢あり、數千餘とぞ聞えしとあり。

(甲)高師泰の手は吉川親家が追拂桂河圓明寺御敵候畢武田信との軍忠狀ありて、山崎路へ進撃せり。(乙)宇治よりは四條隆邦の軍にて、和佐源秀の言上に屬、四條中將家御手……卅日於六波羅跡、并汁谷以下所々合戦とあり。諸寺文書集小早川氏平目安に、一御敵自北口寄卒之山承及之間、馳合錦小路壬生、致忠戰之條、細河三位殿御見知事一又自猪熊大路御敵攻入之由就承及氏平懸前致合戦令追返御敵於内野之時一自宇治路寄來御敵之合戦強之由依有其聞、御發向之時仕御共、自今比叡上、至于稻荷山追散了、其後馳合竹田河原手合戦云とあり、桃井義盛承判あれば吉川桃井も頼春と共に向へり。(丙)竹田河原は楠木黨の和田治氏軍忠狀に、晦日於竹田河原造路六條河原等□□合戦、馳參山門和田文書とあり、河泉の勢も向へり、高橋茂宗足利上總

五郎入道の手に屬し、晦日竹田河原合戦多田院文書とあり、近江の目賀田玄向は佐々木道譽の手に屬し、醍醐路御敵六條河原口寄來間、追跡之、即竹田河原御敵爲後賣、懸御目合戦仕候了土佐齋集とあり、今河頼貞大將として向ひたるや、徵すべからず。

此戰は新田義貞名和長年等、内野より東寺の本陣に押寄んとして、猪熊に防止められて退却したり、太平記に義貞が尊氏の東寺本陣に一矢を射たる妄談は、項羽本紀の横作にすぎず。直義の主軍は西坂本口を防げり、周防國神代兼治が狀に、御敵西坂本を落する間、法成寺に馳向ひ、多々須河原西坂本に追懸て御敵を本在所に追入れ、晩に及び比叡山に入り、凶徒を追落すと統略圖其梗槩にて、今河頼貞の手は是なるべし、伊達義綱が狀に、賀茂河原に懸出て、大將御前に於て終日軍忠を抽つとして頼貞の證判あれば伊達文書竹田河原の大將にはあらず。岡本良圓は池上結城等と中御門の烏丸合戦に疵を蒙り、頭殿御前に於て御見知に預るとあり、尊氏袖判高師冬承判あり、岡本文書是師直の手なるべし、平子重嗣は山名伊豆守に屬し、三條大宮に戰統略圖美濃國鷲見忠保は二條大宮に馳向ひ、御手に屬して五條大宮竹田に至るまで、御敵を追懸とありて、土岐頼春承判あり、鷲見家證山名土岐も此手にて鴨河原に戰



線を開展したり。

これを統るに、官軍の京都攻入りは負色なれど、足利方も苦戦にて、鴨河原東岸及び法成寺邊までに防ぎ止めたるまでなり、此時信濃の小笠原貞宗等が軍勢は猶東近江に關止されて進み得ずして在しに、尊氏より五日付にて、新田義貞以下凶徒等事度々合戦毎度打勝畢、就中去月晦日寄來之間、伯耆守長年并餘黨數千人、或討取或生取梅松論の首實山門之軍勢相殘之分不幾云云と通知し、小笠原宮樫介高家も今者北陸道計にて候、京都は心安思食さるべしと、國人へ消息を遣はせり、三寶院行在の軍勢減少したるたげは事實ならん。

梅松論に、然りと雖も山上の敵退散せざる間七月九月中旬に小笠原信濃守貞宗、甲斐信濃兩國の一族并に軍勢を引率して、三千餘騎東山道より近江國へ打出て、勢多近く臨む處に、山徒橋を引間、野路邊を取たりけるに、新田脇屋大將として、湖水を渡して散々合戦致しけれ共、貞宗打勝けりとあり。是は直義が四日付の狀に、近江國惡黨等蜂起の間、上洛延引の由其間へあり、仍て軍勢を大津に差遣すべし、急ぎ江州の凶徒を退治し、先勢多及□□邊に馳著て左右を申さるべしと、小笠原貞宗に申越

せしと契合す、小笠原七月上旬の事なり。梅松論次に、然といへども要害の地なきに依て、先引退て鏡山に取上る刻、敵即時に重て寄來間、又責戰て追散し、大勢討取て伊吹山の中に取籠りて、事の由を京都へ注進申に依て、元より山徒と云、軍勢と云、近江の國の力を以て東坂本の敵共今に相支ける上は、御勢を遣し當國を打取て東坂本の通路を塞べきよし、御沙汰最中の時分、小笠原合戦に及ければ合力せしめ、近江を打隨へん爲に、佐々木佐渡の大夫判官入道道譽仰を蒙て、九月の末に京を出て、丹波路より若狹の小濱に出とあり。是も引續いての事なるは、尊氏が七月八日付にて、近江靜謐事、屬佐渡判官入道、手早可令發向との狀を田代一若丸へ出し、田代直義が十六日付にて、貞宗の注進狀を承て、去六日夜、於野路原、打捕山徒成願房、同十日於鏡宿並伊吹、太平寺兩所致合戦云云、東國軍勢近日可參洛之間、勢多橋以下及其沙汰、可差遣軍勢、於近江路者相副近江伊勢兩國、暨於佐々木佐渡判官入道道譽、且對治凶徒、且可警固東近江之由、被仰下畢との狀を貞宗に遣し、小笠原たる事に契合すれば、九月には非らず。九月末とは若狹守護次第に、自建武三年七月廿五日、尾張式部大夫殿小濱へ入部、彼時脇袋、又三宅、和久利、多田、河崎等、燒拂之畢とあり、八月廿八日、軍

大將佐門少將殿…小滔に着し、公家一同となりし其以後に當る、後に述るべし、近江越前は北陸と交通の要地にて、行在よりも力を極めて相争ひ、小笠原佐々木等と數月相持したり。

京都の戦に敗れて山門の兵は幾くならずと、足利方には聲すと雖も、勢多、宇治、醍醐、八幡、山崎より丹波口まで、行在の軍猶ほ陣營して相支へたるは、一方より觀れば京都を遠卷に圍みたる形勢に似たり。かくて七月には、行在より繪旨を諸國に發して凶徒退治を催促せられ、尊氏も亦院宣を請て近畿の兵を催促せり五條、高野、三寶院、諸文書。官方の攝津口より行在に赴く兵は、尾崎より安滿、細手に轉戦して進みければ、九日武家の侍所高師泰は武田信武、赤松貞範等と共に山崎口に打向ひ、向大明神村、山崎、乙訓及び七瀬河、下樹野に戰ふて、芥河に陣して森本、三刀屋、清水、文書、これを拒む。

西國には官方競起て武家方に抗す、周防の大内弘道は石見に打入しに、武家方の御神木一族等これを益田大山美濃、郡に邀撃ち、弘道戰歿す大内系圖、山口系圖、大内氏の事始めて迹を發す。備後に竹内兼幸、小早河掃部助等の官方起り、有福甲奴、郡、則光世羅、郡等の城に旗を揚げれば、武家方より往て攻め、對壘數月に亘れり山内首、藤小、早川、諸文書。鎮西には

一色頼行豊後玖球城に兵を頓せしに、城兵復競ひければ、探題一色道猷其報を得て肥前の兵を徵して博多を警備す、血遊寺、深田、文書、既にして松浦肥前守貞竊に京師を脱して西歸し、官方の兵を擧んとす、尊氏これを偵知し、書を道猷に發して之に備へ、貞を探尋ねて誅伐せしむ、武雄社、文書、是に於て菊池武敏機を見て又起る、探題より今川藏人大夫助時を遣はして之を伐しむ、九州騷然たり。

四條隆邦の軍は竹田河原の戦により醍醐に退いて陣營を布き、宇治八幡につゞりければ、二十三日武家より今川範國を將となし、武田信武等と共に往て攻しめ、報恩院を焼き、延て醍醐寺に及ぶ、報恩院、文書、下醍醐、雜集、遂に兵を引て木幡山、大日山等に陣して宇治を攻んとす、毛利吉、川文書、八月一日行在の軍は大塔若宮を奉して八幡山に營し、和田、文書互に交戦に日を送れり、大塔若宮は、元弘二年尊良親王還俗後の生れなれば、當年四五歳になり給ふべし、後に興良親王と申す。十日尾崎宮の雲、美濃に入り、東中務亟及び土岐氏頼春の代、山縣、郡の兵と關迫北野八代山縣、郡に戰ふ、鷲見、文書、是は伊吹山の手なるべし、尾崎宮は去年東山道將軍たりし、輝正尹鼎王なりと云。十三日武家より仁木頼勝を遣はして西山の峯堂を警固す。尊氏が室津の手配より、一族を諸國に排

布し、殆と國々に遍ねし、是悉く勇將猛士にもあらざるべし、蓋し武家方は足利氏を推し、北條氏に代て源氏幕府に復せんとの希望するにより、苟も源家の一門といへば、壯幼を問はず一人を奉じて、其旗の下に戦ひたる所にて、遂に足利一門が七道諸國の守護權を握る結果となりたり。行在に於ても亦諸國宮方の望みに従ひ、親王諸王を東西の大將軍に遣はされ、其錦旗の下に戦ふ様になりたり、八幡の軍勢が故大將軍大塔宮を追慕し、五歳の若宮を奉じたるは其權輿なるべし、諸王の近江口に出張は六波羅征討の時よりあり。

十五日、光嚴上皇は豊仁親王と共に、東寺より二條家の押小路烏丸第に幸し、泉殿を仙洞に擬し、親王に元服を加へらる。時、御尋て上皇の傳國宣命を以て踐祚の儀を行はる、壽永の例なり、洞院家記、國太、武家の申奏によると云、元弘三年以來記、左大臣近衛經忠を關白となし、師守、公日を踰て又東寺に還御ある、洞院、保曆間記に政務を院中にて行はれ、將軍には、此時まだ將平宜下なし、左兵衛督源尊氏、執權は武藏守高階師直、如此成て天下の事を行けりとあり、延元の年號を用ゐず、猶建武を用ゐらる、私記、御深草龜山兩統の遞立は、此に至り幕府存廢の渦に落ちて、いよく天下に兩天皇を戴

き相争ふ形を呈したり。長講堂、御領は、頼朝の時に武家の妨あるべからざる宣旨を申成し、承久に重ねて施行しをきたれば、尊氏も亦其先蹤に任せて、遂亂あるべからざる下知を加へ、併せて法金剛院領、室町女院遺領、熱田社も元の如く施行し、又諸門跡領、殿下御領に違亂を停止し、將士の軍功賞を行ひ、鎌倉先代の幕政を相襲したり。京都御文書、附文書に據。

**第五十一節** 山軍京軍相争ふ數月、天皇和を講し、還御あり、新田義貞皇太子を奉じ、越前に奔る、頼末を述べし。

梅松論に、南方の敵共宇治八幡邊まで充滿して寄來るべき由、京都の風聞毎日なりしかども、七月も過、八月廿日比に宇治の敵拂ふべしとて、細川の人々大將として、河野對馬入道同一族二千餘騎にて向ひたりしが、打負て引退く間、敵木幡稻荷山を経て、今比叡の上阿彌陀が峰に陣を取るとあるは、先に今川範國が醍醐を燒たるより引續きたる事なり。難太平記に、其比大御所は東寺の御陣也、先皇は山門に御座也、四方の口々を自宮方塞さしかば、味方兵糧難儀にて、東は關山阿彌陀か峰、南は宇路路、西は老の山、北に長坂口に、連々大將を遣はして被破しに、故入道殿阿彌陀が峰

に向て、諏訪今比叡の前にて戦ひありて追拂し時、左の肩先を射られ給ひとあり、是は大塔若宮八幡御陣の後、今川が木幡の陣を四條氏の軍にて取返し、阿彌陀が峯まで進みたるなり。細川が向ひしは廿日に非ず、田代市若丸の請文に、去月十六日、奉屬當御手、罷向木幡山、稻荷社御逗留とありて、細川顯氏の承判あり、田代文書阿彌陀が峰の戦は其後なるべし、難太平記次に、其二三日有て四宮河原に勢を被向けるに、重て故入道殿向れしかば、鎧の射向の袖を解て向給ひしに、先坂口には仁木右馬助、義長今の右京大夫也、三井寺路めぐり地蔵には故殿向給ひしに、義長云は今日逃すつくの戦なるべしと云ければ、故殿勿論と返事有き、終日兩所合戦に仁木手退間相坂の手より、伊勢國あゝと云大力の者、只一騎後より來り、故殿の後に控へたる安藝入道殿の甲の鏝を切落しければ、落馬也、範氏の卅六人指たる大征矢を拂切にしてけり、其時故殿馬を立直して先太刀をせられしに、あゝを甲の鉢を割れて馬の平首にひらみて、太刀に拂ける左の籠手の二の板を切て前なる敵の中に分入けり、其時此戦もやみけるなりとあり。阿彌陀が峯の戦は廿三日より始まりたれば、前戦は其以前にて、後戦は廿五日なる歟、定かならず、次條にて考へ合すべし。

梅松論に、八月廿三日曉より賀茂糺河原に於て終日合戦有しに、大將師直身命を捨て戦し程に、兩所に疵を蒙る、御方の勇士共今日を限りと責戦ふに依て、義貞打負て落ける間、山の勢多く討れける。然りと雖阿彌陀が峰の敵相支へし程に、同廿四日の夜、東寺に於て合戦の評定まぢなり、或議に云、皆歩立に成て楯をかつき、堀鹿垣を引破て資落すべしと申ける處に、細川帶刀先生（此手）の云、阿彌陀が峰に楯籠る所の敵墓々しき者にて有べからず、畿内近國の山人なり、（此手）城に籠て戦はん事彼か好所なり、我々が親類四國の勢を召具して、先淀竹田へ向て、足さゝの敵を河へ追ひたして、木幡山に馳上り、稻荷山を経て峰つゞきに、敵の後前より馬にてかゝるべし、然も敵城の後を拵へざる間、追散ん事案の内也、但敗軍の輩必ず苦集滅路白川を上りに粟田口へ赴くべし、下御所七條河原邊に御盤へ有べきよし申されければ、此義尤然るべしとあり。是は足利勢が廿三日に阿彌陀が峰を攻あぐみたるに乘じ、山門より打て出たるにて、戦線は鞍馬口まで連り、義貞の主力は西坂本を下り、糺河原に烈戦したり、其手續きを諸文書に参考するに、細川顯氏の手は廿二日糺河原（實津越）に戦ひ、（田代文書）吉良五郎（滿義）は、山科より四宮河原に戦へり、（多田院文書）今川範國

も此手なるか翌廿三日に阿彌陀峯攻には新日吉九條河原まで戦ふたれば足利勢の退却したるなり。賀茂河原合戦には山名時氏の手は賀茂社前より鞍馬口まで敵を追懸るといひ、秋藤 岡小俣來定の手は賀茂河に防矢して敵を追落し、みせら見園池まで責上げ又山門西坂本の陣屋を焼拂といひ、吉川或手は神樂岡鞍馬大路に戦ふといひ、後監に引少貳頼尙も亦此に向へり、南狩 遺文皆軍忠状にては勝色に見ゆれど餘程の苦戦にてありたるなり。

さて廿五日の合戦は梅松論に夜の明るを遅しと細川の人々阿彌陀が峰には目も懸ず川原を下りに南へ向ひし程に淀竹田に充滿したる敵ども竹田繩手の小所を堀切て鹿垣を結ひ櫓をあげ城戸を立相待所に速に大勢掛ける御方の中より武者三騎諍ふて城戸の内へ驅入しを後の大勢つゞき即時に竹田の要害を打破て一人も残らず淀川に浸しけるに一昨日廿三日の暮より翌廿四日まで大雨にて大洪水なりしほどに河に入者一人も助からず此時の先懸は細川先生黒馬にぞ乗たりける。其まゝ細川殿の勢は木幡山の上に打あがり稻荷山を経て阿彌陀が峯の敵の背に近付しかば追手の七條河原の御勢指寄らる先陣は太宰少貳頼尙にてぞ有

し城の中の敵ども驚駭ける處にすきもなく御方山の手より掛入しかば一支へにも及はず没落す爰にて數輩打れ遁る者は苦集滅路白川を上りて引けるが残り少くぞ聞えしとあり。田代市若丸の請文に又廿五日始自竹田之合戦木幡稻荷山阿彌陀峯等追墮數箇所之陣々至四宮河原追懸御敵之條細川 頼朝とあるに吻合す又吉良五郎の手は二十五日搦手山科御向之間御供仕合戦至極同日於祇園門前御敵行合致散々合戦訖といひ山名時代の手は阿彌陀峯大手一城戸責上今比叡馬場上山遂合戦といひ攻上今比叡中 尾致合戦之刻御敵打出大手之間追懸音羽河端令分捕といふ引書前今河仁木の逃ずづくの戦は此時ならん。少貳が手の裂庭青木等は自内野迄仁和寺追歸凶徒之條守護御供之間とあれば頼尙の七條河原に向ひしとは誤傳なるべし。

是日は山崎口にも高師泰が鳥羽繩手より戦を始めて阿彌陀峯今比叡に至り共に戦へり、三乃屋 山崎 峯 兩文書尊氏より今日廿五於所々凶徒等數十人誅伐了就中八幡路大將兩人後監 後松 壽丸被生捕之間所被誅也雖然義貞已下輩没落山間之上者急渡世田橋可發向東坂本との狀を東近江の小笠原貞宗に發したり兩將を生捕たるは細川氏

が竹田の寨を陥れし時ならん、或は鳥羽を八羽口といふにや。阿蘇品惟定言上に、大和より八幡に御出候とて(阿蘇大宮司)八木の入道もて仰下候し間、思ひの外に存し候て、私の悦これに過候はしと馳參候處に、今よりは四條殿御手にて合戦仕候べき由、仰下候間、八月廿五日阿彌陀峰の合戦、同廿八日河原合戦仕候ぬと、阿蘇あれば、八幡の陣より援軍を四條隆邦の手に遣はして、阿彌陀峰を守りたり、廿五日に陥り、苦集滅路さして退きたれど、山門の軍はまだ衰へたるに非ず。

梅松論に、八月廿八日山の勢最後の合戦すべしとて、今日君の御旗を申あろして、引割き笠印に付て、夜の内より寄來る間、又師直を大將としてありける大勢一手に成て、今日を限りとぞ責戦ける、去る廿三日四日の戦に打勝しかば、諸軍勢氣に乗て重て勝ければ、當日は洛中の合戦はて候ひけるとある、是阿蘇品惟定が四條殿に屬して阿彌陀峰を守りたる日なり。諸文書に據に、是日は糺河原、また冷泉京極より、近衛河原、神樂岡、法勝寺口、北峯、中御門河原等に戦線を開展せり、新千載集には、大覺寺回祿を記す同門跡略、洛中の一大戦にてありぬ。京都を遠巻にしたる勢多、宇治、八幡山崎の陣は山門と同じく依然とあるべし、此時直義より尾張時家を遣はして、左

門少將と若狹國を争ふたり、直義が十七日付にて、新田義貞以下の凶徒誅伐として、大將に尾張式部大夫時家を若狹に遣はす、彼勢に加はりて軍忠を致すべしと、佐々木一族の出羽五郎義信に出せし狀あり抄本、若狹には、廿八日より左門少將の軍が山東、山西、松永等を焼拂ふて小濱に著し、公家一同となり、九月四日より時家の手と對戦す若狹守、梅松論に、佐々木道譽が、九月の末に京を出て、丹波路より若狹の小濱に出で、案内者たるに依て北近江より國中に亂入、小笠原信濃守と一手に成て一國を打取間、山徒軍勢力を落すとあるは、月日疎略なれど、官武若狹を争ふたると十月に及びたるべし、新田義貞救賀に據る後は道譽守護となれり。

四條隆邦の軍は、阿彌陀峯及び河原合戦より八幡に引上げ、大塔若宮に合す阿蘇、是よりさき七月十日、畠山國清和泉國日根郡に起り、榎井城に旗を揚げれば、宮方の勢これを攻め、接戦する數回なり、日根月を経て武家方ます、蜂起しければ、守護代、(備木の)大塚掃部助惟正國人を催發して、邀へ撃ども、國清の猛勢に敵せずして兵衆退散し、九月一日平石和田等を率ゐて八木法達が和木八木城に要害を構ふ、和木國清は木島に陣して、益其黨を催集し、七日大勢を以て八木城に押寄せ、合戦する兩日、

和文書時に中院右少將の軍は天王寺にあり、是を聞て楠木一族橋本正茂等を率ゐ、其後縮として進み來る、城中これに應じて打出ければ、國清の軍利を失ふて退き、原城に據る、惟正等又攻てこれを走らす、近江の足利勢は三井寺に據て山軍の通路を絶ければ、八幡より兵を分てこれを争ふ、四日仁木義長肥前の兵を率ゐて宇治橋に向ふ、行在の軍橋を引て拒戦し、矢を撥めて雨射しければ、義長の兵河を渡て向陣に攻入り、遂に之を追落す、十四日今川範國兵を率ゐ往て義長を助く、四條隆邦の軍は八幡より天王寺に向ひ、中院右少將の軍に合す、直義これをさし、廿六日細川顯氏、武田信武等を遣はして之を攻む、河泉兩國是より多事なり。

九州には尊氏の將一色頼行兵を豊後玖珠城に頓する二十旬に及び、城將其徒を催して復振ひ、菊池武敏、阿蘇惟澄と結んで復起りければ、八月探題一色道猷今川助時を將として、往て武敏を伐しむ、十八日益城郡唐河に戦ふ、菊池阿蘇の兵奮闘し、殺傷する所多し、一色頼行は三村又次郎等を遣はし、阿蘇南郷城に據る、惟澄兵を引てこれに押寄せ、三村等を斬て追落し、進んで筑後に入れり。

廿日道猷更に侍所佐竹重義、宰府監代行末を遣はし、肥前の兵を率ゐて助時を援け、合志幸隆は肥後の小代重峰等を率ゐて、卅日上妻郡豊福原に戦ふ、惟澄衆に先だつて奮戦し、乗馬を切られ創を負ひ、六段河原に血戦し、敗れ退く、九月三日幸隆兵を引て菊池に入り、寺尾野盤閣久、虎口、穴河諸城の敵兵を搜索して、盡くこれを破却せり、既にして名和氏の代内河義真、相良經頼、多良木須惠の徒と結びて、球磨郡に城を構へて據ければ、十日探題道猷より楠佐渡公好を遣し往て伐しめ、今河助時の軍を移して之を援く、武敏惟澄等唯伏して鋭を養ひ、宮方暫し勢を失へり。九州脊梁の山嶺は豊筑の境より層疊し、玖珠菊池より阿蘇の火山を抱き、肥後日向の交に至り峻峻を極む、五家、米良、球磨の間は人跡を絶に至る、宮方は此を阻て互に聯絡を通し、武家方は多く平地の熟田を領す、故を以て互に相持し勝負を決するなし。

東國には新田左馬助三河の本野原にて吉良滿義の勢に敗られ、遠江に退きし後、八月に至り其徒を催發して復振ひければ、吉良幸鶴丸を將として、守護代官豊前次

郎左衛門入道光圓、由比大次郎等これを袋井繩手に邀へ、九月進んで篠原より引間、天龍川に戦ひ、仁木孫太郎義商戰没す、田代傳井伊某は井伊城に起て新田に應し、山平駿河守護代は伊豆の兵を并せて吉良氏に應ず、田代駿遠騷然たり。常陸の楠木正家瓜連城に據て、佐竹氏と相抗する數月、第四節足利の族斯波家長鎌倉にあり、常陸競起て宮方に應ずると聞て、足利少輔三郎を遣はし之を伐しむ、佐竹義篤因て常陸の兵を武生城に集めて、瓜連を攻んと謀る、茂木、飯野、八幡、文書陸奥留守廣橋經泰、相馬胤平等を遣し、八月五日石河莊松山城を攻降す、相馬、文書尋て經泰小田治久と共に瓜連を救ふ、十九日鯨岡行隆橋本を發し村田城に向ふ、廿二日佐竹義篤が瓜連に押寄るを、經泰治久花房山に邀へ、共に大方河原に戦ふ、明日行隆等小栗城より進んで宇都宮を攻め、飯野、八幡、文書常野の間騷然たり。

京都は九月も未になり、行在より兵を出し湖を渡りて近江を攻ければ、金勝院、本太平肥直義は佐佐木道譽今川掃部助を遣はして之を争ひ、廿八日山軍浦々に發向す、今川これを釣河原本に防ぎ、明日佐佐木勢は伊岐代馬場に戦ひ、敵を志那濱に攻付け、殺獲あり、小佐治、田代、文書十月になり御和陸となり、山門より還幸の手續きは確かなる詳

乏しけれど、神皇正統記に、十月十日の比にや、補注、建武三年以來、記並に云十月十日山門より還幸いと淺ましかりし事ともなり、猶行末を思食道ありしにこそ、東宮は北國に行啓あり、左衛門督實世卿以下の人々、左中將義貞朝臣を初めとし、さるべき兵も餘多仕奉りけりとあり。梅松論に、十一月廿二日の夜、君は御和陸と號して都へ還幸しければ、御迎の爲に武家の輩賀茂河原邊にぞ參しけるとは、月日を誤れど、多分は夜の事にあるべし、皇年代略記に官軍雖無利、以和陸儀、武家申行之、出御云云とあり、思ふに近江の戦利なく、山門の守禦窮蹙したるにより、尊氏より講和を申入たるにて、露骨にいへは勸降なるべし。梅松論に、君は淮后并に女房兩三人計にて、花山院殿に御座有しを、武家より四面を警固せしむと見え、笠置の變後を繰返されたり。

義貞が皇太子尊良親王等を奉して越前に落たるは、詳説傳はらねど、足利新田は相讎敵となりたれば、あめく降虜となるべきに非ず、帝も再舉の宸衷あはずにより、和陸前に再舉の計を定め、北畠親房、四條隆資等と共に脱走したるなり。建武三年以來肥は、同日に新田義貞朝臣奉取春宮、恒王、親王率千葉千葉以下軍勢、自叡山落北國とあり、元弘日記裏書には九日とす、後説實に近し、太平記に此和議は帝の尊氏が偽起請



文を信じ、義貞が不服を唱へたる一齣を演出したれど、淺墓なる想像談なれば此に引て辨ずる必要なし。梅松論に、同夜義貞は内々勅を蒙りて、實は強請したるならぬ、平藏の機密は傳はらぬを賀春宮と一宮を取奉て北陸道を關東へ心ざしてぞ没落しける、略、中道すがら哀なる事共多かりけり、荒茅の中山にて大雪に逢て軍勢ども寒の爲に死す、太平記に、越守高經大勢にて差塞と開て、道を易て木目峠を越給ひける、今年は陰寒早く、風紛れに降山路の堅烈しかりければ、士卒寒谷に道を失ひ、河野土居得能は天曲にて前陣の勢に追後れ、道を失ひ、鹽津の北にて、義貞は子細なく越前國に下著し給ひて、敦賀佐々木熊谷に取籠られ、自刃すと云云、義貞は子細なく越前國に下著し給ひて、敦賀の津金崎といふ無雙の要害に楯籠る間、當國の守護人尾張守高經、高越後守、仁木細川の人々發向するあれど、師泰の進發は年末なり。三浦文書に、十七日付にて、先帝今月十日、自山門出御、新田義貞以下凶徒落散候處、越北國云云、早馳向要害、可有誅伐との狀を直義より發せり、落散候處、越北國とは敵方の報告なれど、畢竟没落の狀態にて、北陸道を根據とし再舉を謀りたるなるべし。足利氏より義貞が北國に赴くを知て、信濃の村上信貞、（今澤）佐竹兼經等に命して誅伐せしめたるは、十二日なり、繼て義貞が敦賀に據たる報を得たるべし、其後も信貞等に越後を伐て其根本を斷しめたり、市川文書、毛利貞親、親衛父子は、山門に在しに、十一月に出家して越後の軍門に降参した

毛利文書足利氏の手回し迅速なるを見るべし。

第五十一節

天皇新帝に讓位あり、年未禰に京都を脱して吉野に行幸あり、是より吉野京都に兩天皇在して、南北朝の大亂と成にけり。

天皇は京都へ還幸成たれども、皇太子は北國へ赴き給ふのみならず、大塔宮は八幡に、四條中院等天王寺に、猶軍を擁してあり、畠山國清は齋原城の敗還より、十月二日、榎井城にて兵を招集し、又所々を狗ふ、大塚惟正等は楠木一族と軍を合せ、河内の東條城を修めて據守す、（談輪和）四條隆資が山門より來りたる時なるべし。時に九州には色頼行豊後玖珠城を攻圍する八箇月に及ぶ、冥返宰相房は小田顯成の一族にて、當地の福人にて、城中に糧を支給し乏しからず、十二日に至り城遂に陥り、大友貞順等みな逃れ、野上顯直宰相房を生捕り、（野上）玖珠漸く平くと雖も、菊池武敏又山鹿莊に打出て合戦に及ぶとの報あり、探題より今川助時をして之に備へむ、（陸奥）四國には伊豫の土居得能等初めより官軍に應じ、河野通盛等に抗せり、八月武田伊豆守氏信安藝より亂入して、忽那氏等と戦ひ、官方蜂起して之を防ぐ、（忽那）武家これ

を聞て、細川皇海を遣はし往て平げしめ、十月河野通盛に命じ皇海を援けしむ、（河野）

土佐も蜂起して宮方に應ず、十五日武家方津野家時堅田經貞等の兵を催して、源重等が據る所の丸山城(主佐郡)を攻むる數日、十九日遂に襲して之を陥ぬれ、進んで浦内の神崎城を攻め、南斯志て十月は暮にけり。

十一月になり、二日は花山院殿より内侍所并に劍璽を渡され、一條右中將實益、楊梅右少將資持等供奉し、佐々木近江入道兵を以て守護し、東寺の頓宮に渡御ある、新帝は冷泉大納言公泰以下の公卿を従へて、南殿に於て受給ふ、押小路家記。是日先帝に太上天皇の尊號を奉らる、齊明稱徳の例にまかせて重祚を代數に推奉らしむ、九十七代と申侍る、神皇正統記に主上をば尊號の儀ましましき、御心を安め奉りとあれど、立太子は十四日なり、補任皇代阿野准后の腹にて當年十一にならせらる。保曆間記に、御子成良親王は本より尊氏養ひ進ませたりければ、東宮に奉立けり、後嵯峨法皇の御勅に任て、御位は兩院の御末打替々々即せ賜べしと定りければ、中々先帝も御心安く思食されけるとあり。兩統遞立は後嵯峨の勅に非ざれど、久しく例規となり、御和睦の後はかくあるべしと、公卿の多數も承允したるべく、亦尊氏も厚く後醍醐帝の知遇を感戴すれば、是にて兩宮の御間融和を謀る相當の處置と

せしならん。然れども帝は攝關幕府を廢するため、千辛萬苦を經給ひて、敬慮ます、堅確なり、尊氏は幕府黨に擁せられてこそ勢力を生じたり、根柢に於て氷炭相容ず、又伏見統の皇位熱望も、迎も帝と融和するに至り難ければ、成良太子を立て、眞の平和は固り絶望の事なり。

光嚴上皇の院政は六月八幡の行在より始まり、八月光明帝東寺に踐祚あり、兵戈騷擾の中に、武家は舊例の如く、幕府組織を始め、源氏の先代に復し、貞永式目等に遵由して政務を運びたるべし。當時の姿は去年足利氏の鎌倉に兵を擧るときより、政務を直義に委任し、高師直を執事となし、高師泰を侍所となして、兵馬の事を號令し、尊氏は關與せざりけれど、天下の諸大名は尊氏に集中して、源家の大將軍と推たれば、重き事件は御教書を以て行ひたり、是全國武家社會の自然の趨勢に制裁されたる成形とす。足利氏の建武式目といふは、先代の貞永成敗式目に追加して行ひたるなり、最初に十七條を定めて發表したるは、兩帝講和にて劍璽渡御の後、七日付にて、眞惠、是圓、二人の署名を以て進呈したり。其關係の人衆は、前民部卿藤範、南是圓父也、是圓俗名道昭、眞惠、玄惠法師、太宰少貳(細尙)、明石民部大夫(行連)、太田

七郎左衛門尉 布施彦三郎入道(道兼)の八人なり、末文に是固雖受李曹之餘胤、己爲  
 草野之庸愚、忝蒙政道治否之諮詢、所撫和漢古今之訓誨也、とあれば、明法道の士なり、  
 眞愚の素性詳ならず、此二人の圭筆にて起草したるものとす。梅松論に、或時兩御  
 所御會合在て、師直并故評定衆を餘多召て、御沙汰規式少々定められける時(十七條  
 ら)將軍仰られける時、將軍仰られけるは、昔を聞に頼朝卿廿箇年の間伊豆の國に於  
 て辛勞して、義兵の遠慮を回らせし時に、平家惡行無道にして、萬民の歎いふ計なか  
 りしを避ん爲に、治承四年に義兵を發し、元暦元年に朝敵を平げし、其間の合戦五箇  
 年也、彼政道を傳聞に、賞罰分明にして先賢の好する所なり、然と雖尙以、爵の苛き方  
 多かりき、是に依て氏族の輩以下疑心を殘しける程に、さしたる錯亂なしと雖、誅罰  
 繁かりし事いと不便也、當代は人の歎きなくして天下治らん事本意たる間、今度は  
 怨敵をも能なためて本領を安堵せしめ、忠功を致さん輩に於ては、殊更莫大の賞を  
 行はるべき也、此趣を以面々扶佐し奉るべきよし仰出されし間、下御所殊に喜悅有  
 ければ、師直并故評定衆、各忝き將軍の御詞を感し奉て、涙を拭はぬ輩はなかりしと  
 あるは、此時の事ならん。此尊氏が言の主旨は、怨敵を宥めて本領を安堵し、忠功輩

に莫大の賞を行ふにあり、聞者は感涙も流したらんと雖も、其は頼朝の時さへ不可  
 能の事なりしに、今は絶望といふて可なるべし、室町幕府の結果は、權門勢家社寺領  
 の所入を半済に減ずるも、猶賞功に充るに足らずして、終に公武の所領必迫する類勢  
 に陥われり、特に標出して讀史者の注目を促しよ。

是固が定めたる式目條々の大略は、鎌倉を元の如く柳營となすか、他所たるかの  
 問題は、鎌倉を武家の吉土となし、諸人遷らんを望まば衆情に従んと定めたり、然る  
 に南北の亂となり、遊平まで京都を動くを得ずして、室町幕府と成行けり。次に政  
 道の初條は、儉約を行ふ、曰く此比波佐羅と號して華奢を好み、綾羅錦繡、精好の銀劍、  
 風流の服飾目を驚かし、凋弊の甚しきに因て嚴制ある、○群飲佚遊をなし、女色博奕  
 に耽り、茶寄合、連歌會、及び莫大の賭をなすを制す、○晝打入、夜強盜、處々に屠殺し、辻  
 々に引剝等の狼藉を警固す、○微力者が私宅を造れば、忽ち點定されて、壞し取れ、身  
 を隠す所なく、浮浪し、活計を失ふを以て之を止む、○京中過半空地となりたるを本  
 主に返し、今上カ門扈從人の沒收されたるは、尤も尋究めて差異あるべし、○無盡錢、  
 土倉(取)に莫大の課役を充て、或は打入を制せざるを以て斷絶し、貴賤の急用を闕て、

貧乏の活計を失へば、興行さるべし。諸國守護人は政務の器用を擇む。權貴、女性、僧侶の口入を止む。公人の緩怠を誡む。賄賂を止め、百文の分際たりとも賄賂をなしたる者は、永く召仕はれず。殿中内外につき、諸方の進物を返し、唐物己下の珍奇は殊に賞翫すべからず。近習には器用を擇む、或は衣裳、或は能藝以下、玩好を體とすれば、心底相叶ものなれば、遠慮あるべし。禮節を専らす。廉義名譽ある者を優賞す。貧弱輩の訴訟を聞食さるべし。寺社の猛威を振ふて、興隆と號し、奇瑞を耀かし、御祈と稱す。此の如きの類、御沙汰を盡され、訴訟に用捨あるべし。御沙汰の式日時刻を定む。凡十七條は王代の令格より以來、毎々に申令さるゝ條件にして、陳套に似たれど、一代の耳目を改めたる際に、時宜を斟酌して訓令を定むれば、社會に制裁を與ふる效驗は頗る有力なるものなり。徳治の時代には殆ど憲法の如きものとす。前の梅松論にある尊氏の希望と同様に論ずるを得ず。二十五日小除目を行はれ、尊氏を前參議より權大納言に超任せらる。時に年卅二、公卿是より鎌倉大納言と稱して、征夷大將軍の實權を行へり。十二月十日に至り、新帝は東寺より一條内府經通の第に移御。押小路暫く皇居となし、光嚴上皇は持明院に還御ある。略記

院政は實行の設置に及ばずして止たるにてあるべし。

京都暫く兵火熄み、武家は新帝を奉じて新政を行ひ始めたれど、近畿より諸國の兵亂は蜂窩の破れたるが如し、先帝の花山院に在せしは、事實に於て幽囚の有様なりき。山門に扈從したる公卿の還京たる人多けれど、還らぬ人も亦少からず。洞院實世等が先坊に従ひ越前に赴きたる外に、北島大納言入道の伊勢居住は白川文書の宸筆勅書に見ゆ、思ふに北島家は伊勢の多氣あたりに所領あり、此を根據とし、度會吹上の大湊今の停車場附近より東國交渉の便をしめ、東の方面に當りたるべし、是を北島氏の伊勢國司となりて、始終南朝の藩屏となる原由とす。前座主の尊澄法親王も北島親房父子等と伊勢に赴き給ひたらん、叡山は先帝還幸後數日ありて、後伏見の皇子尊胤法親王座主に補し拜堂ありて、平和に復したり、紀勢に一品親王の令旨北島入道一品家の執達狀を存す、確信しがたけれど、大方は然るべし。幕府は越前に兵を向け、十一月初めに新田が僅の小勢にて據を大勢にて取卷たれば、今は定めて滅亡せしめんとの佐竹貞義の消息あり。茂木十二月二日に佐々木道譽若狹守護となり、守越中には吉見參河守頼隆守護となり、三寶院天王寺にも軍勢を差向け

たれど伊勢に如何なる手配をなしたるや聞へず。

されば講和は兩帝の京都にいます様になりたるまでにて、猶薄氷を踏むが如き時態にて、先帝に猜防は解弛せざるべし、梅松論に今度はいつくの國に御幸あらんすらんと沙汰ありしとある如く、必ず又遠國へ遷しまいらす議も動きたるべし。

保曆間記に、顯家卿御舍弟顯信朝臣(年長か)伊勢の國にて義兵を舉、内々申通ずる事有て、秘に先帝都を出させ給、又た同十二月に三種の神器を奉具、吉野山へ入らせ給ふとあり、北畠親房父子が伊勢より熊野を傳へて、吉野へ臨幸の計畫をなしたる秘計は、幕府に一向知れずして、緩怠に打過ぎ、越前及び河泉の防禦にのみ心を奪はれたりき。先帝の京を出給ひたるは廿一日の夜なり、梅松論に、潜に花山院殿を御出有りしかば、洛中の騷動は申はかりなし、此上は京中より御敵出べしとて、急東寺へ警固を遣されける(新帝の警固)諸人胃の緒をしめて、將軍の御前へ馳参したりしかば、少しも御驚き有御氣色もなくして、宗徒の人々に御對面有て仰られけるは、此度君花山院に御座の故に、警固申事其期なきに依て、以の外武家の煩なり、先代の沙汰の如く、遠國に遷奉らは恐有べき間、迷惑の處に、今御出は大儀の中の吉事也、定て

潜に畿内の中に御座有べき歟、御進退を微慮に任せられて自然と落居せば、可然事也、運は天道の定むる所也、淺智の強弱によるべからずと仰出されければ、明奉る人々、實に天下の將軍武家の棟梁にて御座ある御果報を今更申も恐なれども、大敵の君を逃し奉て御驚もなかりしぞ、不思議のことと申合けるとあり。尊氏が社會の趨勢に左右されて大事に周章せぬ度量にて、去年來天下大返しの大戦に堪て此世局を成得たり、運を天定に任せて淺智を用ゐぬとは名言と謂べし、されど深く論究したらば、宮方の勢かくまで強かるべしとは思料せざりしならん。

先帝の都を出給ふ道筋は、神皇正統記に、河内國に正成といひしか一族共を召具して、芳野に入せ給ひぬ、行宮を造りて渡らせ給、神璽も御身に隨へ給けり、誠に奇特の事にこそ侍りしとあり。軍機秘密の事なれば、何くに潜幸ありしやは傳るべき様なけれど、主謀の一人たる親房卿の筆なれば、秘密を漏したりとして確信すべし、此時河内の東條には天王寺の四條隆邦、及橋木正茂等の軍を集中し、楠木氏の本城なれば、元弘度の如く、此より葛城山路を取て吉野へ入給へるなり。天野金剛寺古肥に、廿三日帝王入御阿那宇、廿八日吉野行幸給とある、吉野とは吉野寺山金峯なるべ

し、楠木一族等御供の用意をなし居て、直に御發途ありたる日次なり。潜幸を暗夜と思誤りて、吉野拾遺花山院を潜に御大和の方へ赴給ひけるに、暗夜なれば、いか荷の祠と焚す、御歌むば玉の暗き夜路に迷ふ也、我に借なん三つの灯火と伏拜み太給ひければ、祠の上より赤き雲一撥立ち出て、臨幸を照し送りて、内山に入給ふ、太平記二十八日の夜、物飛波れば、道最暗くて、松明の如くも無り、光終る處に、春日山の上、明に路分に見へ、光物の路を照したる靈異の談を構造し、是まで世の話柄になりたれど、二十日は宵闇なり。

幕府はかくとは知らず、廿二日に、去夜先帝御幸他所、不知御座所之間所奉尋方々也、嚴密可有尋御沙汰と東北院へ遣はしたる書あり、南都北嶺などを尋搜し、しばしは御座所わからざりき。同日權中納言四條隆資、洞院實世、堀河光繼の官爵を削る、公卿隆資は元弘度の如く河内東條に潜行して吉野入の準備をなし、光繼は供奉したるならん、中將以下官を削られたる人は尙多かるべし。晦日に至り先帝河内東條に御座ありて御味方の者蜂起する由武家に聞へて、諸國の地頭御家人を召上す狀を發せり、吉野に在すことはまだ知れず、年末には侍所高師泰を大將として新田義貞が據れる越前金崎城攻に發足したり、嚴寒の比なれば行軍難澁にてありつら

ん、斯て此騒ぎに是年は終りけり。

第五十二節

吉野御所には延元の年號を用ゐ、京都は建武の號なり、陸奥の北畠顯家關東へ打出て、鎮西に菊池武重兵を擧げ東西に戦争起り、武家の軍は越前金崎を攻めて數月を送れり。

京都には建武四年正月を迎へたれど、非常の變起りし事なれば、元日の儀に公卿多くは朝賀せず、因て天慶の故事を按して節會に朝拜を行はれず、高師泰の軍は越前に著し、是日より金崎城攻にかゝれり、太平記に、三面海に臨みて一面の山を負たる要害なれば、寄手の守護尾張高經は燕木より、仁木頼章三丹の兵、細川頼春は東近江より、今川頼貞は小濱より、若狭小濱は佐々木荒川詮頼は四壇より、小笠原貞宗は新道より、佐々木鹽谷高貞は舟手を以て海上より、水陸を塞いで攻たれど、城中より矢石を發して拒み、互に相對して日を送るとある、是書の人名、妄謬多けれど、大形は此の狀景なるべし。信濃の村上信貞は軍兵を率ゐて、是日師泰の軍に著到市川したり。

先帝吉野に假皇居を定め、翌々廿五日江戸修理亮忠重を勅使として、宸筆の勅書

を鎮守府大將軍北畠顯家に賜はる、其趣きは子細ありて出京せしに、直義等が申沙汰の趣き本意相違し、當時の様にては國家のため愈其益なき間、猶本意を達するために京洛を出て、大和吉野郡に移住し、諸國を相催して義兵を擧る所なり、速に官軍を引率して發向せしめ、武藏相模以下東國の士卒、若し勅命に應せぬ者あらば、嚴密の治罰を加ふべし、輔翼の力を相憑ひ、速に干戈の功を成ば、國家の大幸何事か之にしかん、大納言入道は勢州に居住す、定めて委く仰遣はされたらん、道忠（結城）以下各忠節を勵ますべき旨別に仰含まるゝとなり。是より先き前月十二日、洞院右衛門督實世も金崎より結城宗廣へ、尊氏直義等朝敵追討の繪旨は先度遣はせり、去月十日越前敦賀津へ臨幸あるに、（太子を）早く馳参り敵を誅伐すべしと報じ、奥州の軍を待たり、（白河）吉野行在の歳末は、宸筆願文を高野山に納て僧徒の協心を憑ませられ、（高野）元日は假初なる行在にて春を迎へ給へり、伊勢の北畠親房卿より陸奥府へ遣はしたる書翰に

三陽吉朔、萬事歸正、就中東藩耀威、不同桓文之業、幕府專柄、可唱湯武之道、幸甚々、祝著無極候。抑主上出御京都、幸河内東條、即又復御吉野、爲被果御願、可幸勢州之

由被仰候也、天下興復不可有程、愚身於勢州、回逆徒靜謐之計、可待申臨幸候。東國無爲候者、忽々可令發向給、相構々、今度者國中留守事共能、可有沙汰、其間事宜在計、此使節自吉野被差遣、殊可被賞候歟、每事發向時節、逐々之上者期、面拜謹言。

延元二年正月一日

大納言入道殿 御判

右は子顯家への消息の寫を結城宗廣等へ頒付たるものなるべし。此文にて南朝創始の第一年に於る年始の狀況をも推想すべく、先帝の親房隆資等と南畿勢紀を根據とし、東國奥羽の兵を集めて興復の計を回し給へる要領をも伺はるゝ、洵に貴重すべき遺文なり。

河内東條に於ては、是日中川次郎兵衛父子を召捕へ、大塚惟正等を遣はして、其住所に押寄す、（和田）幕府は去年の暮、細川顯氏を天王寺の總大將となし、（田代）島山國清に紀伊を委ねしに、廢帝河内に御座あり、紀州へ内通の徒あると聞て、二日伊都郡の志富田兵衛太郎をして、畠山に屬し要害を構へ道路を塞かしむ、（紀伊）高野熊野の僧徒は吉野へ内通したるべし、社寺は軍事に於て中立を主とす、幕府へは高野衆徒より新院當山へ入御あるとを支へたるに因て止たる由を報せしにより、四日直

養より當山與隆を以て祈禱の精誠を勸せり高野實。八日東條より大塚惟正等を遣はし、玉井彦四郎が若松莊を攻め、和田菱木諸氏の宅を燒拂ふ和田。武家の軍は十六日武田信武天王寺より八幡に陣を移し毛利。畠山國請紀伊に赴きたる跡に、紀人名手源藏人教治等日根莊大木村に據て東條に應じければ、守護代都筑某整てこれ走らす日根。近江にも宮方信樂に蜂起し、甲賀山より數十所の城寨を連ねければ、佐々木秀綱佐三郎、伊賀國槇山より進み、朝宮野尻に防戦し、相持して月を踰ゆ小佐治。

吉野より奥州の軍を催されけれど、關東には去年十二月二日、常陸守護佐竹義篤兵を武生城に集めて、楠木正家が瓜連城を攻んと圖るにより、小田治久、廣橋經泰等之を牽制せんと岩出河原に迎へて戦ふ。陸奥國司代は結城宗廣父子太田等と數萬騎を以て白河口より野州へ打出て、十日結城郡に押寄せければ、北黨桃井貞直これを迎ふ、去月芳賀郡茂木明阿は宮方より茂木城を攻落され、近隣の援兵を得て之を回復し、貞直の手に屬せしが、奥州軍の結城に寄ると聞て、己は小山城を警固し、子知政を貞直に従はしめ、十一日絹河並木渡河に戦ひ、奥軍を破り却く。是日佐竹義篤

遂に瓜連城を陥ぬれ飯野。社那珂一族四十三人を捕斬す金沙山。楠木正家は戦死したるならん。保曆間記に、奥州にも尊氏に志有ける者有て合戦を始む、顯家卿打負て多賀國府を落とあり、元弘日記裏書に、正月八日陸奥の凶徒蜂起し、親王並に顯家卿伊達郡靈山ちびに入とある、正に其時の事なり。多賀府を發す時、葛西對馬守武治をして軍を率ゐて北に還り、凶徒を打拂はしめ、登米、袋中、佐沼の三城を攻陥ぬる四助。靈山は宇多郡の峽巖にて、延曆寺の末寺あり、顯家此に義良親王を奉じて本營をなし、國司代及び結城等野州を退いて、軍を集めて警固す。是に於て小山駿河守は菊多莊に起り、瀧尻城に據て三宮湯本城と相應じ、以て佐竹貞義の軍を伐んと謀る、貞義の弟小河義熙これを聞て、十五日穎谷大輔房を遣はし、石河伊賀諸氏と共に湯本城に押寄せ、石河氏に兵を分つて瀧尻城に向はしめ、たれど勝難きを見て、湯本に加勢し、其南柵を破りければ、湯本少輔房は伊賀氏の手を生捕られ、城遂に陥るれり飯野。

吉野の勅使江戸忠重は、間行して關東に赴き、靈山寺の營に到着したり、北畠顯家は諸人を集めて勅書を拜し、廿五日勅答の書を使者に致す。其趣きは、勅書繪旨并



て貴札跪て拜見しぬ、吉野へ臨幸の事は誠に天下の大慶なり、須く馳参るべきの處、當國擾亂の間、彼餘賊を退治せしめて急ぎ參洛を企つべし、去頃新田兵衛督より申送るにより、出陣の用意を致し畢り、今に延引するは本意に非ず、此間は親王靈山に御座あり、凶徒城を圍む間、近日に合戰を遂べしと、日夜籌策を回す外は他事なし、心勞は賢察あるべし、恐懼の處に貴札を披き、鬱蒙を散し候、毎事は上洛の時を期す、此旨を御披あるべしと古文と報復したり。結城宗廣は中村六郎を宇多郡熊野堂を守らせ置しに、去年小高落城の殘徒、相馬親胤の子松鶴丸を擁して山中に隠れ居たる者又起り、廿六日熊野堂に押寄せければ、中村防ぐ能はずして没落せり。時に斯波家長は鎌倉にあり、代官氏家道賊斯波に在て、其幼子を奉じて國司方を防ぐ、相馬二月石河孫太郎は野州茂木より宇都宮の後攻をなさんとす、國司勢數萬騎にて寄來りければ、澤井小太郎力戰して防止す、佐竹氏は力を常奥の交に用ゐ、小田氏と對峙し、關民部大輔宗祐は關城に據て小田に應じ、石塔藏人頼が絹河を渡り寄來るを中沼渡に迎撃しに勝ず、石塔關城の附近を燒けり、相馬飯野烟田文書鎮西には豊福原の敗軍にて、菊池八代の外は筑肥の宮方屏息せり、阿蘇惟幕府の

日向守護島山直顯、十一月初めより伊東祐廣、肝付兼重等を伐平げんと、國中の兵を催集し、廿一日國富莊太田城に陣營を居たりしに、肝付兼重先づ發し、十二月六日下財部院の新宮城を攻め、進んで三股院に向ふ、十八日直顯兵を引て直に兼重が高城に押寄せければ、兼重大平の門を開て打て出で、烈戰すれども勝ず、城に入て固守し、直顯これを遠巻して年を越え、正月十日高木土持池端等を率ゐて石山城を攻落し、十四日又高城を攻む兼重城を出て、大に城下に戰ひ、阿蘇月を越て届せず。探題の將今川助時は肥後を狗へ軍を返し筑後府に陣營せしに、武敏又山鹿莊に打出て合戰に及ぶと博多に報あり、探題より肥前の兵を催せしに、武敏十二月の末に又武敏打出る風聞ありて、助時の援軍を増たり、阿蘇。菊池肥後守武重は征東の軍に従ひ駿河より引還す後は、京都に留まり、山門行幸に阿蘇惟時と共に供奉し、忠勸を竭してありしに、先帝講和還京の比、竊に肥後へ脱歸りたり、阿蘇。蓋し北島洞院四條諸卿及び新田脇屋等と共に示し合せて、再舉の秘計を回したる一人なるべし、太平。弟武重は留めて逃歸とあれど、武重に弟武重もなし、亦應度の邊脱たり。是に於て弟

南北朝時代史 第三編 南北朝分立 第七章 京都に光明寺立ち 第五十二節 五六一

武敏等大に力を得て再舉の勢を生じ、去年の暮比に山鹿へ打出る飛報頻に傳はりぬ。正月に至り今川助時が筑後國府山下の陣に、又武敏が寺尾城（南地郡）打て出る報ありければ探題より弟一色頼行を將とし、小俣少輔孫太郎道利を差副て筑後の荒木、豊後の野上、肥前の龍造寺諸氏を率ゐて、十二日進發して肥後に入り、山鹿郡岩原に陣せしが、野上（近藤）龍造寺さしたる事もなかりしにや、十餘日にて引拂へり。二月に至り、いよく武重が逃下りて寺尾城に旗を揚ると、助時より探題に報ず（此事實り、北肥戰誌に、大友の族吉弘日向守が菊池城を守ると、武重まづ之を一戰に打破り、日向守を斬とあり、果して事實ならば頼行助時等吉弘を留置て引拂ひたる後に、打取たるならん、頼四志には、寺尾城を修めて本據となし、武敏を遣はし、筑後府を攻めければ、本寺（少）感中、少輔、頼泰、敗走すとあり、彼府には今川頼行在營すなるべし。

七日一色道獻又頼行を遣はし、道利と共に豊筑肥の兵を催して之を伐んと謀る、（龍造寺、深堀、都甲、近、阿蘇、惟澄の傷痕既に痊ければ、二十二日僅に五十餘人を以て、甲佐嶽に乘じ、土持森結城等を指麾し、東の水寨に迫りたれど、兼重に拒戦され負傷して退く、

阿蘇惟澄の傷痕既に痊ければ、二十二日僅に五十餘人を以て、甲佐嶽（南地郡）に打上り旗を揚げ、砥用小北甲佐堅志田を攻取れり、（惟澄甲佐は阿蘇三友社の一なり。

高師泰越前、金崎城を圍み、月を踰れども、城兵拒戦し屈せず。（陸奥是より先き國人

瓜生左衛門尉保脇屋義治を柚山城に擁して金崎の後扨となりたり、其事を太平記に記す、敷衍の説多けれど大要を摘ば、保は守護尾張守高經に屬して金崎の青口にあり、弟兵庫助重、正左衛門照、義鑑房の三人は柚山に有けるに、義鑑房は我が里に脇屋右衛門佐の子息式部大輔義治を隱置き、これを將として義兵を舉んと謀りけり、兄の判官かくと聞て、兄弟一つに成て兎も角も成めと思返し、同陣の宇野宮美濃將監、天野民部大輔（美濃）を語らひ、同意しければ、相共に深山寺の關を謀りて事故なく通り、柚山に歸り、頗て中黒の旗を揚げるに、程なく千餘騎になり、鯖並の宿湯尾峠に關を居て、北國道を差塞き、燧城を修め兵糧を積籠て、循籠らんと用意をなせり。高師泰は此由を聞て、時を替ず六千餘騎を柚山城へ差向ける、瓜生は四五里が間の在家を焼拂ひ、城の籠湯尾宿を燒殘して置れり、寄手深雪に山路八里を越て湯尾に著て、火を燒き身を温て寝りける、瓜生は敵を谷底へ帶き入て、其夜の夜半計に兵を差回して關を揚たり、廢をびれたる寄手共周章翾く所へ亂入て、生捕るゝ者三百餘人討るゝ者は數を知らず。北國の道塞て後に敵あらば、金崎を攻ん事難義成べしとて、尾張守高經、燕木の浦より越前の府へ歸す、瓜生聞て敵に足を溜させては悪かるべし

とて、押寄て一晝夜責職て、遂に高經が楯籠たる新善光寺の城を責落す、夫より義治の勢ひ近江國に振ひ平泉寺豊原の衆徒當國他國の地面御家へ群集しければ、頓て金崎の後攻すとて、里見伊賀守<sup>（守）</sup>を大將として葉原まで寄たりける。高越後守兼て用意したる事れば、敦賀津より廿餘町東に究竟の要害へ、今川駿河守を大將として二萬餘騎を差向て待懸たり、里見宇都宮を始め兩方の峯なる大勢に射立られ、里見瓜生<sup>（生）</sup>義鑑房三人一所にて討れ、敗兵は杣山へ歸りけりとあり。此戰を正月十二日といふは例の疎漏なれど、市川文晝薩藩舊記に、二月十六日新田脇屋瓜生が後卷として寄來りし事は確かなり、攻圍軍は雙方の峯上より挟み射て、信濃勢は村上信貞につき、薩摩勢は高師泰に付き、奮闘し之を破りたり。杣山は江濃より加賀白山に連なる嶮嶺の中にて、古代伊吹山の賊の窟窟なり、瓜生保の一族が脇屋里見等を此險岨に擁したるは、義貞兄弟始めより此天然の要塞に據る計ひなるべし、必ず偶然の事に非ず。其後義貞等が潜に杣山へ脱出するも、亦秘密にて詳かならず、太平記に金崎城には兵糧乏しく成ければ、後攻する者なくては、今十日共堪難し、總大將城を御出候て杣山へ入せ給ひ、與力の勢を催されて寄手を追拂はるべしと勸申けれ

ば、實にもとて新田左中將義貞、脇屋右衛門佐義助、洞院左衛門督實世、河島惟頼を案内者にて、上下七人二月廿五日<sup>（月日は今川城を忍抜出て杣山へぞ落給けるとあり、押當たる談ならんも大方は然るべし。）</sup>里見等が後攻して敗れたるは十六日なれば、是にて援軍の望絶たるにより、三將援兵を催すために忍出たるにて、廿四五日の比ならん、然るに金崎存外に早く陥りて、其經盡全く盡併となりたるなり、金崎の骨鯁たる三將まさか、春宮一宮を打棄て杣山へ逃れはせじ。

先帝の吉野、潜幸より既に二箇月を踰たり、河内には四條隆資<sup>（或は肥伊勢には北畠父子、險山の口を扼して東西に經盡をなし、其間帝に何くに在せしにや、眞の事實は知がたし、寫實の戰記梅松論は此に筆を止め、物語軍談の太平記は臆度多し、吉野拾遺は文學的の小説にして信ずるに足らぬ書なれど、當時の行在を想像する便りに抄しおかん。）</sup>曰く先帝吉野へ移らせ給ひける又の年の春、陸月の末つ方、吉水の法印に贈はせける御歌<sup>（略）</sup>同じ御時山の櫻を眺めさせ給ひて、勾當内侍に折ふしの移り換るにこそ、昔の歌に、おしなへて木の芽も春とみえしより、花に成行美吉野の山とよみつる時は、此山をまだ見ざりし、今はた此に住別て其折ふしの戀しく思ひ

出さるゝはいかにとの給すればとあるは、實なりや覺束なけれど、新葉集に世尊寺の櫻花咲初めけり、雲井櫻といふと聞召しいと哀れに思して、此にても雲井の櫻咲にけりたゝ、假初の宿を思ふにと御製あり、まさに今年の花の比に遊ばしたる歌にてあるべし。

第五十三節 三月の初め金崎落城新田兄弟は、西諸國に出張して、南朝に應ずる諸軍を督し、南北對抗の形勢はこゝに成たり。親王公卿諸將東

高師泰は諸軍を督して金崎城を攻ること益急に、堀際さきにつき、城柵に迫り、日夜攻撃をつゞけ、三月四日より薩摩の島津頼久が手は進んで櫓下に戦ひ、翌日まで猶休まずに終夜攻撃したり、薩摩西記、城中には防戦に力を盡すと雖も、糧食既に絶えければ、梅松論六日の曉に大手の門破れて寄手亂入するを、矢石を飛して防ぎ、薩摩の本田資兼、出雲の諏訪部信惠等を傷づけ、烈しく戦ふと雖も、薩摩西記、勢ひ支ふべからず、敵は二の木戸まで攻入り、由良長濱等戦死す、太平得能通綱は搦手を防ぎしが、是も力盡て自殺す、野家記、河夜の明る比に城遂に陥るれり、筑後歴世文書官、梅松論に、義貞は先立て圍みを出て、子息越後守自害しければ、一宮も御自害あり、春宮を

ば武士迎取て洛中へ入進せけり、此城に兵糧盡て後は、馬を害して食とし、廿日餘り堪忍しけるとぞ承るとあり。一宮自害し給ひし時、少納言官は一條行房も亦これに殉す、太平里見掃部助氏義、一井民部大輔貞政、子左近將監政家、分脈已下、新田一族十餘人、城兵百餘人、みな死す、鶴岡社氣比大宮司太郎は春宮を負て小舟に乗せ、燕木浦の人家に預け、是は日本國の主になる御方に渡らせ給ふぞ、太平、一條氏は藤原行成の後にて、代々筆法の家なり、行房は殊に能書の稱あり、尊圓法親王に傳授して尊圓流を啓く、弟定成は別に家を成し世尊寺氏を始む、空海筆法傳先帝の隱岐に遷幸の時、行房は六條忠順と二人供奉せしに、是に至り皆國難に身を致しぬ。得能通綱は一族土居通増と共に、元弘三年首に義兵を擧てより、終始先帝に忠勤を竭し、通綱は備後守、通増は備中守に任せしに、此に至り皆難に殉へたり。

高師泰等城に入て城郭を燒拂ふ、薩摩西記七日、尊氏名列なし、より諸國の守護へ、金崎城の凶徒義貞以下、悉く誅伐を加へ、城郭を燒拂へる由を宣布す、薩摩西記洞院實世、新田兄弟の脱出したるをまだ知ざりし。太平記に、燕木浦より春宮御座の由を告げる

間、島津駿河守忠治（起前島津か薩摩に此人なし）を御迎に進せて取奉り、其夜討死自害の首を實  
 驗せられけるに、義貞義助の首は無かりけり、尾張守高經春宮に問奉れば、昨日の暮  
 程に自害したりを火葬にすると沙汰せしと仰られしとあれど、事實なりや信し難  
 し。城中の現状も確認しがたき節多し、元弘日記裏書に、三月越前金崎城潰、尊良親  
 王以下遭害とあり、此遭害が事實ならん、鶴岡社務記録に、新田一族十餘人、都合百餘  
 人被切懸とあり、武人の首級を肆したるは事實なるべし。尊良親王は、最初より難  
 に首となり、干戈の中に年月を送り、東西に奔走し給へり、増鏡に、此御子は（命子）藤大納言  
 爲世の御孫にて、彼家につねは住給ひし程に、大納言の末の女大納言の典侍と聞ゆ  
 るに御覽じつきて、其御腹に姫宮などいでき給へり、又中宮の御（くひ）匣殿は宮の御舅の  
 右の大臣公（かみ）顯と聞えし御娘なり、其腹にも男御子などおはします、思儘なる世を待  
 給はゞと誰も行末頼もしく思ひ聞えつるに、かく思の外に淺ましき事の出来ぬる  
 を（土佐配）深う思嘆く人々數知ず、御匣殿は失給しかば、此比はたゞ此典侍の君をの  
 みまだ無物に思しかはしつるに、吹かふ風もまぢかき程におはすれど、御對面は思  
 もよらず、覺束なさの感む計なる御消息などたに通ふ事もかなはぬ御有様を、哀れ

にいぶせく思し結ばゝれたりとあり。公家一統の世となりて太寄府より歸洛あ  
 り、思儘に成給へど、何故にや太子に立給はず、又御息所も定まらぬにや聞ことなし、  
 二歳餘りにて義貞にかづかれ、征東の大將軍として東下りの後は、又兵戈の中に在  
 す月日多く、武家よりは怨奏りしにてありぬべし。太平記に、越前の金崎城にて御  
 自害有て、御首京都に上て、禪林寺の長老夢窓國師葬禮執行はるなど聞へしかば、御  
 息所（大納言）は御車に助載られて、禪林寺の邊まで浮れ出させ給ひ、車の常磐に臥沈  
 ませ給ける、御心の中社哀なれ、頓て御心地煩て、御中陰の日數未終ざる先に墓なく  
 成せ給ければ、聞人ごとに類少き哀さに皆袂をぞ濡しけるとあり。元徳の初より  
 事に興り給へる皇子、今は妙法院の尊澄法親王のみ残り給へり。

吉野の皇居となりしより既に百日を經過せり、幕府は一門譜第を遍く諸國に配  
 布し、撲滅を勉めたれども、吉野の味方は到る處に蜂起し、今は中先代黨まで一味し  
 たる有様なり、但し南朝の文書は室町幕府の支證にならぬ故に大抵反故となりて、  
 十の九は湮滅して存せず。抑南朝を創起するため、越前、伊勢、河内、三面へ根據を  
 居られたる大經書は、是までに著はれず、惟繼に北畠顯信の密奏によりて大和を潜

行あり吉野山に入給へると想像されたりしに、近年に至り古き文書記録多く採集されて、大に史實を發見したれど、南朝の事跡は猶闇に付する事のみ多し。洞院、新田、脇屋が、杣山に一年を支へし事も二三の書に少しく端緒を見れども、詳説は太平記の虚誕を選択するの外に據べきなし。北畠親房が伊勢に赴き、帝の東條より吉野に幸し、次第を覺知するを得たるは、親房の正月元日吉野の使者に付したる結城文書の新に發見したるにより、總ての古記まで綜理につきたり。されば河内の東條に四條隆資が先驅して帝を迎へたりとは、元弘に楠木正成と共に大塔宮を奉し、故智に依り事を推測されたり。かゝる大綱さへ且然れば、其他の史實も釋ぬべからざる事のみ多くして、此際は推測を用うるの必要あり。

義貞が春宮を奉して金崎に據たるは、太平記を見て白河結城文書に對較すれば、叡山に於て讓位ありたる歟とも思はるれど、河内伊勢と三面へ公卿を配られたるを知れば、地理に於て越前はさのみ要處に非ず、惟越後の新田一族と連絡し鎮守府を牽制し北陸を從へるためなるべし。新田は足利の仇敵なれば、直に大軍を以て之を攻たるにより、太平記も亦これのみに軍談を構造し、因て讀者の目を此に專注

すると同しく、時人の耳目も此に集中したるべし、而して帝業は其虛に乘し吉野に創まりたり、是當時山上に於て帝と北畠卿との秘策ならん。此に尋究すべきは東國と尊澄法親王との關係なり。此親王の一生は遠江の井伊、駿河の狩野、信濃の香坂が爪牙となり、東國の人心を得給ひし起因は早く此際にあるかと思はる。當親王の踪跡を考ふるに、還俗ありたる事は、華頂要略に引たる諸門跡傳に延元二年春還俗、征夷大將軍中務卿宗良親王是也との一證あるのみ。其時何くに在せしやは、紀伊の相賀莊司文書に、延元元年十一月卅日の一品親王令旨あれど、尊澄は二品法親王なり、此は疑はしき文書にて證とならず、本親王の李花集に、延元二年夏比、伊勢國一瀬といふ山の奥に住侍しに、郭公を聞てとの題あり、又延元四年春頃遠江國井伊城に住侍しに、濱名の橋霞わたりて、橋本の松原湊の波かけて遙々と見渡さるゝの題あり、又延元四年春頃にや、顯家など誘ひてあづまより遙々上りて、今は都へと急侍しに、奈良天王寺の軍破れて、思ひの外に吉野行宮に参りて月日を送りしにとの題あり、後のは明かに三年を四年と誤られたれば、中の四年も疑はしく、因て前の二年も確保しがたき心する。南狩遺文に伊勢度會の加藤文書を載せ、延元二年八

月卅日小月の一品親王令旨あり、此家の文書は前の莊司氏より確なるものなり、是を前題と對照すれば八九月まで一瀬山に在したり、零細の文書にて論證すれば、此結果を得る。さりながら年月及び文體いづれも不確なり、惟後題の事實は三年二月の事にて、其時親王の東國より顯家と共に上り給ひしは確なり、あづまとは遠江にはあらず、信濃上野あたりよりならん、因て李花集の年に拘はらず事實を以て親王の踪跡を釋ぬべし。北畠四條兩卿の河勢に秘計を回せし時、東國を提督する人なきは大疑問なり、去年九月まで新田左馬助は吉良勢と遠洲に戦へり、瑠璃山年録に九月下旬井賁に美□太郎下て中條殿を打取と見ゆ、井賁は井伊城を攻たるなり、思ふに山門より伊勢へ北畠卿の下る際に、三遠の新田軍を抛棄せられんや。近來上杉家文書の延元貳年二月日大炊助盛繼が越後村山一族への執達狀に、尊氏直義以下凶徒追伐として、式部卿親王家御息明光宮御下國の文出たり、式部卿は宗良親王に非ず、遠俗の初めに御息のあるべきに非ず、無論他の人なれど、親王なれば叔舅にてはすらん、越後へも幼少の宮下り給へるを知ればいよく東國のみ無沙汰なる謂れなし。故に余は断定す、宗良親王は山門より遠江井伊城に向ひ給ふて新

田左馬助井伊介等を提督あり、其の後信濃の香坂諏訪祝等迎へて、上信あたりの南徒を糾合せられ、因て陸奥勢東發の機會を開いて、今年の末比より東上ありたるなりと。されば、宗良親王は南朝の初めより、征東の方面に當り、遠駿甲信の武士が戴きたる君にして、彼伊勢の一瀬山に子規を聞給たるは、是夏暫し北畠の所へ計會に往給たるか、若くは翌三年吉野より伊勢に往給たるかにてあるべし、去年十月より今年の四五月まで、東國に主將を遣はされぬとなし、若し他日東國の事跡發見するならば、余の推測を決するならん。

河内の方面は、和泉守護代大塚惟正、平石、八木、和田等と共に、東條より古市に據たりしに、三月二日、目下西念等大勢を以て寄來りければ、野中寺に迎へ撃ち、西念破れて丹下城に籠り、惟正等在家を燒拂ふ、細川顯氏これを聞て、帶刀直俊と二手に分れ、十日天王寺より寄來る、惟正等これを野中寺の東に破り、逃るを追て又之を葛井寺並岡の北に破り、直俊を打取れり時和年十九。中院右兵督は河内郡鷲尾及び神威寺に城を構へ、北軍を拒みて、敗れこれを打退く南紀伊も亦蜂起して南朝に應ず、四月細川皇海日根郡より向ひ、仁儀莊西光寺城を攻めて之を追落す。惟正等も

亦泉北の横尾寺に要寨を構へ御所尾東條より駐營のを警固す天王寺勢來攻れども數月勝を得ず和田。是等按すれば東條より中院家北品河泉の軍を督して險要を扼し紀伊にも將を遣はし幕府は細川畠山武田諸將に天王寺名八幡を押へて相争ひたり南朝の軍配も亦機敏ならずとせず。

天下いよく南北の大亂となり諸國何れも兵火の揚らざるなし地理に據てこれを通覽するに南黨は大抵山險の要害を阻て北黨は海濱の平地を占め要港は多く北軍に屬し南朝には海上の權乏しきが如し。但北畠氏は伊勢神宮を護し度會郡を屬すと雖も北黨は田丸城に據て争へり去年十二月の末親房より光明寺今田停軍に大勝金剛法を修したる文書を存すれば度會の大湊吹上湊及び志摩の津港庄司文書に親房の九月廿六日志摩軍勢不を占有し是を吉野皇居より東西へ海上往還の門戸となし又熊野を争ふたる二月廿九日小山實隆の田跡あり。熊野の海賊船は伊豫と聯絡を有す伊豫には中務大輔姓名詳ならず忽那島東浦の地頭を招き三月六日吉良上總入道の代官を忽那島より追出し細川皇海の兵と和氣濱に戦ふて追返したり忽那、那は海賊の要港なり是皆南北の海上權を争ふたる微跡とす。

足利時代まで畿内紀阿の船は土佐海を直航して日隅薩へ交通したる跡多し是春吉野行在より侍従三條泰季を薩摩に遣はされ三月十七日指宿に著したり此航路を取たるべし。是に於て指宿忠篤泰季を迎へ近郡に命を傳ふ伊集院忠國河上家久まづ應じ尋て谷山知覽鮫島矢上市來の諸族みな應じ肝付兼重に錦旗を賜はり南軍大に振ひ畠山直顯は高城の圍を棄てし引還れり薩摩指宿谷山知覽は平氏時代に薩摩權守となり薩南より南島を占領し源爲朝を聲となして威を振ひたる阿多忠景の後裔にして年來島津氏と不快の族なり此三條泰季は後に征西府を谷山に創めたる前驅とす伊集院は島津の支族にて市來は島津と同姓の家なり並に守護には不和なる徒にて翕然として之に背けり。

肥後には阿蘇惟澄甲佐より豊田莊益城郡に屬す以下同じに打入り小貳の守護代齋庭小太郎を山崎原に破りて隈牟田莊に進む四月二日一色頼行の代三村入道が寄來るを森崎原に逸へ血戦して之を破り三村を打取り其兵を杉島大渡川に追渡せり阿蘇中今川助時筑前にあり大友貞順が黒木河崎の徒と結ひ蜂起すと聞て筑後國に打向はんと二日龍造寺一族等の兵を催促す龍造寺貞順は豊後國玖珠の殘徒を糾合



したるべし、黒木河崎は筑後國上妻郡の舊族にて、生葉郡の星野氏と共に、菊池と山を隔て、腹背相應ず。是に於て尾張三郎備中權守千手秋月諸氏は、筑前嘉麻郡長尾に打出づ、南將探題一色道猷自將となり、肥後に入て弟頼行の軍を援く、菊池武重阿蘇惟澄と兵を合せ、十九日犬塚原上益に馳向ひ劇戰し、頼行及び橋薩摩彌八國分十郎等を討取れり、惟澄橋薩摩は出羽國小島島秋田領主にて、肥前長島莊佐島を有す、小島島九州の南軍益競ひ、尋て菊池は合志を攻め、探題より小俣道利を遣はして合志を援け、阿蘇惟澄は矢部山、南郷津守城を陥るれ、三條泰季薩摩より守富莊に來り、これを督す、惟澄矢部山、南郷は阿蘇の族坂梨宗喜が菊池の族小山越前守頼顯の兵を入置き、津守は島津の族豊後守實忠の兵を入置きたり、惟澄九州大小の諸族、旗色紛然として互に向背をなしぬ。

**第五十四節** 春の末には吉野派出の主將東西諸國に根據を据え、金崎城の陥落は足利が新田に復讐的の戰を遂るるに止まり、さして價值なく、今は幕府黨戰に疲れ、南朝の勢却て競ひ、諸國到る處に蜂起して、楯をつき、奥軍東軍の西上する機會を啓きたり。

初め元弘笠置の變に後醍醐帝と畫策を俱にしたる攝家は、二條道平近衛經忠の兩關白なりしに、第三節道平は建武二年薨して子良基弱年なり、光明帝踐祚の時關白を復され、經忠を其の職に任ぜられたれど、程なく辭表しまだ許容あらざりしに、四月五日出奔して吉野に参りたり。去年山門扈從の人は邸地を沒收されし程なれば、武式先帝信任の公卿は吉野潛幸の後自安せざる事情ありつらん、坊門清忠は參議左大辨となり、嘉曆以來清要に當りしに前月末辭職せり、又前内大臣吉田定房は民部卿となりて在しに七月廿日に止られ、二人共に吉野に出奔したり。是みな兩朝分立につき必然あるべき事と推諒さるれど、亦公卿間の情實はあながち後人の意想する程にも無は、伏見殿に特殊の信委ある、日野資名の弟資朝が正中變の首謀となり、正慶の議奏に洞院公賢吉田定房の信任されたる等にて見るべし。且花園上皇は朝に忠臣少しと御嘆息ありぬ、後醍醐帝に名臣多し、皆袂を聯ねて南へ参りたらば、京師は懸仕のみ朝に満たん、公卿の皇室を重んずる觀念は他の臣民と異なり、其去就の輕忽ならざる所を酌量せんを要す。經忠の南奔は別に事情の存するは、祖父家基鷹司家と婚し、父家平を生み、尋て龜山の皇女降嫁し、經平を生給へ

り、家平を岡本關白といひ、經平を岡屋關白といひ、家を東殿西殿に分ち、經平の子基嗣は經忠より三歳少し、經忠は先帝に信任され、元徳に右大臣にて關白となり、其時にも誹謗あり、元弘の初めに罷し時、基嗣は左大臣に任じ、繼て笠置の變となりければ、此時より近衛家は既に元弘正慶の兩派自然に分れたり。僧虎關傳コウケツに去年尊氏が西奔せし後、經忠は帝に基嗣が尊氏に内通したると譖し、基嗣より虎關に其取成しを頼みたるとある如く、東西相反目したりしに、新帝の經忠を關白になし給へるは、其職に安んじ難き事情を推諒さるゝ。されば經忠及び定房清忠の南奔は、密に吉野より召したるにてあるべし、其他南朝に最も縁因の深きは、洞院家、花山院家、二條道平の弟師基等なり、師基は前權大納言兵部卿なりしに、七月廿日定房と共に卿を止め、洞院公賢は六月の末に勸修寺經顯まで右大臣の辭表を出し、翌月十二日に罷られたり、花山院師賢が流死の後には其家賢相續し、まだ弟信賢共に南に参りたるべし、其他後醍醐帝の信臣多く散地に退けるは南朝嫌疑の故ならんも、猶多に京に留まり、後に南山祇侯の縉紳は正平以後の變化なり。

南北朝は天皇相續争ひの結果なり、事の是非は雲井に近き人々も確信に迷ふた

らん、是は攝家以下にも眼のあたり比例の多き事にて、門外漢の武臣が生命を犠牲にして黨派を樹る程の憤慨を生ずべきに非ず。故に此亂は政治的にて公武の主權争ひと謂んか、建武の政は公武を混一し文武其職を分てり、全國の混亂を惹起すほどの偏執もなし、又幕府存廢の訂争と謂んか、是も公家方に廢幕の確説あるを見出すに苦しむ且大塔宮を將軍に奉じたる一派が失望して、新田義貞を推たるは隠然たる武家將軍に近し。されば足利氏の兵は新田を伐つの名の下に擧げたるに因て、新田足利の覇權争ひとも名付らるれど、是も亦新田氏に全國の端まで加擔する程の名望ありしとは信じがたし。因て歴史の原因に遡り、源平兩黨の争ひの隠伏して此に復發したる顯象とも映ずれど、是逆も二百年に近き星霜に變化して、今は事態複雑し同じ源家の體代まで旗色を分つに至り、紛然として名狀すべからず。されば社會的にて、社會の趨勢が世を逐ひ年を経るまゝに無政府に傾けるに、公家が戀舊心を北條廢滅に注ぎ、皇統分争の共に幕府の權を收めんと試み、其が謀火線となりて破裂したるとも見え、二三の名義を標榜して條理し説んとは不可能の事とす。

吉野行在定まり、主將を各方面に派して足利氏に反抗する黨を提督せられ、纒に百日を出ずして日本六十六州ごとく、蜂起し大潰亂と成たる顯象を明瞭に寫し出さんとは殆ど絶望也、其地の區域を差別せんか、一國と纏まりて旗色を同くしたる國なきは無論なり、一郡一圓の旗色を看出すも難し、一村に兩様の旗色を分てる處を看出すとさへ少からず。更に氏族を以て兩黨を標榜とせんか、一族一團となりて旗色を同くせるは、足利一門の外に楠木名波二族あるのみ、足利の敵とする新田一族と雖も、大新田里見竹林の諸氏は兩色に分れ、山名氏も足利黨なれり、九州に於る小貳大友島津は頼朝以來三國づゝを委任され、尤も源氏に黨する家なれど、亦皆南朝に應したる族のなきはなし。此例の如く、地名姓氏共に其旗色の標榜に代るべからず、毎地毎氏に差別を標し例すれば、宇都宮(名地)の南黨、宇都宮公綱、菊池(名郡)の北黨、小山菊池の文族、下總の結城氏、常陸相馬氏の如く、北朝に應ずる某と細書を要する場合多くあり。到る處に旗幟を異にし、干戈を尋ね、勝も服従したるに非ず、退も平定したるに非ず、文書舊記いよく出れば彌繁雜になり、紛紛として條理すべからず、紊亂に紊亂を加へゆく光景は、逆も淨明に描寫するを得能はざるなり。往年舊

藩の舊記は最も博く裏輯されたるを以て其藩史を作り、薩隅日三國の各郡に南北分争の表を作り試みたれど、無數の名氏雜出して辨別し難きに苦しみ中止したり、其稿を此に録して此亂の如何に紛雜なるやを例證せん。

延元年間薩隅日三州南北分争表

國郡	南朝	北朝
薩摩	守護 阿蘇大宮司惟時	守護 島津上總入道道鑑 <small>代酒勾久景</small>
出水郡	阿蘇領 <small>(和泉)</small>	島津道鑑 <small>子頼久守久兼杉保末(和泉)</small>
高城郡		島津領 <small>莫田久兼也市久保妙鏡</small>
薩摩郡	澁谷經重	澁谷氏重同重棟
伊佐郡	吉岡一族 <small>(那谷院)</small>	篠原國道 牛屎高元
鹿島郡	中村秀純 矢上高純	
日置郡	<small>(島津)</small> 伊集院忠親 子忠國	市來時家 島津領 延時忠種 河田隆喜
伊作郡	益山氏 古木氏	伊作 <small>(島津)</small> 久長 子宗久
阿多郡	飯島經道	二階堂行久

河邊郡	河邊氏		
額娃郡	額娃氏		
揖宿郡	三條侍從泰季	揖宿忠徳	
給黎郡	阿蘇領	知覽忠世	
磐山郡	磐山隆信		島津實忠領
大隅	守殿?		島津忠能
菱刈郡	菱刈氏		守護 島津道鑑代 森木行重
桑原郡			柳木原氏
贈於郡			税所氏 重久爲兼
大隅郡			扇屋清成 島津師忠(佐多)
始羅郡			島津領 比志島氏 小山田景純
肝屬郡	肝屬兼重		吉田清秋 郡山頼平
種島			
日向	守護?		守護 島山修理亮直顯代 若林秀信

談縣郡	肝屬領	北原氏	名越高家	島山領 若林秀信
富崎郡	伊東祐廣			(島津領もあるべし)
耶珂郡				太田實頼
見湯郡				島山直顯
臼杵郡	高知尾氏(阿蘇屬)			伊東祐持
				士持氏 三田井氏 臼杵氏

右は決して詳密なるものに非ず、諸縣肝屬に於る中先代名越氏の黨、日向各郡の南北黨、其他三國に於る著族の漏たる分は夥多し、中には南北の向背を知ざるにより略したるもあり、因てまゝ一郡に一黨あるが如し、事實を究むれば中に異分子の存する疑ひある郡多し。

此一所を見て六十六國の全豹を推知すべし。

かゝる紛亂は決して急遽に醸生すべき事にあらず、國の發達する進路を推究すれば殆ど必然免るべからざる理數あり。蓋し日本開初より各地の聚會が拓殖を進め、世を逐て家族の繁息は人口の増殖と相伴ひ、永き年間に諍奪も行はれ、從つて國家を成し、統轄を試み、粗より漸く密になるに従ひ、種々の弊害は積るものなり。